

大島岡田村	七・四八	二五五	九〇四	九〇四	八四一	一六三	〇・〇七五	八五八	二五	
大島泉津村	三・四三七	一五三	五五二	五五二	五八	三四	〇・〇六六	五三	二五	
大島野増村	二・一八八	三九	八八四	八八四	九八二	九七	〇・〇九九	一〇四六	四三	
大島差木地村	一・九七九	四五五	一七六六	一七六六	一五〇	一八六	〇・二一八	一五一九	八九	
大島波浮港村	一・九八九	三五九	一四七〇	一四七〇	九九六	四七四	〇・四七六	一〇六一	七九	
利島村	四・三三	七	三三五	三三五	三三	四	〇・〇三三	三〇五	七	
新島若郷村	三・三六八	六九	四七五	四七五	四九二	一六	〇・〇三三	四三三	一八七	
新島本村	一八・五六六	七九	三八七	三八七	三六一九	二五三	〇・〇七〇	三〇七九	一八七	
神津島村	九・六八四	四二	二一四〇	二一四〇	二一四八	八	〇・〇〇四	一〇三	一五	
三宅島神着村	六・六二五	二八	八三三	八三三	一〇三九	八	〇・〇七九	九四	一六	
三宅島伊豆村	五・〇二七	一七	九二	九二	七三	二八	〇・一五八	七九	三〇	
三宅島伊ヶ谷村	二・七五三	三三	一三六八	一三六八	一五八	三〇	〇・〇三四	一三四六	一八	
三宅島阿古村	一五・六六七	二八三	一〇一一	一〇一一	九二〇	一〇一	〇・一〇	一〇一一	一〇一	
三宅島坪田村	一九・六四六	一〇〇	三六四	三六四	三六八	一六	〇・〇四三	三九	二〇	
御藏島村	八・二五三	一七〇	九〇六	九〇六	九二七	六二	〇・〇〇七	八九六	二〇	
八丈島	二〇・四七七	五八九	二六〇	二六〇	二五二	四八	〇・〇一八	二七八	二七	
大賀郷村	二・九八八	六四	二七	二七	二五九	一七	〇・〇七〇	二四九	二四	
三根村	七・五七一	一三	九三	九三	八六	六五	〇・〇七五	八三	二三	
榎立村	八・三六八	三三	一三六	一三六	一四六	一八	〇・〇三九	一八五	一四	
中ノ郷村	一〇・七七八	一八〇	九二	九二	九二	四九	〇・〇五二	七九	八五	
末吉村	一・四八〇	一八	九四	九四	九四	五	〇・〇五二	一〇〇	六四	
宇津木村	一・六八〇	三六	一一	一一	一五	二四	〇・一五五	一五	七六	
鳥打村										

青ヶ島	五・四二七	九六	三九八	三九八	四二二	一四	〇・〇三四	四三〇	七
鳥島	四・四一〇	八	四	四	八	三四	四・五〇	二	一〇
小笠原島	一〇・一九六	一四六	五七四	五七四	五七〇	三八	〇・〇〇七	五四二五	五
父島大村	二四・五三四	四七	二一四	二一四	一八五九	二七	〇・一五五	一三九	二
組父島扇村		九四	四六	四六	五六	八	〇・一五五	六二八	二
合父島袋深村		二六	一四七	一四七	二二	一	〇・三六六	三五〇	二
弟島	五・四三三	七	三七	三七	四	五	〇・三九	一七	七
嫁島	一・〇〇二	二	八	八	一三	一	〇・三九	一七	八
聳島	三・四七〇	五	五三	五三	一一	四	〇・三八八	一八	一五
母島沖村	二・一七三	二六	一一九	一一九	一三	四	〇・〇四六	一二七	一
母島北村	一・七二七	七	四三	四三	五九	七	〇・一五一	五〇	八
姉島	一・四六五								
妹島	一・三三四								
姪島	二〇・一八五	一六	一〇二	一〇二	一一三	七	〇・〇二五	九三	一
硫黄島	五・三六六	三	一四	一四	七	五	〇・七三	一六	一
北硫黄島	未測地	一四	三	三	三〇	二	〇・〇七	一六	一
南島									
未測地									

〔附 記〕

世帯は内閣統計局發表の速報、人口は確定數を掲ぐ。

第二 開府以前の沿革概要

第一章 原始時代と國造時代

一 序 説

東京府は武藏國の中東京八王子の二市及び荏原・豊多摩・北豊島・南足立・南葛飾・西多摩・南多摩・北多摩の八郡と、伊豆七島及び小笠原諸島とを管轄してゐる。伊豆七島及び小笠原諸島の沿革に就いては、改めて第六章に於いて述べることにし、ここでは先づ東京府の中武藏國に屬する地方の沿革を概述するに止めたいのであるが、便宜上現に埼玉縣に屬する地方にも及ぶであらう。固より未開蒙昧の原始時代に於いては未だ劃然とした郡郷の區別が無かつたばかりでなく、この原始時代と國造を置かれた時代との境界すら明確に知ることが出来ないのであり、従つて原始時代から國造時代にかけての東京府管轄地の沿革を述べるには、勢ひ現在の東京府管下に於ける出來事と推測される事項に、重きを置いて、武藏全國の沿革を略述するより外に仕方が無いのである。

武藏國は初め只漠然と「東國」と稱する地域内に含まれてゐた。尤もこの東國と略同じ地域を指すものに「吾妻」と云ふ名稱があり、日本書紀の崇神天皇紀景行天皇紀等では東國を「あづまのくに」と訓んでゐる。奈良朝時代に入つても「雞が鳴くあづま」と詠んだ歌が萬葉集に多く見えてゐて、東國又は吾妻の稱は後の時代にまで及んでゐる。

この東國若しくは吾妻國と云ふのは、又奈良朝以後に於いて坂東或は山東と稱せられる處である。即ち足柄と碓氷を連ねた峯巒は、駿河・甲斐・信濃の三國と相模・武藏・上野の三國との間に互つて天然の境界を爲し、その東は所謂關東平野を中心とする一大地理的區劃を形成して奥州に連なつてゐる。而してこの關東と云ふ名稱は、醍醐天皇の昌泰二年に始めて足柄・碓氷の兩所に關所が設けられてから起つたものである。

この關東の一部である武藏國は、その西北部に秩父山脈を負ひ、山麓から展開してゐる武藏野盆地が漸次東南に向つて傾斜してゐる。従つて河川は多く東南に流れ、今の東京市の邊などは古代武藏の諸河川の合流點であつたらしい。更に上野・下野二國の水も亦その下流は武藏の國中を東南に向つて流れ、東京市の附近で

東京灣に注いでゐた。さればこれ等の河川の沿岸は太古から水害を免れることが出來ず、東南兩方低濕の地は長い間放棄されて蘆荻の茂る儘になつてゐた。武藏平野の開発が關東諸國の中でも特に後れたのは一つにはこのためであつた。

これ等河川の主なものは利根川・荒川・入間川であるが、その他多くの河川が國中を流れてゐたのであるから、治水事業に於いて武藏の人々は早くから他に勝れてゐたものと思はれる。治水に關する我國最古の物語は、日本書紀仁徳天皇十一年の條に見える難波茨田堤まむだの造築に關するものであるが、この物語に武藏の人強頸こほりと云ふ者が現はれてゐるのは中々興味のことであつて、この堤が築かれた時二個所の斷間たぎまが決潰したので、天皇の御夢によつてこの強頸が召し出され、河神に禱るために水に没して死んだと傳へられてゐる。この物語は既に武藏人の風格を現はしてゐるものといつてよい。

二 原始時代の遺蹟及び遺物

かやうに武藏國には河川が多かつた爲に、自然太古から人類の棲息するところとなつた。従つてその遺蹟と思はれる處からは多數の遺物が發見されてゐる。

今それ等の遺物に據つて推定するに、原始時代の住民は未だ金屬を使用することを知らず、尙石器骨器及び土器等を用ひる文化段階に在つたことが解る。彼等が蝦夷民族であつたことは、日本書紀の景行天皇の御宇に於ける武内宿禰の視察及び日本武尊の御東征に關する物語によつて觀られる所であり、これ等の文獻は考古學的研究の結果とも大體に於いて一致するところである。考古學者の調査によれば、武藏國は實に關東の中でも石器や土器發見の場所が數に於いて第一位を占めてをり、その數は實に一千個所を越えてゐる。いまこれ等の中で東京府に屬するものを示すと次の通りである。

原始時代の遺蹟及び遺物一覽

東京市

麴町區宮城内紅葉山
麴町區富士見町九段坂
麴町區五番町

土器
土器
凹石

芝區芝公園丸山(貝塚)
芝區芝公園紅葉館内(貝塚)

土器
土器
石鏃
磨石斧

芝區白金海軍火藥庫址
芝區白金三光町

土器
石器
打石斧

芝區伊皿子町三井氏邸(貝塚)

麻布區山元町善福寺(貝塚)
麻布區櫻田町(貝塚)
麻布區三河臺町
麻布區三軒家町(貝塚)
麻布區筭町筭坂上

石斧
土器
土器
石斧
土器

赤坂區青山六丁目(貝塚)
赤坂區青山長者ヶ丸(貝塚)
赤坂區青山墓地(貝塚)

石器
石鏃
石鏃
打石斧
磨石斧
石棒

四谷區新宿
四谷區津守新坂
四谷區鮫ヶ橋

打石斧
打石斧
石器

牛込區佐土原町(貝塚)

土器
石鏃

牛込區山伏町

土器 打石斧

小石川區大塚(貝塚)

土器 石器

小石川區原町(貝塚)

土器

小石川區表町(貝塚)

土器

小石川區指ヶ谷町

土器 石槍

小石川區白山前町

土器 打石斧

小石川區久堅町(貝塚)

打石斧 凹石

小石川區林町

土器 石鏃

小石川區音羽護國寺境内道附近

土器 石鏃 石匙 石劍 石槍

小石川區植物園(貝塚)

土器 土偶 石鏃 石匙 石劍 石槍

小石川區高田老松町

獨鈷石

小石川區小日向臺町

石斧 石皿

本鄉區東京帝國大學構内

石錘 打石斧

本鄉區元町

土器

本鄉區弓町一丁目(貝塚)

土器 敲石

本鄉區森川町

石棒

本鄉區湯島女子高等師範學校内(貝塚)

土器 磨石斧

本鄉區西片町誠之小學校附近

土器 磨石斧

本鄉區神明町神明社附近

土器 打石斧 磨石斧 石鏃 凹石

本鄉區千駄木町

土器 石鏃 打石斧

本鄉區彌生町(貝塚)

土器 石鏃 打石斧

本鄉區動坂町不動堂附近

土器 石鏃 打石斧 磨石斧

本鄉區帝國大學構内

石斧

本鄉區上富士神社境内

磨石斧

下谷區上野公園忍ヶ岡附近

打石斧 石棒

下谷區上野公園新坂

土器

下谷區谷中天王寺境内

土器 打石斧 磨石斧

下谷區谷中坂町(貝塚)

土器 石鏃 打石斧 砥石

荏原郡

荏原郡品川町御殿山益田氏邸内(貝塚)

土器 彌生式土器

荏原郡品川町御殿山益田氏邸外南方臺地

土器 土偶 土版 打石斧 磨石斧

荏原郡入新井町大森驛脇(貝塚)

土器 骨角器 人骨 打石斧

荏原郡大井町庚塚(貝塚)

土器

荏原郡大井町大佛墓地裏

土器 土錘 打石斧 石槍

豊多摩郡杉並町成宗白幡
 豊多摩郡杉並町高圓寺
 豊多摩郡杉並町田端
 豊多摩郡杉並町田端大ヶ谷戸(イ)
 豊多摩郡杉並町田端大ヶ谷戸(ロ)
 豊多摩郡杉並町田端大ヶ谷戸(ハ)
 豊多摩郡杉並町田端本村
 豊多摩郡杉並町阿佐ヶ谷小山
 豊多摩郡杉並町阿佐ヶ谷本村
 豊多摩郡杉並町天沼
 豊多摩郡落合町下落合
 豊多摩郡落合町近衛新町
 豊多摩郡落合町薬王院附近
 豊多摩郡落合町大上
 豊多摩郡落合町自性院東
 豊多摩郡落合町葛ヶ谷御靈社附近
 豊多摩郡和田堀町和田松ノ木
 豊多摩郡和田堀町和田峯

土器
 打石斧 石槍
 土器 石鏃 打石斧 石皿
 土器 石鏃 打石斧 石皿 石槌
 土器 石鏃 石槍 打石斧 半磨石斧
 石小刀 石皿 彫刻アル石盤
 土器 打石斧
 土器 打石斧
 土器 石鏃 打石斧 磨石斧 炭石
 石棒
 土器 打石斧 石槍
 土器 打石斧 磨石斧
 土器
 土器
 土器 打石斧 磨石斧 石鏃 石皿
 土器 打石斧 磨石斧 石鏃 凹石
 土器 打石斧 磨石斧 石棒 凹石

豊多摩郡和田堀町和田大宮
 豊多摩郡和田堀町和田妙法寺裏大宮八幡
 豊多摩郡和田堀町和田妙法寺附近
 豊多摩郡和田堀町和田本村
 豊多摩郡和田堀町和田方南
 豊多摩郡和田堀町高千穂高等商業學校内
 豊多摩郡井荻町下荻窪
 豊多摩郡井荻町慈雲山光明院内
 豊多摩郡井荻町上荻窪
 豊多摩郡井荻町下井草沓掛
 豊多摩郡井荻町下井草妙山寺附近
 豊多摩郡井荻町上井草
 豊多摩郡井荻町上井草前光寺附近
 豊多摩郡井荻町中通
 豊多摩郡井荻町善福寺
 豊多摩郡井荻町(イ)
 豊多摩郡井荻町(ロ)

土器 打石斧
 凹石 土器
 土器 打石斧 石槍
 土器
 土器 打石斧 石槍
 土器 打石斧
 土器 打石斧 石槍
 土器 打石斧 石槍 石匙
 土器 石鏃 打石斧 磨石斧 凹石
 土器
 土器 打石斧
 土器 打石斧 磨石斧
 土器 打石斧 磨石斧
 土器 石鏃 獸骨
 土器 石鏃 打石斧 磨石斧 土錘
 磨石斧
 土器 石鏃 石斧
 土器 石鏃 石斧
 打石斧 石匙

豐多摩郡高井戸町下高井戸鎌倉橋附近
 豐多摩郡高井戸町上高井戸天神橋附近
 豐多摩郡高井戸町大宮前新田
 豐多摩郡高井戸町久我山
 豐多摩郡高井戸町久我山中屋敷

土器 石鏃
 打石斧 磨石斧
 土器
 土器 石斧
 土器 石鏃 打石斧 磨石斧 石槍

北豊島郡

北豊島郡板橋町下板橋(イ)
 北豊島郡板橋町下板橋(ロ)
 北豊島郡板橋町中丸
 北豊島郡巢鴨町上駒込傳中
 北豊島郡巢鴨町染井墓地
 北豊島郡巢鴨町妙義坂
 北豊島郡西巢鴨町池袋西貝塚
 北豊島郡西巢鴨町池袋氷川社裏(東貝塚)
 北豊島郡岩淵町下
 北豊島郡王子町上十條(イ)
 北豊島郡王子町上十條(ロ)
 北豊島郡王子町上十條(ハ)

石鏃
 石棒
 石斧
 土器 石棒 石槍
 打石斧 磨石斧
 土器 打石斧 磨石斧
 土器 打石斧 凹石
 土器 石鏃 打石斧 磨石斧 曲玉
 土器
 土器 石鏃 打石斧 磨石斧 石皿
 石鏃
 土器 石鏃 石皿 凹石

北豊島郡王子町王子
 北豊島郡瀧野川町中里貝塚
 北豊島郡瀧野川町田端
 北豊島郡瀧野川町西ヶ原昌林寺貝塚
 北豊島郡瀧野川町西ヶ原農事試験場内貝塚
 北豊島郡瀧野川町西ヶ原七社神社貝塚
 北豊島郡瀧野川町西ヶ原
 北豊島郡瀧野川町八幡社内
 北豊島郡日暮里町日暮里延命院貝塚
 北豊島郡高田町
 北豊島郡長崎町
 北豊島郡大泉村上土支田
 北豊島郡志村小豆澤貝塚
 北豊島郡志村火薬庫附近
 北豊島郡志村延明寺近傍
 北豊島郡志村延明寺内
 北豊島郡志村前野大日堂
 北豊島郡志村中臺(貝塚)

土器 石鏃 磨石斧 獸骨
 土器 磨石斧 凹石
 土器 打石斧 凹石 獨鈷石
 土器 土偶 石鏃 打石斧 磨石斧
 土器 砥石 凹石 骨器
 土器 打石斧 磨石斧
 土器 打石斧 人骨
 磨石斧
 土器 打石斧
 土器 土偶 石棒
 土器 打石斧
 土器 打石斧 凹石
 石棒
 土器 打石斧 磨石斧 凹石
 土器 土偶 打石斧

- 北豊島郡志村西臺 土器 打石斧
- 北豊島郡上板橋村 土器 打石斧 砥石
- 北豊島郡上板橋村小竹 土器
- 北豊島郡上板橋村江古田 土器
- 北豊島郡上板橋村宿(イ) 土器 打石斧
- 北豊島郡上板橋村宿(ロ) 土器 打石斧
- 北豊島郡赤塚村四葉 土器 打石斧
- 北豊島郡赤塚村下赤塚(イ) 打石斧
- 北豊島郡赤塚村下赤塚(ロ) 土器 打石斧
- 北豊島郡赤塚村上赤塚 土器 石棒
- 北豊島郡赤塚村成増 土器 打石斧
- 北豊島郡赤塚村徳丸 土器 打石斧 磨石斧
- 北豊島郡上練馬村上練馬 土器 打石斧
- 北豊島郡上練馬村上練馬向山 土器
- 北豊島郡上練馬村練馬驛北方 土器 石鏃 打石斧 石槌
- 北豊島郡上練馬村下土支田 土器 石鏃 打石斧
- 北豊島郡中新井村武藏高校附近 土器 石鏃 磨石斧
- 北豊島郡中新井村中新井 土器 打石斧

西多摩郡

- 北豊島郡中新井村中新井辨天 土器
- 北豊島郡中新井村中新井トノ山附近 土器 打石斧
- 北豊島郡中新井村中新井正覺寺附近 磨石斧
- 北豊島郡石神井村下石神井上久保 磨石斧
- 北豊島郡石神井村下石神井 土器 石棒
- 北豊島郡石神井村上石神井觀音山 土器
- 北豊島郡石神井村上石神井オノギ山 土器 石鏃 打石斧 石匙
- 北豊島郡石神井村上石神井立野 土器 石鏃 打石斧 磨石斧
- 北豊島郡石神井村關 土器 石鏃
- 北豊島郡石神井村谷原 石斧 石棒
- 西多摩郡青梅町森下 石棒
- 西多摩郡青梅町日向和田 土器 石皿
- 西多摩郡青梅町から調布村に至る道路 石棒 石皿
- 西多摩郡五日市町五日市東入野 打石斧
- 西多摩郡五日市町五日市西入野 打石斧
- 西多摩郡五日市町五日市番場 打石斧
- 西多摩郡五日市町五日市茂カリ 打石斧

- 南多摩郡堺村相原長者窪 土器 石鏃 打石斧 磨石斧 石棒
- 南多摩郡堺村相原神藤アラク 土器 石鏃 打石斧 磨石斧 石棒
- 南多摩郡堺村相原天臺山 土器 石鏃 打石斧 磨石斧
- 南多摩郡堺村相原馬込 土器 石鏃 打石斧 磨石斧
- 南多摩郡堺村相原根岸 土器 打石斧
- 南多摩郡堺村相原八反 土器
- 南多摩郡堺村小山鑓水峠附近 打石斧
- 南多摩郡堺村小山堺嶺 土器
- 南多摩郡堺村小山堂ヶ谷戸 土器 打石斧
- 南多摩郡堺村小山三ツ目 土器 打石斧
- 南多摩郡堺村小山丸山 土器 石器
- 南多摩郡堺村小山小山田端 土器 石鏃 打石斧 凹石
- 北多摩郡府中町大國魂神社境内 打石斧
- 北多摩郡立川町立川驛附近 土器 石鏃 打石斧
- 北多摩郡保谷村 石棒
- 北多摩郡多磨村 石鏃 打石斧
- 北多摩郡神代村深大寺 土器 打石斧 石匙

北多摩郡

- 北多摩郡神代村野ヶ谷 土器 打石斧
- 北多摩郡神代村入間 土器 打石斧
- 北多摩郡神代村下仙川 土器 打石斧
- 北多摩郡神代村繪堂 打石斧 石皿 石棒
- 北多摩郡狛江村和泉 打石斧 石槍
- 北多摩郡狛江村覺東 磨石斧
- 北多摩郡砧村大藏(イ) 土器 打石斧 磨石斧 砥石
- 北多摩郡砧村大藏(ロ) 石鏃
- 北多摩郡砧村石井戸 土器 打石斧
- 北多摩郡砧村西山野 打石斧
- 北多摩郡砧村成城學園附近 土器 石鏃 石斧 凹石
- 北多摩郡砧村喜多見 土器 石器
- 北多摩郡千歳村岡本 土器 石鏃 打石斧 磨石斧 石錘
- 北多摩郡千歳村糟谷 打石斧
- 北多摩郡千歳村八幡山 土器 石鏃 磨石斧 打石斧
- 北多摩郡三鷹村牟禮丸山 土器 土偶 打石斧 磨石斧 石皿
- 北多摩郡三鷹村牟禮中山谷 打石斧
- 北多摩郡三鷹村牟禮玉川 石鏃

- 北多摩郡武藏野町井ノ頭
- 北多摩郡小金井村貫井
- 北多摩郡小金井村梶野新田
- 北多摩郡小金井村中山谷
- 北多摩郡國分寺村國分寺驛傍
- 北多摩郡國分寺村本多新田
- 北多摩郡國分寺村中藤新田
- 北多摩郡國分寺村國分寺舊址附近

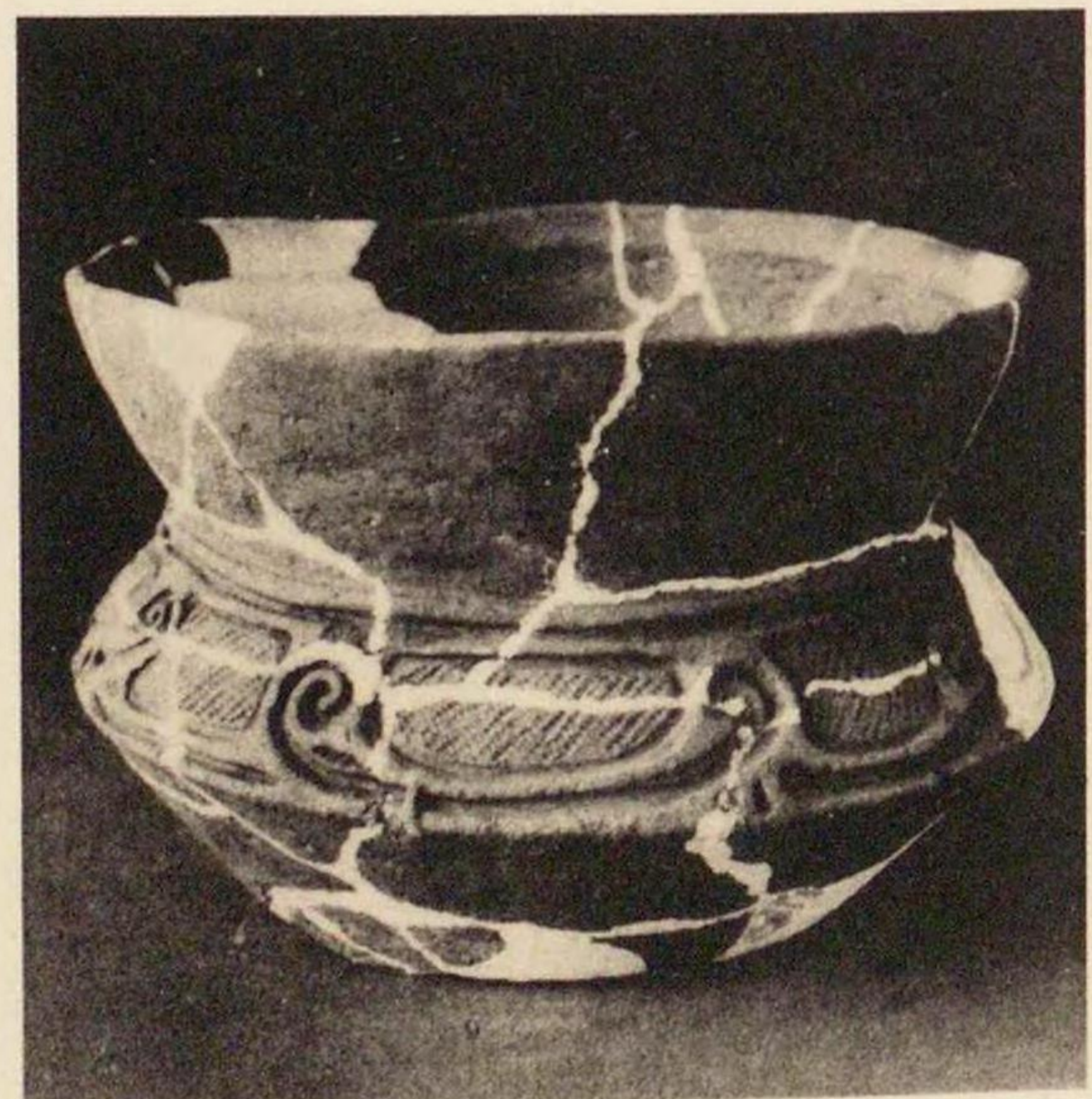
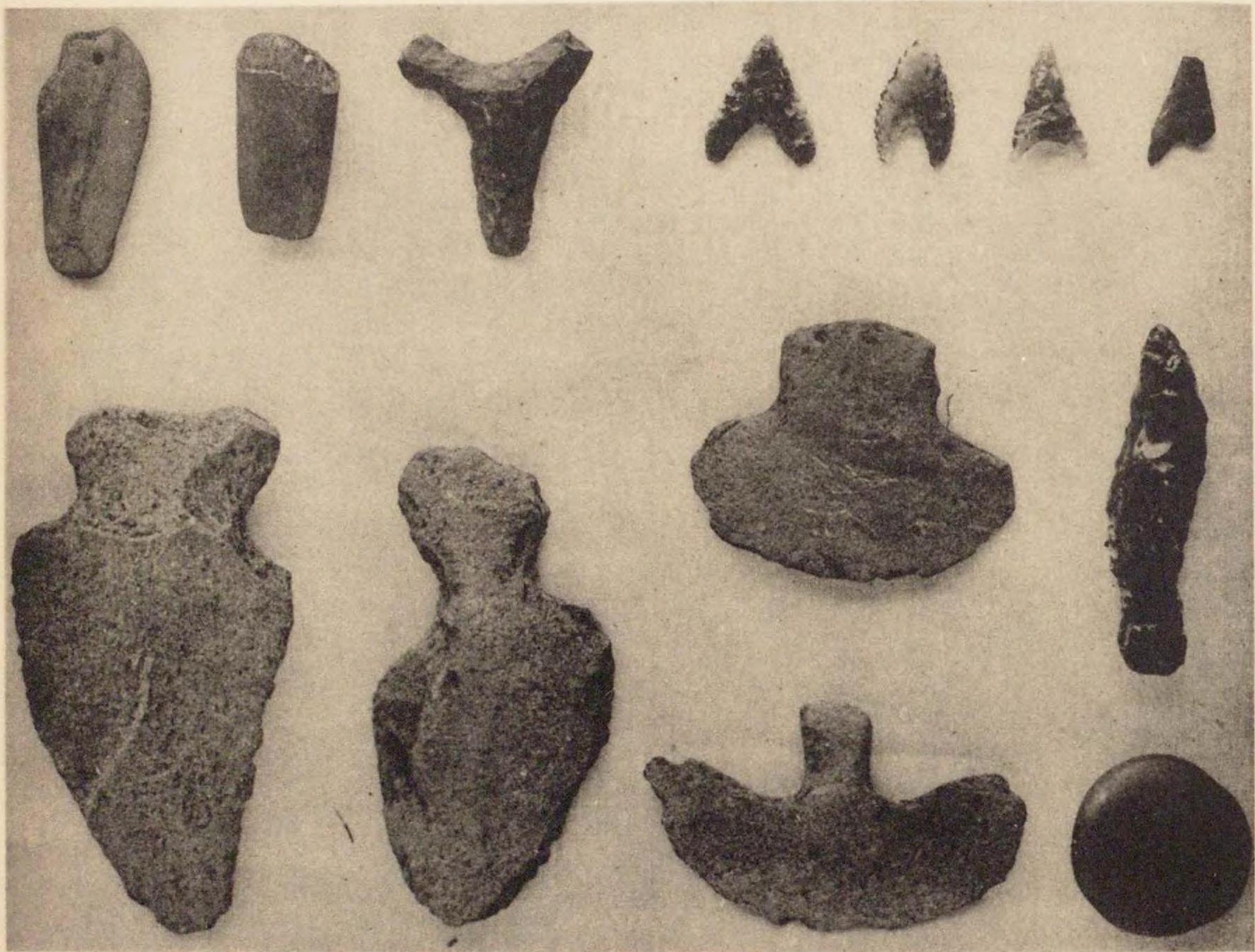
- 土器 打石斧 曲玉
- 土器 土偶 石鏃 打石斧 磨石斧
- 石皿 凹石
- 打石斧
- 打石斧
- 石鏃
- 土器 打石斧 凹石
- 打石斧
- 土器 石鏃 打石斧 石棒
- 土器 打石斧 磨石斧 石皿

遺物
土器

今こゝに原始時代の遺物として東京府管下に残されてゐる土器について考察するに、本郷彌生町に於いて我國ではじめて発見されたため、彌生式の名を得た土器が數個所で発見されてゐる。そしてその大部分は所謂繩紋土器と呼ばれるものであつて、その形態及び文様は概ね簡單から複雑に、厚手から薄手にうつる過渡期に在るもので、一般に山の手には厚手のものが多く、海岸方面には薄手のものが多し。

石器

次に武藏野を中心として発見される石器に就いて見るに、概して海岸地方には



原始時代の遺物
南多摩郡川口村
檜原に在る竪穴
式の住居遺蹟か
ら発見された石
鏃・石錐・石匙
等の石器(上圖)
と厚手式土器
(下圖)である。

貝塚及び
古代海岸
線の推定

その數が極めて乏しく、武藏野臺地ですら甲斐・信濃等に比較すると遙に少ない。尙武藏野の奥地では、磨製でなく打缺いて作つた所謂打製石斧が多く發見される。又石鏃は海岸地方よりも奥地山手の方面に於いて遙に多く發見され、狩獵が主に山手で行はれたことを語つてゐる。而してこれ等石鏃の材料は主として黒耀石と燧石とであるが、兩者とも武藏野の産物ではなく、黒耀石は信濃の八ヶ岳山脈の和田峠附近から、燧石は甲斐の産地から移入されたもののやうである。尤も石器製造の際に出來たと思はれる石の破片が、國分寺驛附近の遺蹟から發見されてゐるから、この邊に石器製造所が存在してゐたことも確かである。又石棒は武藏野に特有のものであるが、その材料が主として秩父地方から産出したものであることと、更にその遺物も同地方に多く發見されることから見て、この地方が石棒の製造地又は原料供給地であつたことが想像されるのである。尙骨製の釣針や銛や又は骨鏃のやうなものは、石鏃の少い海岸地方から多く發見されてをり、奥羽地方に散在してゐる土偶の類も少しではあるが見出されてゐる。

猶これ等の石器や骨器などを使用してゐた太古の住民は、彼等が食料に供した貝類の殻などの堆積地たる貝塚を後世に遺してゐる。而してその分布が自然太

古に於ける武藏の海岸線を髣髴たらしめてゐるのは頗る興味あることである。現にこれ等の貝塚はすべて低い洪積層の丘陵の端に位し、當時こゝまで海波が打寄せ、洪積層の臺地に太古民の住居地があつたのである。従つて貝塚は洪積層が沖積層と相交はる附近に發見されると言つてよい。

蓋し當時に於いて東京の下町は海面下に在つて、荒川・綾瀬川・中川等の流域は東京灣の入江であつたのである。現在海岸をさる半哩の大森貝塚は當時尙海岸であつて、この海岸線は品川の高臺の縁を傳つて芝公園の高臺の縁に至り、それから澁谷川の流域と溜池の邊から青山方面に向つて入江を灣入させてゐる。それから日比谷を経て宮城の東側に達し、更に九段の高臺に沿つて音羽から早稻田の方へ灣入してゐたものと思はれる。又一方の入江は小石川區春日町邊から餌差町・植物園の方へ續いて、池袋の邊まで殆んど入海であつた。尙その東には本郷湯島の高臺が海中に突出し、更にその東方不忍池及び藍染川流域の根津から西ヶ原にかけての入江を隔てて上野の高臺が突出してゐた。而して上野臺の東方、根岸谷・中日暮里・田端王子方面の東方は皆一面の青海原であつて、田端の道灌山から東方を望む時は、遠く下總の鴻臺に至るまで、たゞ漫々たる海潮を湛へてゐるのみで、何

も遮るものがなかつたであらう。この武藏・下總間の入江は遠く北方に延びて、嘗ては下野の南部にまでも及んでゐたのである。このことは兩岸の貝塚を點綴することによつて明瞭であり、更に最北部の藤岡・海老瀬附近の貝塚から鹹水産の貝を出すことによつても推定されるのであるが、尙この入江は現在の荒川流域にもその支脈を出し、膝折・大宮の邊まで海水を湛へてゐたものと思はれる。又一方大森の南方多摩川の下流地方も當時は入江となつてをり、調布村の沼部附近がその海岸であつたのである。

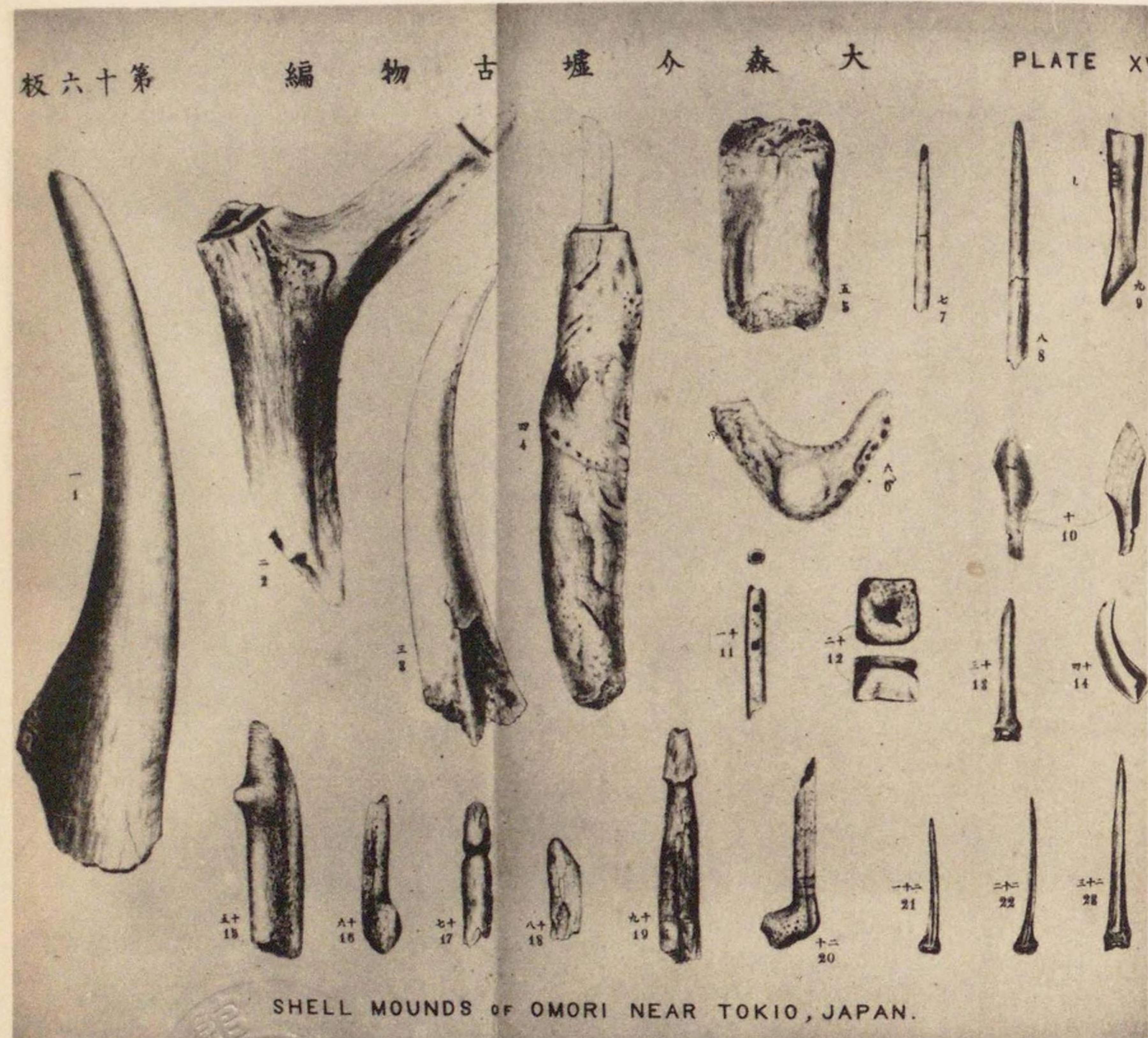
今日まで發見されてゐる貝塚で、如上の海岸線を示すに足る重要なものを列擧すると、先づ大森停車場脇の貝塚に始まり、大井權現臺・芝公園丸山・麻布山元町・善福寺・芝白金三光町・澁谷赤十字病院内・青山墓地・陸軍參謀本部附近・宮城内・牛込砂土原町・小石川大塚・小石川植物園・西巢鴨町池袋巢鴨町・本郷彌生町・本郷岩崎邸内・上野公園・新坂・日暮里町延命院・瀧野川町西ヶ原志村小豆澤等の貝塚がある。尙更に北方に進んで北足立郡・南埼玉郡の各所には非常に貝塚が多い。この外多摩川下流の南岸では橋樹郡向丘村附近まで、北岸では荏原郡東調布町の上下沼部附近まで貝塚が發見されてゐる。これ等の貝塚は、一體に北部に進むに従つて鹹水産の貝類を

減じ、淡水産のしじみ貝等が多くなつてゐることは注意すべき現象である。武藏全體としては、都筑郡の鶴見川流域、横濱市附近、久良岐郡の海岸、北葛飾郡等に鹹水産の貝塚があり、又入間郡にも僅少の淡水産貝塚があるが、西・南北の多摩郡を始め比企郡・兒玉郡・大里郡・秩父郡・北埼玉郡等には未だ殆んど貝塚は発見されてゐない。以上の貝塚の中本郷區彌生町・調布村上沼部等の貝塚では彌生式土器を伴出してゐるが、その他はすべて縄紋土器時代の遺蹟と言ふべきもので、大抵土器石器、その他骨角器・土偶・玉類・獸骨や種々の石製品・土製品・貝製品を伴つてゐる。而して武藏國の貝塚は、その數に於いて單に關東地方のみならず日本全國に於いてもその首位を占めてをり、第五版日本石器時代地名表によると、その數百四十九を算してゐる。これによつて見ても武藏では割合に長く原始時代が繼續したことが推測される。

東京府の貝塚中、考古學研究史上から見て最も有名なのは大森貝塚である。この貝塚は、明治十年東京大學に備はれてゐた米國人モールズ氏が、横濱新橋間を汽車で往復中、偶々大森の鐵道線路脇に發見して發掘したもので、日本に於いて始めて知られた貝塚である（東京大學法理文學部刊行の理科會粹第一帙上冊大森介墟

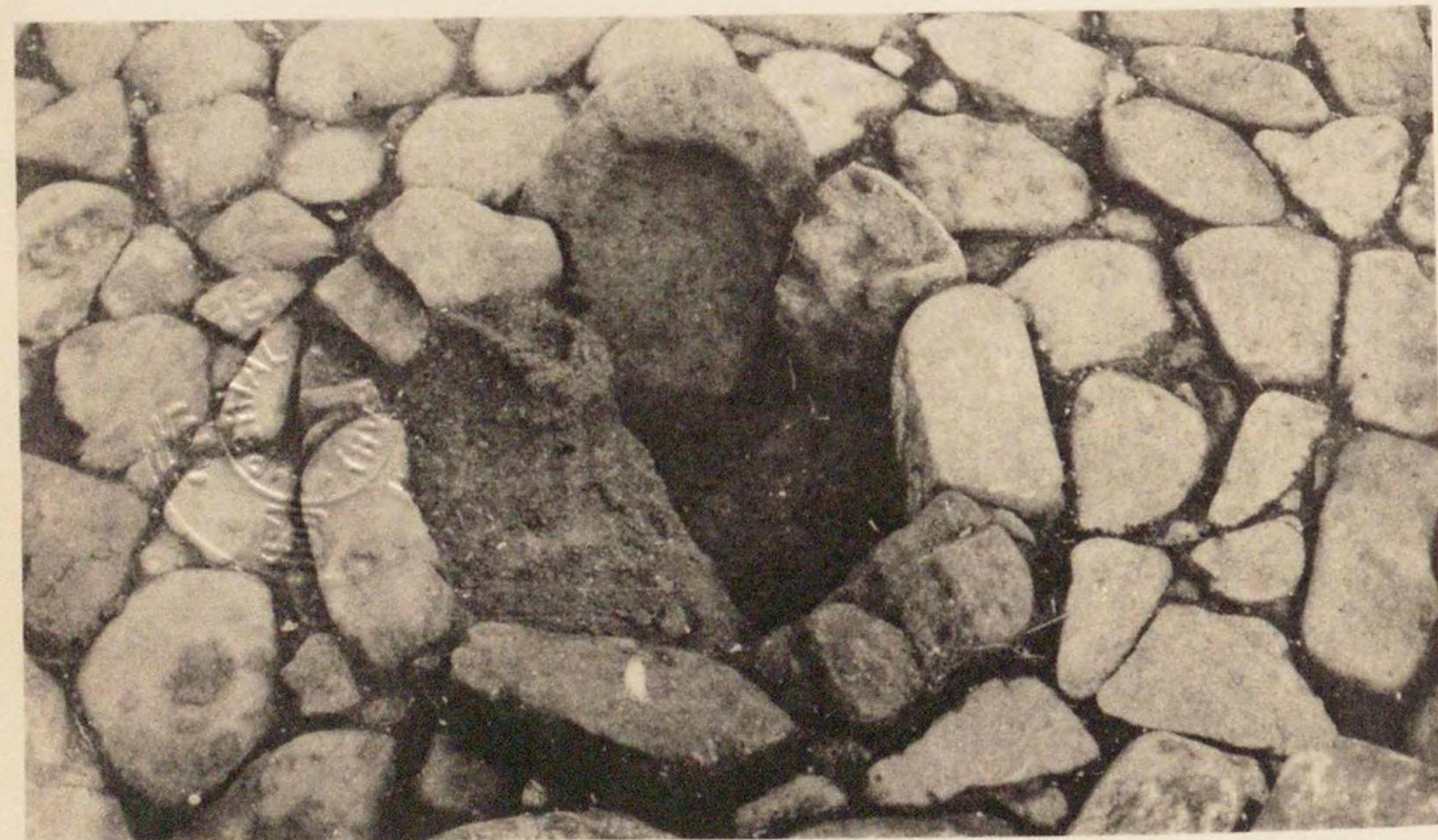


大森貝塚發掘狀況及び
發見者モールズ氏
明治十二年十二月東京大學法
理文學部印行、理學部教授エ
ドワード・エス・モールズ撰
著の理科會粹第一帙上冊「大
森介墟古物編」所載の同貝塚
發掘狀況の寫生畫と同氏の寫
眞とである。



大森貝塚發掘遺物一例
 一—五は鹿角の一片で、六—八は鹿角
 製の鈎及び鑽、九は人骨の一片、十は
 猪牙製の鑽、十一は鳥骨の一片、十二
 は鹿角製の骰子、十三及び二十一—二
 十三は魚類の脊骨の刺で、恐らく針に
 用いたものであらう。十四は哺乳獸の
 爪、十五—二十は鹿角製の器具であ
 る。





原始時代の
住居址
上圖は南多摩郡南
村高ヶ坂塚場の住
居遺蹟の敷石全景
で、下圖は同八幡
平にある遺蹟の爐
部である。



古物篇と題する和英兩文報告書參考。この發見發掘は實に我國に於ける先史考古學及び人類學の發足點ともいふべき重大貴重なる業績であつた。從來單に古物として骨董的に愛玩鑑賞されるに止まつてゐた遺物も、ここに初めて學術的資料にまで引上げられ、他方遺蹟に對する人々の關心を促すに至つた。

太古に於ける住民の部落は、貝塚によつて推定されるだけでなく、近來彼等の住居址ともいふべきものが、多摩川流域の附近に於いて多く發見されてゐることは注目すべきことである。住居址は普通堅穴と云はれ、地面を圓形に僅か掘窪めたものであつて、群をなして存在するのを常とする。多くの場合土器石器その他の遺物を包含し、繩紋土器を伴つてゐるものもある。

東京府下に於ける住居址は、千葉縣の姥山貝塚で發見された堅穴に施してあるやうな柱穴の無いのを特徴とする。又この住居址中には、その底面に川原の自然石を敷石にしてゐるものがある。この式のものには、多摩川沿岸だけでなく、埼玉縣の入間郡及び神奈川・山梨二縣の多摩川上流地方にも存在してゐるが、その標本的なものは、南多摩郡南村高ヶ坂で發見された三ヶ所の遺址である。その一例として、牢場にあるものゝ構造を述べれば、地表から約一尺掘り下げたところに、長徑十

六尺六寸、短徑十二尺七寸の楕圓形に、平た味のある丸石を平坦に敷き並べ、個々の丸石の空隙には小石を充填し、その周縁には石を立てゝある。而してその中央に大形の石を並べて爐としたらしく、今尙その石二個が残存してをり、附近からは木炭及び灰が発見された。

三 武藏の兩國造

惟ふに關東地方はその北方と西方に山嶽を環らし、東方及び南方は大洋に面してをり、地形上他の地方と隔絶した一區域をなしてゐる。従つて古代に於いて我が國文化の中心であつた西方から、この地に到達する通路にも自ら制限があつた。即ち北方碓氷坂による東山道と、南方足柄坂による東海道とが陸路の主要なものであり、別に海路によつて伊豆の南端を経由するものがあつて、關東地方は南北兩方面から次第に開發されたのであるが、その關東地方の略中央にある武藏國は、南北何れの方面から文化を輸入したであらうか。武藏國と下總國との交通が不便であつたことは前にも述べた通りであるが、一方相模國との交通がまた困難であつたことは、長い間驛路が開通しなかつた事實によつても推測される。これに反

文化移入
の経路

武藏國造
沿革

して北隣上野國とは利根川を挟むだけで全く平地続きである爲に、この方面の交通が真先に開けたのは當然のことであらう。従つて武藏の東南部を占める東京府の地が、他の部分に比して割合に後れて開發されたことも當然である。原始時代の遺蹟・遺物の分布を見てもこの事實を示してゐる。これは又後章に於いて述べんとする處の歸化人配置の問題とも關聯してゐるのである。

上述のやうな理由によつて、皇化は先づ上野國方面から南下して、武藏國に普及したものと観るのが尤も妥當であらう。國造本紀によれば、知々夫國造は崇神天皇の御代に置かれ、无邪志國造は成務天皇の御代に置かれたといふ。尤も同書にはこの二國造以外に胸刺國造なるものも擧げられてゐて、新篇武藏風土記稿の著者の如きも亦その存在を主張し、更に武藏に於ける古墳の分布によつて同説を支持する人もある。即ち武藏の北部埼玉兒玉兩郡から秩父郡にかけての古墳群を中心とした地域を知々夫國造の故地とし、その南入間川流域附近の古墳群の地を无邪志國造の故地とし、多摩川流域の古墳群の地を胸刺國造の故地に比定してゐるのである。

併しながら胸刺國造の記載について先づ怪しむべきことは、國造本紀には孰れ

の條にも國造創始の年代を記してゐるに拘らず、この胸刺國造だけはこれを闕いてゐるのであつてもと一條の文として獨立したものでないことが推測される。その記事は高橋氏文によつて證明されるやうに、恐らくも無邪志國造の條下にあつたものか、或は無邪志の傍注に胸刺とあつたのが、誤つて傳寫され、それに他の文が竄入したものと考へられる。國造本紀によれば、無邪志國造なるものは、出雲臣名は二井之宇迦諸忍之神狹命の十世の孫えだも多毛比命の兒なる伊狹知直といふ人であつた。もし知々夫國造の領地が今の荒川の上流秩父郡の地であることに異論がないとすれば、その下流の平野が無邪志國造の所領であつたものと推定しなければならぬ。それがどの地方にまで及んでゐたかは問題であるが、略これを明かにすべき文獻が日本書紀に收められてゐる。それは安閑天皇の御代、武藏國造笠原直使主かさはらのあたひをみと同族小杵こきとの間に、國造に就いて争が起つたといふ記事である。小杵は上毛野君かみつけのきみ小熊くまに援を求めて使主を殺さうと謀つたが、使主はこれを覺り、京に走つて朝廷に裁判を請ひ、その結果國造たることを認められ、小杵は誅された。ここに於いて使主はその御禮として四處の屯倉を朝廷に上つた。即ち横淳橋花・多氷倉櫟の四屯倉である。横淳の地はまだ不明であるが、恐らく横見といふ地名

の訛で、後の横見郡の地であらう。また或は横淳は横野のことで、今の南多摩郡の横山地方であらうともいふ。橋花は橋樹郡の地で、同郡御宅郷と和名抄に見える地がその屯倉の所在地であつたに相違ない。多氷は恐らく多末を誤つて傳寫したもので、今の多摩郡の地であらう。倉櫟の地も不明であるが、櫟は樹で、後の倉樹(久良岐郡)の地であらうといはれてゐる。果して然らば、横見橋樹多摩久良岐の四處の屯倉を上つた無邪志國造のものと所領は、今の秩父郡附近を除いた以外の武藏の大部分に涉つてゐたものと思はれる。即ち使主は、その所領の南部の地を朝廷に上り、北部を保留して置いたものであらう。

この國造職の争奪に關する日本書紀の文は餘りに簡單であつて、今その詳細を知るよしもないが、これは恐らく笠原直使主の同族小杵が國造を使主より奪はんとしたのでなく、無邪志國造の祖伊狹知直の直系子孫が國造を繼承してゐたところ、安閑天皇の朝に至つてその本家が絶えたので、同族の笠原直使主と小杵とが、その繼承を多年に涉つて争ひ、裁判の結果始めて使主が國造になつたものと解釋すべきであらう。笠原は和名抄に埼玉郡笠原(加佐波良郷)と見える地で、今尙笠原村にその名を留めてゐる。

國造の家は大化以後郡領に任ぜられることになつたのであるが、續日本紀に、稱徳天皇の御代神護景雲元年十二月、武藏國足立郡の人外從五位下大部直不破麻呂等六人に武藏宿禰の姓を賜はり、尋いで不破麻呂を武藏國造とされたことが見え、その後延暦十四年、その一族足立郡大領外從五位下武藏宿禰弟總が國造に任ぜられたことが類聚國史によつて知られる。

かくの如く郡領である武藏國造の居所が足立郡であつて見れば、郡家郷と和名抄に見える足立郡の地が、古の國造の治所と推定されねばならない。郡家郷は新編武藏風土記稿、日本地理志料、大日本地名辭書等これを今の大宮附近の地としてゐる。この大宮が更に國造の代々奉仕した氷川神社の所在地であることは、また國造の治所であつたことを明かにするものといへよう。しかも奈良朝に於いて武藏國造を任命されたのも、同時にこの氷川神社に奉仕させる爲であつた。思ふに國郡制定の際、國衙は必ずしも舊國造の治所に置かれたのではなく、武藏に於いても、國府の所在地多磨郡の地が、安閑天皇の朝に武藏國造から獻上した屯倉の地であるとすれば、蓋しその地に屯倉の廳が置かれ、更に大化以後國司の廳が置かれるやうになつたものと解釋すべきである。

然しながら國造時代に於ける武藏の狀況は、到底文獻だけによつて考察し得るものではない。それに當時のことを傳へてゐる日本書紀及び古事記は奈良朝時代に入つてから編纂されたものであり、しかもこの地方の史實を録してある部分が極めて僅少であるから、その文化の狀態を明かにすることは甚だ困難と云はねばならぬ。従つてこの場合に役立つものは古墳墓である。古墳墓には所謂古墳と横穴とがある。横穴は砂岩もしくは凝灰岩から成れる丘陵の半腹に造られ、古墳に比して外觀が雄大でない代りに、勞費が少しで濟んだものと推測される。東京府下には兩者共に存在してゐるのであるが、先づ最初に武藏に於ける古墳の大體を概見したい。思ふに古墳は民族の榮えた地に近く跡を留めてゐるのであるから、古墳の散布状態と、古墳より發見される遺物とによつて、當時に於ける地方開發の情況と文化の程度とがある程度まで察し得られるものである。

武藏に於ける古墳は大體三つの集團をなして存在してゐる。第一は利根川の南岸、兒玉郡から北埼玉郡にかけての地方に存在する一群であつて、この地方は武藏國中で一番古墳の多い所である。この古墳帯は兒玉郡から峠を越して秩父の古墳帯に通じてをり、中には立派な前方後圓墳のいくつかを存し、その數と規模と

遺物とに於いて、利根川の對岸上野方面の古墳群に劣らない。

第二は入間川上流域に存在する一群であつて、大體川越盆地を中心として比企郡に及び、尙各支流に沿つて存在してゐる。この地方の古墳には、利根川南岸の一群に比して埴輪を伴ふことが少くなつてゐる。然るに附近の舊高麗郡の地には一つも古墳が存在してゐないのであるが、これはこの地が、奈良朝になつて高麗人が置かれるまで、未開拓地として放置されてゐた證據ともなる。第三は多摩川流域の一群であつて、沼部、喜多見、調布、府中、羽村の地方一帯に亙つて存在してゐる。前に述べた安閑天皇の御代に、武藏國造が献上した屯倉の所在地は、この地方であつたであらう。この地方の古墳には、入間川地方よりも一層埴輪の存在が少い。一體に關東に於ける埴輪は、上野國が一番多く、武藏に入ると大形のものも少くなつてゐて、南するに従つて次第に小さくなる傾向がある。又埴輪の數に於いても、入間川流域は利根川流域より少く、多摩川流域は入間川流域より更に一層少い。又前方後圓墳も、上野國から南するに従つて、數も少く、形も小さくなり、發見される遺物も貧弱になつていく。これらは上野國が武藏よりも早く開けてゐたことを示すものであり、同國は東山道から入つて來る文化を最初に受け入れ得たものと

府下の古墳

察せられる。それは又關東地方では、天武天皇の頃から奈良朝にかけ、安房を除いた他の七國の中、武藏國を第一としてその未開拓地に盛に歸化人を收容して開墾に従事させたのに反し、上野國が一度も歸化人を收容してゐない事實によつても亦證明されるであらう。

東京府下に於いて既に發見されてゐる古墳は頗る多く、現在明瞭に記録に残されてゐるものだけでも八十六ヶ所の多さに達してゐる。今その數を市郡によつて分けると次のやうになる。

東京市	六ヶ所	南足立郡	二ヶ所
八王子市	一ヶ所	南葛飾郡	ナシ
荏原郡	二十三ヶ所	西多摩郡	一ヶ所
豊多摩郡	二ヶ所	南多摩郡	十九ヶ所
北豊島郡	十七ヶ所	北多摩郡	十五ヶ所

以上の古墳分布の事實によつて特に注意を惹くことは、原始時代には人類の棲息に適せず、従つて一の石器、一つの土器をも留めなかつた南足立郡に、二ヶ所の古墳が存在することであり、これは曾て東京灣の入江であつた地が、後に人類の住居

に適する陸地となつたことを示すものである。

東京府下に於ける代表的な古墳は、東京市芝公園丸山の古墳であらう。こゝには大小十數個の古墳が存在し、その一個は長徑六十間に達する前方後圓の南面せる大古墳で、その他の古墳は陪塚とも見られる小さい圓墳である。調査の際、人骨、刀劍、馬具、陶器及び玉類等の遺物を發見し、また周圍から埴輪土偶をも發掘した。この丸山古墳に見るやうな前方後圓墳は、東京府下に於いては、多摩川流域に限つて存在し、しかも上流には及んでゐない。

又府下の古墳の中、珍らしく思はれるのは、多摩川上流五日市附近に存する火葬古墳群である。これは古墳の形式としては特に他と異なる所はないが、棺の代りに火葬した骨を骨壺に收めてある點が變つてゐる。天武天皇十三年五月に百濟の僧尼を、又持統天皇元年四月に新羅の僧尼を武藏國に配置したことがあるが、これ等の僧尼が、火葬の風をこの地に傳へたのではあるまいか。

次に示すものはこの時代に於ける遺蹟及び遺物の發見地一覽表である。尙古墳、横穴塚等の所在地として掲げてある場所から、各種の遺物が發見されてゐることは勿論である。



國造時代の古墳

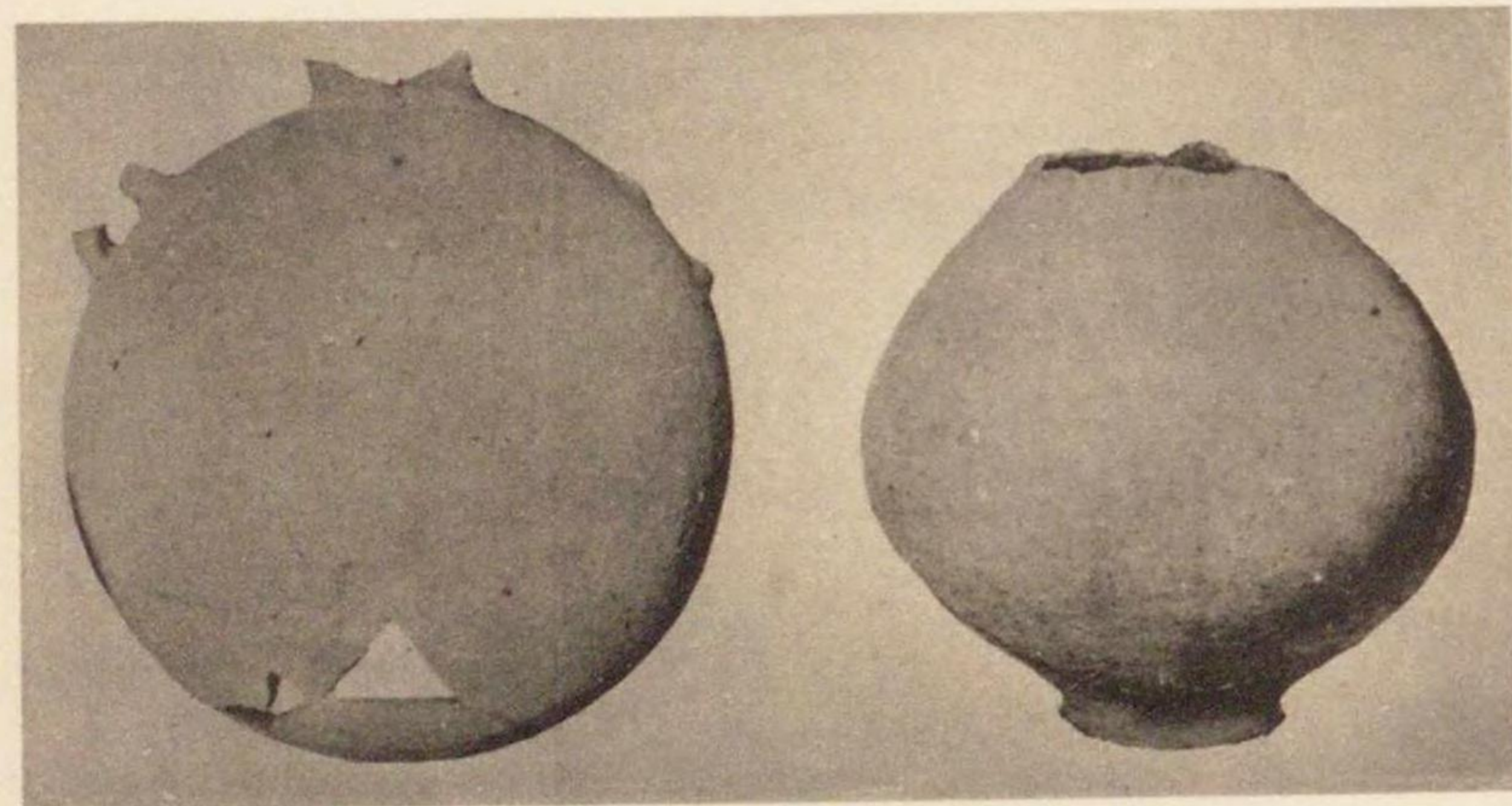
上圖は荏原郡東調布町下沼部龜塚に在る所謂龜甲山古墳で、高さ前方部約二十尺、後圓部約三十尺、全長約三百尺、北西に在る蓬萊山古墳と共に本府に於ける前方後圓墳の双壁で、恐らく國造時代に於ける某有力者の墳墓と思はれる。下圖は南多摩郡鶴川村下三輪玉田谷戸に在る横穴の一つで、内部の壁面には家形の彫刻が施してある。



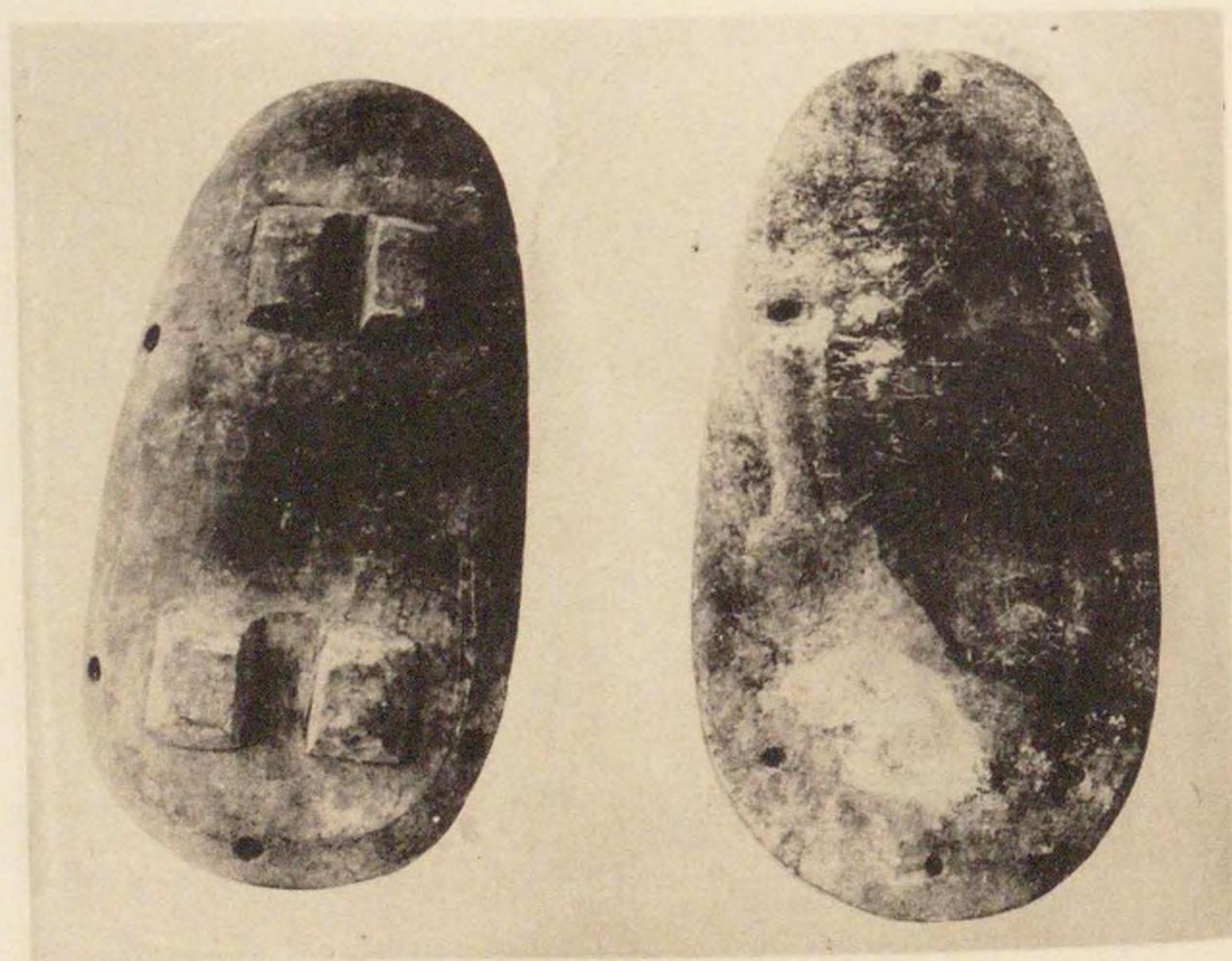
國造時代の遺物 (一)
 芝公園第九號古墳の近所から出た埴輪土偶の首部で、右は瓜實顔に島田鬘、左は圓顔に垂れ髪様のもを結つてゐる。



國造時代の遺物 (二)
 右は本郷區向ヶ岡彌生町から發掘された所謂彌生式土器、左は芝公園から發掘された祝部(齋瓮)土器で恐らく酒を容れた物であらう。



國造時代の遺物 (三)
 荏原郡玉川村上野毛に在る古墳から發見された石製模造履で、喪祭の時一緒に納めたものであらう。



古墳地名一覽

古墳地名
市部

東京市芝區増上寺内
東京市芝區三田臺町舊華頂宮邸内
東京市赤坂區氷川社境内
八王子市子安町

東京市本郷區元富士町
東京市下谷區上野公園表慶館敷地
東京市小石川區白山御殿町元聾啞學校裏

荏原郡

荏原郡品川町二日市
荏原郡品川町御殿山
荏原郡東調布町上沼部
荏原郡東調布町下沼部
荏原郡東調布町鷓ノ木上郷
荏原郡大井町
荏原郡目黒町下目黒
荏原郡目黒町上目黒駒場
荏原郡目黒町上目黒
荏原郡目黒町中目黒
荏原郡池上町太ヶ谷

荏原郡荏原町下蛇窪
荏原郡荏原町小山
荏原郡玉川村上野毛谷川上
荏原郡玉川村上野毛
荏原郡玉川村下野毛
荏原郡玉川村用賀
荏原郡駒澤町馬引澤
荏原郡世田ヶ谷町若林
荏原郡松澤村松原
荏原郡六郷町雑色
荏原郡六郷町八幡塚

第二 開府以前の沿革概要

第一章

原始時代と國造時代

荏原郡碑衾町碑文谷

豊多摩郡

豊多摩郡井荻町荻窪

豊多摩郡和田堀町和田

北豊島郡

北豊島郡瀧野川町田端道灌山

北豊島郡志村小豆澤

北豊島郡瀧野川町三軒屋

北豊島郡志村志村

北豊島郡瀧野川町田端

北豊島郡志村中臺

北豊島郡巢鴨町上駒込傳中

北豊島郡志村前野

北豊島郡西巢鴨町池袋

北豊島郡石神井村上石神井

北豊島郡巢鴨町

北豊島郡赤塚村下赤塚

北豊島郡王子町王子

北豊島郡赤塚村徳丸

北豊島郡王子町上十條

北豊島郡中新井村中

北豊島郡王子町下十條

南足立郡

南足立郡伊興村

南足立郡東淵江村大谷田

西多摩郡

西多摩郡霞村鹽船鹽船寺内比丘尼塚

南多摩郡

南多摩郡多摩村落合

南多摩郡由木村大塚

南多摩郡多摩村關戸

南多摩郡加住村宮下

南多摩郡七生村百草

南多摩郡由井村小比企

南多摩郡七生村三澤

南多摩郡横山村下柵田

南多摩郡日野町本郷七ツ塚

南多摩郡横山村下長房

南多摩郡小宮村北大谷原通

南多摩郡稻城村矢野口

南多摩郡小宮村北大谷

南多摩郡稻城村百村

南多摩郡小宮村宇津木向フ原

南多摩郡稻城村大丸

南多摩郡小宮村大和田

南多摩郡忠生村圖師

南多摩郡由木村中山

北多摩郡

北多摩郡多磨村人見

北多摩郡砧村喜多見

北多摩郡三鷹村大澤

北多摩郡府中町近傍

北多摩郡狛江村駒井

北多摩郡大和村奈良橋

北多摩郡狛江村和泉

北多摩郡東村山村廻り田

北多摩郡谷保村谷保

北多摩郡村山村

北多摩郡谷保村

北多摩郡調布町飛田給

北多摩郡砧村大藏

北多摩郡神代村仙川

北多摩郡神代村深大寺井戸多門院塚

第二 開府以前の沿革概要

第一章

原始時代と國造時代

横穴及び塚穴地名一覽

横穴・塚
穴地名

荏原郡東調布町鷓ノ木上郷
 横穴
 荏原郡東調布町鷓ノ木
 横穴
 荏原郡東調布町嶺
 横穴
 荏原郡東調布町嶺千鳥久保
 横穴
 荏原郡大森町
 横穴
 南多摩郡日野町
 横穴
 南多摩郡小宮村北大谷
 塚穴群(小古墳の崩壊したもの)
 横穴
 北豊島郡三鷹村大澤
 横穴
 北豊島郡砧村喜多見
 横穴

遺物發見地地名一覽

遺物發見
地地名

東京市小石川區指ヶ谷町
 彌生式土器
 東京市本郷區向岡彌生町
 彌生式土器
 東京市下谷區上野公園摺鉢山
 祝部 玉類
 荏原郡品川町東海寺
 祝部
 荏原郡大崎町上大崎
 彌生式土器

荏原郡大崎町桐ヶ谷
 鏡 直刀 祝部
 荏原郡東調布町嶺横町
 彌生式土器
 豊多摩郡落合町下落合
 埴輪
 北豊島郡瀧野川町中里
 祝部
 北豊島郡瀧野川町西ヶ原
 埴輪
 北豊島郡岩淵町袋
 彌生式土器
 南足立郡江北村小臺
 彌生式土器
 南多摩郡堺村相原馬込
 彌生式土器
 北多摩郡調布町
 埴輪片

第二章 國 司 時 代

一 國郡の制定

東方八國
大化の改新

大化の改新に於いて、從來國造縣主等の地方豪族が私有してゐた土地・人民を收公し、屯倉・部曲等の制を廢し、新に國郡の制を定めた。而してその初、先づこれを坂東の諸國に施し、次いで倭の六縣に試みて、漸次他の地方に及ぼしたものらしい。孝徳天皇紀大化元年八月の條に「東國等の國司を拜す」と見えてゐるのが、大化改新による中央集權政治を、地方に施す最初の試みであつた。この東國に遣された國司の任國は、翌年三月の條によると、東方の八道即ち八國である。書紀の文では、その八國が何れの國々であつたか、これを詳かにすることは出來ないが、次に示す常陸風土記の文によつて略これを推定することが出来る。

常陸風土記

古へは相模國足柄岳坂より以東の諸縣を惣て我姫國といふ。(中略)難波長柄豊前大宮臨軒天皇孝之世、高向臣、中臣幡織田連を遣して、坂より以東の國を惣領しむ。時に我姫の道分れて八國となり、常陸國其一に居れり。

日本書紀

この常陸風土記の文は、孝徳天皇の御代に、足柄坂以東即ち坂東坂東は常に陸奥を含むの地が八國に分れたことを示したもので、その八國は、日本書紀のいふ東方八道で、恐らく相摸・上總・下總・常陸・上野・下野・武藏・陸奥安房は養老二年分立であつたであらう。

古民部省式

大化元年に始めてこれ等八國に國司を遣した時には、この八國には未だ國名がなかつたらしい。翌年八國の國司が朝集し、尋で歸任せんとした時に下された詔に、「宜しく國々の疆堺さかひを觀て、或は書し、或は圖して、持ち來つて示し奉れ、國縣の名は來らん時に定めんとある。即ち武藏その他の國名は、この以後に定められたのであるまいか。賦役令集解中の大寶令古記に引用されてゐる所の古民部省式には、中國十四の中に相摸を擧げ、遠國十六の中に上總・常陸・武藏・下總・上野・下野・陸奥を數へてゐる。この民部省式は、持統天皇の三年に頒布された近江令に附隨すべきものとされてゐるが、これを信ずるならば、大化改新の際に置かれた東方八國の名は、持統天皇以前に定められたものらしい。武藏國は無邪志知々夫兩國造の地を併せ、もと无邪志國造の領地で、のち屯倉となつた地に國府を置き、无邪志の名を國名とし、和銅年間に嘉字を撰んで武藏としたのであらう。

郡も亦大化改新の際に定められたことは、類聚國史延暦十七年の詔によつても

大寶令

武藏國

大國

遠國

上二十九日
下十五日

境界

廣さ

察せられる。その後大寶令發布の時に至つて、國郡の制は全國的に稍完成した。延喜式制定の時代、國は大國・上國・中國・小國の四等に分れ、武藏の國は大國に數へられてゐる。又延喜民部省式は、都からの遠近によつて、諸國を近國・中國・遠國に分けてあるが、武藏は他の關東諸國と同じく遠國の部に屬してゐる。また同書には、京都から各國府に至る行程日數を定めてあるが、武藏は上二十九日、下十五日とあり、これは調庸雜物を京都に運ぶ運脚の行程日數を規定したもので、食糧を賜ふべき日數をいふのである。上とは國々から京都に上ること、下とは京都から國々に下ること、下が上の約二分の一の日數であるのは、歸國の際には擔を脱して身輕となる外、日糧の給與を少くする意味である。

武藏國は、西は甲武の連山によつて甲斐と境し、北から東にかけては利根川を挾んで上野及び下總に對し、南は武藏南部の丘陵地帯の南限によつて相摸に連なり、東南部は東京灣に濱してゐる。近世の初期、東境をしてゐた利根川の流路が廢絶されてからは、境界は東して江戸川に移り、下總の一部を加へることとなつた。その廣さは東西凡そ二十六里、南北凡そ二十五里である。國郡司時代に於ける武藏國の管する所は、久良多磨橋樹都筑、荏原、豐島、足立、新座、入間、高麗比企、横見、埼玉、大里

管轄諸郡
東京府の
地域及び
人口

男衾、幡羅、榛澤、那珂、兒玉、賀美、秩父の二十一郡で、國府は多磨郡にあつた。今の東京府に屬する地域は右の中多磨、荏原、豐島の三郡及び足立郡の一部に古の下總の國葛西郡の一部を加へたものである。當時足立、葛西兩郡の南部は卑濕の地であつて、人類の住居に適しなかつたらしいのであるが、これ等の地を除いて、多磨、荏原、豐島三郡管下の郷數は、武藏全國の郷數百二十の内、二十六驛家餘戸をも加ふを占め、略四分一強に當つてゐる。大化・大寶の制によつて、一郷の戶數を五十とすれば、當時公簿に登録された東京府下の戶數は約一千三百となる。古代一戶の人口は頗る多く、奈良朝頃の戶籍を見ると、普通二三十人を算し、多きは百數十人に及ぶものがある。今假りに一戶二十五人平均とすると、一千三百戸では三萬二千五百人の數が得られる。これは國府の籍帳に收められたものの數であつて、この外莊園の民、山人、海人或は浮浪民等の帳外のものをも加へる時は、尙一層増大する筈である。故に當時に於ける東京府下の人口は、武藏全國の人口十四五萬中三萬乃至四萬を占めてゐたものと考へることが出來よう。

二 武藏國勢一斑

産業

國司時代に於いて東京府に屬してゐた諸郡の田積租税等は、固よりその詳細を知ることは出来ないが、延喜式その他の古書の所傳によつて、大體武藏全國の分を明かにすることが出来るから、次にその一斑を示すことにする。而して東京府に屬する分は、武藏國の四分一強と算定すれば、大差はないであらう。

武藏は大國であつて、その開墾田數は、和名類聚抄に三萬五千五百七十四町餘と見え、關東地方では、常陸に次いで第二位を占めてゐる。もと空閑地の多かつた武藏國も、奈良朝時代に歸化人を多く移して開墾させた結果、他國に劣らないまでに開發されたことが推測される。それが平安朝末期の伊呂波字類抄には、三萬六千六百九十一町とあつて、右より幾分の増加を示してゐる。

この田からの收穫の一部を國が收むるものを租と云ひ、京進することなく、國衙の處分に屬してゐた。租は稻で收めたもので、これは正税・公廩・雜稻の三種に分けられてゐた。正税は國の諸般の用に供するもので、公廩は正税に缺損未納を生じた時に填補する用に供し、その殘額を國司が分配するもので、雜稻は種々の別會計のものである。延喜式を見ると、武藏國の正税四十萬束、公廩四十萬束、雜稻の合計三十一萬三千七百五十四束となつてゐる。これを關東地方の諸國に比すると、常

田積

租

陸は武藏よりも正税・公廩が各十萬束多くて、關東地方の第一位を占め、上總下總の二國は武藏と略同數で、第二位に位してゐる。武藏の雜稻を細別すると、國分寺料五萬束、藥師寺料四萬二千束、梵釋四王料七千七百束、文殊會料二千束、藥分料一萬束、修理池溝料四萬束、救急料十二萬束、悲田料四千五百束、俘囚料三萬束、勅旨繫飼御馬秣料二千廿束、神崎牧牛直五千五百卅束となる。束とは稻を量る單位であつて、一束を粃とすれば一斗となり、米にすれば五升となる。

國が百姓から徵收するものには、前記の租の外に、調と庸とがある。調は戸別割の税であつて、その國の產物に取り、庸は夫役であるが、多くの場合物品で代納されるのである。調庸は共に國で處分することなく、これを京都に運んで中央政府の用度に充てた。延喜式によれば、武藏國の調は、緋帛六十疋、紺帛六十疋、黃帛一百疋、椽帛二十五疋、紺布九十端、縹布五十端、黃布四十端で、自餘は繩布を納めさせ、庸は布を上納させ、その中男の作物としては、麻五百斤及び紙・木綿・紅花・茜を指定してゐる。以上によつて武藏の產物が、大體察せられる。

なほ國が準備して京都に運送するものには、上に擧げた調庸の外、年料・春米・年料・租・春米・交易雜物・交易雜器・年料・雜器・年料・別貢雜物・年料・別納租・穀貢・蘇・年料・雜藥等が

調庸

貢上雜物

ある。これ等のものは、國が正税を用ひて準備し、或は正税を以て百姓から買上げ
るものであつて、調庸とは異なるものである。又輸送に際しても、調庸の場合に百姓
を使役するに反し、これ等の貢進雑物の場合には百姓を雇傭するのである。武藏
が貢進するものと定められてゐたものは、次に示すやうなもので、これも亦武藏の
物産を知る便りとならう。

交易雑物として武藏國が貢上したものは、絁五十疋、布一千五百端、商布一萬一千
一百端、鼓六石五斗、龍鬚席卅枚、細貫席卅枚、席五百枚、履料牛皮二枚、鞆廿具、鹿革六十
張、鹿皮十五張、紫草三千二百斤、木綿四百七十斤、櫛子四合で、交易雑器及び年料雑器
は武藏國はこれを貢上せず、年料別貢雑物としては、筆一百管、膠五十斤、麻黃五斤、麻
子六斗を貢上し、年料別納租穀としては一萬二千石を京進し、貢蘇は二十壺を進上
する規定である。蘇とは牛乳一斗を煎じて一升を得る所の一種の乳製品である。
又諸國は年料雑藥を典藥寮に進上する規定であるが、武藏國の分は藥草廿八種と
定められてゐる。藥草の名稱及び量は省略する。又武藏國には左馬寮の御牧が
あつて、毎年御馬五十匹を貢上する規定であつた。

四度使

令制に於いては、諸國はその部内の情況を報告し、又國勢を察すべき帳簿類を中

牧

中央政府に提出する爲に、毎年四回國司を上京せしめた。これを四度使といふ。即
ち部内の情況、官吏の移動、功過を太政官に報告するために上京する朝集使、正税帳
を持つて上京する税帳使、計帳を持つて上京する大帳使、調帳を持ち兼ねて貢調を
部領する調帳使等である。

次に述べなければならぬものは牧場である。延喜式によれば、武藏國には左馬
寮に屬する石川、由比、小川、立野の四牧及び兵部省管下の檜前馬牧と神崎牛牧の二
牧、併せて六牧があつた。これ等の牧の中小川、立野二牧以外の四牧が恐らく東京
府管下の武藏野にあつたと思はれるのは頗る興味のあることである。今吉田東
伍博士の説を參考として、その大體を推測すれば、石川牧は、中世に石川郷といはれ
た都筑郡山内村大字石川の地か、或は南多摩郡内八王子市の北の小宮村に含まれ
た石川の地と思はれ、由比牧は、今の八王子市の南、由井村の邊かと思はれる。小川
牧は不明であるが、檜前馬牧の地については、淺草寺附近に馬道の名が残り、駒形堂
があり、又淺草寺の縁起に檜前氏の一族がこの里にゐたとある等よりして、これを
淺草寺附近に比定される。

その他現在の地名で駒込、馬込及び練馬等何れも馬牧に關係あるものといふべ

歸化人と
武藏の文
化

歸化人收
容と閑地
開發

きであるが、又牛込の地名が現存してゐるのは、或は延喜式の神崎牛牧と關係があるかも知れない。牧場については次章に於いてなほ詳細に述べることにする。武藏國が土地の割合に人口が少かつたことは、その開發に多く歸化人を用ひたことによつて明かである。

我國は、古代に於いて、人口に比して土地に餘裕があり、人種的偏見を持つてゐなかつた爲に、外國人の渡來を排斥することなく、これを寛國に安置して食を給ひ、日本人と同化融合させる政策をとつてゐた。令制以前には、歸化人を移着させる場合、三年間、官食を給し、田を分け、以て生業に安んぜしめたやうであり、戸令には、化人は寛國に於いて貫に附し安置せよ云々と見えてゐる。故に歸化人を或る國に配置することは、その國の空閑地を開發させる爲であつた。而してそれは、畿内及び近江以東の東國に限つて行はれ、畿内以西及び日本海岸に配置されなかつたのは、注意すべきことである。

歸化人配
置

武藏と歸化人との關係は頗る密接なものがあつた。武藏に於ける歸化人配置の事實の國史に散見する所を列記すれば、

天武十三年五月甲子 化來の百濟僧尼及び俗人男女併せて廿三人を置く。

持統元年四月癸卯 投化の新羅僧尼及び百姓廿二人を置く。

持統四年二月壬申 歸化の新羅韓奈末許滿等十二人を置く。

靈龜二年五月辛卯 駿河申斐相模上總下總常陸下野七國の高麗人千七百九十九人を遷して始めて高麗郡を置く。

天平實字二年八月癸亥 歸化の新羅僧卅二人尼二人男十九人女廿一人を武藏國閑地に移して始めて新羅郡を置く。

天平實字四年四月戊午 歸化の新羅人一百卅一人を置く。

貞觀十二年九月十五日 新羅人清倍鳥昌南卷安長金連五人を置く。

武藏以外の諸國で歸化人を置いた國は、近江・美濃・遠江・駿河・甲斐・相模・上總・下總・下野・常陸・陸奥等であるが、その數に於いても、配置の度數に於いても、武藏に比肩し得る國はない。又歸化人だけで建てた郡は、武藏の高麗・新羅二郡の外は、靈龜元年七月建置の美濃國・席田郡があるだけである。又武藏に最後に歸化人を置いた貞觀十二年は、史上に見える限りに於いて、全國的に歸化人を配置した最後の年である。即ち武藏國は、天武十三年以來、歸化人を諸國に配する最後の時まで、これを收容してゐたのであつて、武藏國が、歸化人を數多く、又長年に互つて收容し得たことは、武藏國の開發が他國よりも遅れてゐて、空閑の地に富んでゐたことを示すものであ

最後の歸
化人配置

高麗・新
羅兩郡の
建設

高麗郡建置の事情

る。そして特に注意すべきは、靈龜二年五月の高麗郡建置の場合である。この時は駿河・甲斐相模上總下總常陸下野の七國に既に置かれてゐた高麗人一千七百九十九人を、恐らくそれ等の國々に空閑地が少くなつた爲に、武藏國に移して郡を建てたのであらう。

美濃・武藏の少年・新羅人・新羅語を習はしむる

天平寶字五年正月、新羅を征伐しようとして、美濃・武藏の少年二十人づゝに新羅語を習はしめたことがあるが、特にこの二國を指定したのは注意すべきことである。美濃に於いては、靈龜元年七月、新羅人七十四家を美濃に貫して、席田郡を建てしをり、武藏に於いては、天平寶字二年八月、新羅郡を建て、尋で四年四月にも、新羅人一百三十一人を置いてゐる。即ち兩國共に新來の新羅人が多く、新羅語の學習に便利であつた爲に、この兩國が指定されたのであらう。

多磨郡に於ける歸化人の遺蹟

又日本靈異記には、武藏に於ける佛寺・佛教に關する三つの話が収録されてゐるが、何れも多磨郡に於けるものばかりであることは、注目に價する。多磨郡が國府の所在地である爲多く、中央に知られたのであらうが、天武天皇の頃から奈良朝にかけて武藏に配置された新羅僧尼或は高麗僧尼等が、佛教をこの地方に擴めたことも想像されやう。新羅人・高麗人は新羅郡・高麗郡以外、多磨川沿岸地方にも置か



深大寺佛像
深大寺は北多磨郡神代村深大寺に在る古刹で、同寺傳來の銅造釋迦牟尼像は關東最古の佛像で、大正二年國寶に指定された。



郡及び郷
荏原郡

れて、佛教その他の文化を傳播したものと思はれる。和名抄に多磨郡^{トカ}狛江郷^{コエ}の名が見え、現今北多磨郡に狛江村があるが、恐らくこの地は高麗人住居の地であつたのであらう。又現在同郡内深大寺にある銅造釋迦如來倚像は、奈良朝以後には降らない古いものであるが、この地方に於ける佛教隆昌の昔を偲ばしめるものである。次に東京府に屬する當時の諸郡について略述しよう。

荏原郡は、北は東京市の南郊に連なり、南は多磨川を以て橘樹郡と境する海濱の地である。和名抄の郷名を見ると、蒲田^{カマタ}・田本^{タモト}・満田^{タマ}・荏原^{ハハ}・覺志^{カシ}・御田^{ミタ}・木田^{キタ}・櫻田^{サクラタ}・驛家^{イセ}とあつて、田に關する地名が多い。當時特に田の多い地であつたのであらうか。北部の御田・櫻田郷の地は、後豊島郡に入り、今東京市の中に入つてゐる。御田は今三田と書いてゐるが、天皇の御領田の地であつたらしく思はれる。

豊島郡は、東京市の北半部とその西郊の地で、近世荏原郡の御田・櫻田郷の地を本郡に合した。和名抄に、日頭^{ヒトウ}・占方^{ウケカタ}・荒墓^{アラカボ}・湯島^{ユシマ}・廣岡^{ヒロオカ}・餘戸^{ヨロド}・驛家^{イセ}の郷名が見えてゐる。

足立郡は、荒川の古流(今綾瀬川)と入間川(今荒川)との中間の地で、西北に向つて細長く、南は入間川によつて豊島郡と境してゐる。和名抄には堀津^{ホリヅ}・殖田^{ウケタ}・稻直^{イネナ}・郡家^{ノリヤ}・大里^{オホリ}・餘戸^{ヨロド}・發度の諸郷を擧げてゐるが、今東京府に屬する東南部の地たる南足立郡は、

太古に於ける東京灣の北部灣入の地で、奈良平安朝の頃は、既に陸地にはなつてゐたが、尙蘆荻叢生の卑濕の地で、耕作住居には適しなかつたらしい。そして今の地名から推すに、和名抄の郷名に該當するものがない。従つて南足立郡は新足立郡といつてよいかも知れない。

葛飾郡は當時下總に屬してゐたが、今東京府に屬してゐる南葛飾郡は、埼玉縣に屬してゐる北葛飾郡と共に、のち武藏國の一部となつた。本郡は、國の東界に位する南北に長い土地で、東は江戸川を以て下總の東葛飾郡に對し、西は古利根川を以て埼玉郡等と境してゐる。太古に於いては、本郡の大部分は、東京灣に續く入江の中であつたらしい。石器時代の遺蹟はいふに及ばず、古墳など一つもまだ發見されてゐない。和名抄には下總國葛飾郡内に、度毛・八島・新居・桑原・栗原・豊島・餘戸・驛家の諸郷の名が見えてゐるが、この中、何れが武藏の中に屬するか、今これを詳かになし得ない。中世の頃、葛飾郡の中央を流れる太日川(後江戸川)を境として、葛東郡・葛西郡の稱が行はれ、吾妻鏡正治三年八月十一日の條には、下總國葛飾郡と見えてゐる。後武藏に加へられたのは、葛西郡の地である。この葛飾郡の西半が武藏國に屬するに至つたのは、近世初期利根川の河道改革より、武藏の國界が東して、葛飾郡の

葛飾郡

多磨郡

中央を流れる江戸川に移つた爲である。その國界改定の年代に就いては異説が多く、寛文中とも、貞享三年とも云はれてゐるが、それ以前既に國界は變じたらしく、「正保改め國圖」には改定の郡界が記してある。

多磨郡は、國の西南部に當り、廣大な地域を占め、多磨川がその中央部を流れてゐる。安閑天皇の朝、武藏國造が上つた四所屯倉の一の多氷は、多末の誤寫であつて、本郡の地であらうとされてゐる。武藏の國府は、本郡内多磨川北岸の地に置かれた。和名抄に、小川・川口・小楊・小野・新田・小島・海田・石津・狛江・勢多の十郷の名が見えてゐる。地域の廣大な割合には郷數が少い。もと本郡から北隣の入間郡にかけては、人家の稀な渺茫たる曠野で、公私の旅行者は、やゝもすれば飢寒に苦しめられたので、天長十年に至り多磨入間兩郡の界に悲田所が設けられた。

三 武藏の國司

國司制度

大化改新に於ける地方行政の最初の試として、東方八ヶ國の國司が任ぜられ、その中に武藏國司も含まれてゐたことは既に述べた。この八ヶ國に遣された國司等は、何れも良家大夫たかきいへのちちきみであつて、その人名も日本書紀に見えてゐるが、孰れが武藏國

國司の官制

司であるか詳かでない。尙これ等の國司は最初に任命されたこととて不慣れな點も多かつたと見え、翌年朝集使等の上京に際し、孝徳天皇は八ヶ國の國司等を集めて訓戒を與へられた。日本書紀に「六人は法を奉じ、二人は令を違へり」と見えてゐる。ついで大寶養老令の制が成り延喜式によれば大國に屬した武藏の國府吏員の制は、左の通りである。

守 一人 從五位上

神社戸口簿帳百姓の字養農桑の勸課所部の糺察貢舉孝義田宅良賦訴訟租調倉廩徭役兵器仗鼓吹郵驛傳馬烽候城牧過所公私の馬牛關遺の雜物及び寺並びに僧尼の名籍等のことを掌る。

介 一人 正六位下

掌ること守と同じ。

大 掾 一人 正七位下

國內を糺判し、文案を審署し、稽失を勾へ、非違を察することを掌る。

少 掾 一人 從七位上

掌ること大掾と同じ。

大 目 一人 從八位上

ことを受けて上抄し、文案を勸署し稽失を檢出し、公文を讀申することを掌る

少 目 一人 從八位下

掌ること大目と同じ。

史 生 三人

公文を繕寫し、行いて文案を署することを掌る。

國博士 一人

經に明にして、師たるに堪ふるものを取り、學生に教授す。學生は五十人ありてこれに屬す。

學生は郡司の子弟、年十三以上十六以下の聰令なるものを取りて、これを補す。

國醫師 一人

醫人の法術優良なるものを取り、國府の吏員その他の診療に従事し、又醫生を教授す。醫生は十人ありてこれに屬す。醫生は世習を先にし、庶人を次にし、年十三以上十六以下の聰令なるものを取りて、これを補す。

陰陽師 一人

恠異物變機急吉凶等を占候することを掌る。當國に於いては、始め權史生をしてこれを掌らしめしが、貞觀十四年五月に至り、名を改めて陰陽師とせり。

今こゝに簡單に國司定員の異動を観るに、神龜五年八月に至つて、國司定員の一

國司定員の異動

部を改め、大國の史生一人を増して四人となし、寶龜六年三月、特に武藏國の少目一人を増して二人となし、尋で寶龜十年五月に至り、更に史生一人を増して五人とした。博士は、神龜五年八月、一般に三四國を兼ねて一人を置くことに改め、尋で天平神護二年四月に至り、醫師も亦兼任の新例を建て、博士・醫師兼任の國には格外に史生二人を加置することとなつた。

國司は、一定の年限を以て、中央政府から派遣されて、國務に任じ、秩限が満つれば、即ち新任國司と交替して、京に歸る規定である。後には、地方の書算に巧なものを採用して、事務を執らせたこともあつた。これを目代といふ。國司の任限は、大寶令に六年と定められたが、後には四年とし、或は六年とし、時々變更して一定しなかつた。國司は任を受けて國に赴き、親しく吏務に與るのが原則であつたが、後にはたゞ封祿をのみ貪つて、任に赴かぬものをも生じ、或は員外官・權官等を設置して、公廩の分配にのみ與る場合も起つた。その任に赴かぬものを遙任といひ、かくして遂には年官・年爵と稱して、院宮親王公卿女官等に、國司數人の名目を給して、その所得を與へることゝなつた。

國司の得

國司の得分は、職分・田事力(人足をいふ)の給與・公廩稻の分配等が主なるものである。

國司の任

令制によれば、武藏等大國の國司の職分・田は、守二町六段・介二町二段・掾一町六段・目一町二段・史生六段・國博士一町六段・醫師陰陽師共に一町四段・事力の給與は、守八人・介七人・掾五人・目四人・史生二人・國博士五人・醫師陰陽師共に四人である。尙この外、國司は在任の間、所部の界内に於ける空閑の地を營種することを許されてゐたが、併しこれ等は比較的僅少な所得に過ぎなかつた。國司の得分の主なものは、天平十七年に定められた公廩稻の分配である。公廩と云ふのは、諸國の田租を二分し、その一を正税とし、國庫に儲蓄して國用に供し、他の一を公廩とし、これを以て缺員未納などを填補し、國儲の稻に割き、餘分を以て國司の所得とし、身分に準じて分配するものである。その數は、天平十七年の所定によれば、武藏國のやうな大國では公廩四十萬束であつた。その分配の率は、守六・介四・掾三・目二・史生・博士・醫師等各一の割合である。

文武天皇大寶三年七月、引田朝臣祖父が武藏守に任ぜられてゐるが、これが武藏國司の初見である。元來その任免は、律令政治の行はれた間、連綿として絶えることなく行はれた筈であるが、國史に記載されてゐるものは、僅かにその一部分に過ぎず、とりわけ官位の低い國司に至つては、殆んどこれを發見することが出来ない。

國司の任

初見の武藏國司

免

武藏の國

蓋し國史記載の例によれば、その任免叙位を記する場合は、必ず五位以上に限り、特別の場合以外六位以下に及ばなかつた爲である。今その五位以上に屬するもの、及び事によつて特に國史に見えるものを拾集して、年代の順に従ひ、國司任免の一斑を示さう。

從五位下引田朝臣祖父 武藏守

大寶三年七月五日任

正五位下當麻真人櫻井 武藏守

和銅元年三月十三日任
靈龜元年二月十四日卒

正五位上大神朝臣狛鷹 武藏守

靈龜元年五月廿二日任

狛鷹は壬申役の功臣贈從三位大神朝臣高市鷹の弟で、大花上利金の子である。

正四位下多治比真人縣守 武藏守

養老三年七月見

縣守は左大臣正二位多治比真人島の子で、造宮卿遣唐使等に歴任して武藏守となり、養老三年七月兼ねて按察使として相模上野下野の三國を管した。尋で持節征夷將軍となつて蝦夷を討ち、中務卿太宰大貳民部卿參議山陽道鎮撫使中納言山陰道節度使等に歴任して正三位に進み、天平九年六月廿三日に薨じた。年七十。

從五位上布勢朝臣國足 武藏守

天平三年五月十四日任

從四位下栗田朝臣人上 武藏守

天平十年六月一日卒

人上は天平四年十月正五位上にて造藥師寺大夫に任ぜられ、その後武藏守となり、在任中卒し

たことと思はれる。

正五位下多治比真人廣足 武藏守

天平十年八月十日任

廣足は正二位左大臣島の子で、前武藏守縣守の弟。天平五年十月上總守となり、同十年八月武藏守となる。その後刑部兵部卿等を経て、勝寶元年中納言を拜し、二年從三位を授けられた。寶字の初子姪の黨逆に坐して官を辭し、寶字四年正月に薨じた。

從四位下紀朝臣清人 武藏守

天平十八年五月二日任

和銅年中、日本書紀の撰修に與る。その後學業優れたるを以て屢々賞賜を加へられ、文章博士となつた。尋で右京亮となり、天平十三年治部大輔となつて、再び文章博士を兼ね、十八年五月に至つて武藏守となり、解任の後勝寶五年七月十一日に薨じた。

從四位上平群朝臣廣成 武藏守

天平勝寶四年五月廿六日任

天平五年遣唐大使多治比真人廣成に従つて入唐し、歸路惡風に遭つて崑崙國に漂着し、十一年十月に至り歸國することを得た。それより刑部大輔東山道巡察使となり、尋で式部大輔となつて攝津大夫を兼ね、勝寶の初從四位上に至り、四年五月武藏守となつた。同五年正月廿八日卒。

從四位上石川朝臣鷹 武藏守

天平勝寶六年九月四日任

天平三年六月左少辨となつてより、兵部宮内中務大輔等を歴任し、勝寶六年九月に至つて武藏守となつた。

正六位上安曇宿禰三國

武藏掾

天平勝寶七年二月見

從五位下三島真人廬原

武藏介

天平寶字三年七月三日任

廬原はもと王であつたが、天平勝寶三年正月、三島真人の姓を賜はつて、臣籍に降り、天平寶字三年六月、從五位に敘せられ、同年七月、武藏介に任ぜられた。

從五位下高麗朝臣大山

武藏介

天平寶字五年十月一日任

大山は天平寶字五年十月、從五位下にて武藏介に任ぜられたが、同月廿二日、遣高麗使となつて海外に使い、歸路船中に病み、同六年十月一日、左利翼津に到つて卒した。十二月、正五位下追贈、奈良朝時代に新羅高麗の歸化人を多く收容した武藏國の介が、遠く高麗に使用すること、故ありといふべきである。而して大山自らも高麗の歸化人であつたらう。

從四位下石川朝臣名人

武藏守

天平寶字八年三月九日卒

天武天皇十三年十一月、石川朝臣の姓を賜はつた石川臣の後裔であらう。内藏頭、少納言等を経て、天平勝寶元年八月、上總守となり、同六年四月、民部大輔に進み、同八年十二月、藥師寺に於いて梵網經を講じ、從四位下に上り、天平寶字四年正月、造宮卿に任ぜられた。その後、武藏守となり、同八年三月、在任中に卒した。

正五位上石川朝臣人成

武藏守

天平寶字八年四月十一日任

節部少輔、仁部少輔、節部大輔、信部大輔等を経て、天平寶字八年四月、武藏守に任ぜられた。その後、神護景雲二年二月、民部大輔となつた。

從五位下巨勢朝臣公成

武藏守

天平神護二年三月廿六日任

天平十八年四月、從五位下に敘せられ、天平廿年三月、下野守となり、天平神護二年三月に至つて武藏守となつた。その後、左大舍人、頭、兵部少輔、長門守、常陸介等に歴任し、寶龜三年正月、正五位上に敘せられた。

正五位下藤原朝臣雄田麻呂(百川)

武藏介

神護景雲元年二月見

不比等の孫、式部卿宇合の子。式部少輔山陽道巡察使、左中辨侍從等を経て、武藏介となり、右兵衛督を兼ねたが、尋で武藏守に任ぜられた。その後、中務大輔、河内守、越前守、右大辨、太宰帥等に歴任し、寶龜二年十一月、參議となつた。稱徳天皇崩するや、右大臣眞備の議を排して、光仁天皇を擁立し、道鏡を下野に流し、清磨を召還した。後立太子の議起るや、百川、皇子山部親王、桓武天皇を立てんことを請ひ、聖斷を待つて、殿前に立つこと四十餘日、遂に勅許された。尋で式部卿中衛大將に進み、寶龜十年、四十八歳にて薨じた。

從五位下弓削御淨朝臣廣方

武藏員外介

神護景雲元年八月廿九日任

神護景雲元年八月、武藏員外介に任ぜられ、翌年四月、武藏介となる。翌年、右兵衛佐を兼ね、尋で正五位下に敘せられた。

正五位下藤原朝臣雄田麿(百川)

武藏守

神護景雲二年二月十八日任

從五位下弓削御淨朝臣廣方

武藏介

神護景雲二年四月十二日任

外從五位下内藏忌寸若人

武藏員外介

神護景雲二年四月十二日任

神護景雲二年四月、武藏員外介となつたが、翌年造伎樂長官となり、その後造由義大宮司次官を兼ね、尋で常陸員外介に任ぜられ、寶龜二年十一月、從五位下に敘せられた。

從五位下長谷真人於保 武藏員外介 神護景雲二年閏六月三日任

外從五位下林連廣山 武藏少掾 神護景雲二年閏六月三日任

廣山は、武藏少掾に任ぜられた翌年、姓宿禰を賜はつた。

從三位高麗(高倉)朝臣福信 武藏守 寶龜元年八月廿八日任

武藏國高麗郡の人。高麗より歸化せる福德の子孫で、相撲によつて名を著し、右衛士大志春宮亮中衛少將紫微少弼等に歴任し、高麗朝臣の姓を賜はつた。橘奈良麻呂の變に功をたて、正四位下に進み、信部大輔但馬守を経て、天平神護元年從三位を授けられ、尋で造宮卿として法王官大夫を兼ね、寶龜元年八月、更に武藏守を兼ねるに至つた。その後近江守を兼ね、寶龜十年三月、請うて姓を高倉と改め、天應元年、彈正尹に遷り、延暦二年六月、再び武藏守を兼ね、延暦四年二月、職を退き、八年に至つて薨じた。年八十一。

從五位下多治比真人乙兄 武藏員外介 寶龜二年七月廿三日任

寶龜二年七月廿三日、武藏員外介に任ぜられたが、早くも翌月三日、遠江介に轉じた。

從五位下安倍朝臣淨目 武藏員外介 寶龜二年八月三日任

寶龜二年八月三日任

天平寶字八年九月、越前介、寶龜元年十月、散位頭、寶龜二年七月、遠江介となり、尋で八月、武藏員外

介に轉じ、寶龜三年四月二十日、武藏介となつた。

從五位下佐伯宿禰藤麿 武藏員外介 寶龜三年四月二十日任

寶龜三年四月、武藏員外介に任ぜられたが、早くも翌五月十日、讃岐介に轉じ、同六年三月、左衛士員外佐となつた。

從五位下文室真人子老 武藏員外介 寶龜三年五月十日任

寶龜三年五月、武藏員外介に任ぜられた後、造宮少輔、刑部少輔、支蕃頭に歴任し、延暦年間、尾張守、安房守となつた。

正四位下藤原朝臣濱成 武藏守 寶龜五年三月五日任

不比等の孫で、麻呂の子。寶龜五年三月、刑部卿にて武藏守を兼ね、尋で從三位に進み、太宰帥に任ぜられたが、程なく善政なき故を以て員外帥に降された。尋で氷上川繼の反するや、濱成の女が川繼に嫁せる故を以て、所帶の參議侍從の官を解却され、延暦九年二月、任地に薨じた。年六十七。

從五位下布勢朝臣清直 武藏介 寶龜五年三月五日任

寶龜三年四月、少納言となり、五年三月、武藏介に任ぜられた。その後送唐客使として唐に使し、歸朝後兵部、民部大輔に歴任し、延暦二年四月、上總守となつた。

從五位下笠王 武藏守 寶龜九年二月見

神護景雲二年二月、從五位下に敘せられ、寶龜九年二月、武藏守にして内藏頭を兼ねた。その後左大舍人頭、大膳大夫等を歴任し、延暦十年正月、正五位上に至つた。

從五位下高麗朝臣石磨 武藏介 寶龜九年二月四日任

從三位高麗朝臣福信の子。寶龜四年二月、父福信の造宮の功により從五位下を授けられ、同五年九月、中務員外少輔に任ぜられ、同九年二月武藏介となつた。

正五位下石川朝臣眞守 武藏守 天應元年五月廿五日任

天平神護二年七月、從五位下に敍せられてより、右京亮少納言遠江守・越中守・中務少輔等に歴任し、天應元年五月、正五位下式部少輔にて武藏守を兼任した。その後式部大輔・太宰大貳・參議を経て右大辨となり、延暦十年正月、從四位上に進み、七月右京大夫を兼ねた。

從五位上巨勢朝臣池長 武藏介 天應元年五月廿五日任

神護景雲元年正月、從五位下に敍せられてより、右馬助・越前員外介・越前介・右衛士佐・中衛少將等に歴任し、天應元年五月に至つて武藏介に任ぜられた。

從五位下健部朝臣人上 武藏介 延暦元年六月二十日任

垂仁天皇の皇子息速別皇子の後裔。始め健部公姓を稱したが、天平寶字八年十月、朝臣の姓を賜はつた。圖書助・伊豫介等を経て、延暦元年六月、武藏介となつた。同三年十一月、上表して阿保公の姓を賜はらんことを請うて許され、同五年八月武藏守に進み、同九年七月、大學頭に任ぜられた。

從三位高倉朝臣福信 武藏守

延暦二年六月廿一日再任

從四位上石川朝臣垣守 武藏守

同四年二月十八日辭
延暦四年四月廿九日任

天平寶字八年九月、從五位上に敍せられてより、木工頭・安房守・中務大輔・右京大夫・伊豫守・刑部卿・造長岡宮使・左京大夫等に歴任して、從四位上・宮内卿に至り、延暦四年四月、武藏守を兼ねた。尋で正四位上に進み、同五年五月に至つて卒した。

外從五位下白鳥村主元磨 武藏大掾 延暦四年十月十二日任

延暦四年正月、外從五位下に敍せられ、同年十月、武藏大掾に任ぜられたが、同六年閏五月、織部正となつた。

從五位上阿保朝臣人上 武藏守 延暦五年八月八日任

從五位下紀朝臣楫人 武藏介 延暦五年八月八日任

延暦五年正月、從五位下に敍せられ、同年八月に至つて武藏介に任ぜられた。

從四位上石川朝臣豊人 武藏守 延暦七年二月六日任

天平二十年二月、從五位下に敍せられてより、少納言・右少辨・越中守・造宮大輔・刑部少輔・下總介・大和守・出雲守・右京大夫等を経て、從四位上・中宮大夫に至り、延暦七年二月、武藏守を兼ねた。尋で大藏卿に轉じ、同九年五月に卒した。

從五位下都努朝臣筑紫磨 武藏介 延暦九年三月十日任

正五位下多治比真人宇美 武藏守 延暦十年七月廿八日任

寶龜十一年四月、從五位下に敍せられてより、陸奥介・民部少輔・同大輔を経て、陸奥守となり、按察

使兼鎮守將軍を兼ねたが、延暦九年三月、右中辨に轉じ、翌年七月に至り、武藏守を兼ねた。

正五位下甘南備真人清野 武藏介 延暦十三年卒

敏達天皇の後、文章生より、大内記、大學大允に進み、寶龜九年、遣唐判官に任ぜられた。歸朝の日正五位下に敘し、以後宮内少輔肥前守等に任じ、延暦九年三月、兵部少輔となり、尋で武藏介に遷り、年月不詳、同十三年に卒した。

從五位下都努朝臣筑紫麿 武藏介 延暦十四年閏七月見

筑紫麻呂は先に延暦九年三月、武藏介に任ぜられたが、類聚國史、延暦十四年閏七月の條に、武藏國司介、從五位下、勳六等、都努朝臣、筑紫麻呂等が、官物を隱蔽したことを以て、免官になつた趣が記されてゐる。蓋し筑紫麻呂は再度武藏介に任ぜられたのであらう。

從五位下藤原朝臣道雄 武藏介 延暦十七年二月六日任 同十九年正月爲阿波守

延暦十五年四月、從五位下に叙し、同年六月、兵部少輔となり、同十七年二月、武藏介を兼ねた。同十九年正月、兼阿波守に轉じ、以後内外の諸官に歴任した。

從三位藤原朝臣内麿 武藏守 大同元年正月廿八日任

贈太政大臣正一位房前の孫で、大納言正二位眞楯の子。天應元年十月、從五位下に敘せられてより、甲斐守、越前守、古衛士督内藏頭等を経て、中納言近衛大將從三位に至り、大同元年正月、武藏守を兼ねた。守で、大納言に進み、弘仁三年十月、右大臣從二位にて薨じた。年五十七。從一位左大臣を追贈された。

從五位下桑田真人甘南備 武藏介 大同元年正月廿八日任

從五位下多朝臣入鹿 武藏權介 大同元年四月廿一日任 同二年七月轉尾張守

延暦十二年、少外記に任ぜられてより、式部少丞、兵部少輔、少納言等に歴任して、近衛少將となり、大同元年四月、武藏守を兼ねた。翌年、兼尾張守に轉じ、以後、民部少輔、從四位下在、京大夫、參議等に至つたが、弘仁元年、讃岐權守に左降された。

從四位下藤原朝臣眞夏 武藏守 大同二年六月廿日任

延暦廿二年正月、從五位下に敘せられてより、中務權少將兼春宮權亮等を経て、右近衛中將となり、大同二年六月、武藏守を兼ねた。以後、中務大輔、山陰道觀察使、美作守、造、平城宮使、參議等に歴任したが、弘仁元年、備中權守に左降された。

從四位上春原朝臣五百枝 武藏守 大同二年八月二十日任 尋爲讃岐守

施基皇子の曾孫市原王の子。もと五百枝王と稱したが、大同元年五月、請ふて春原朝臣の姓を賜はつた。侍從、美作守、越前守等を経て、大同二年八月、武藏守となつたが、程なく讃岐守に轉じた。その後、從三位宮内卿に進み、更に上野守、右兵衛督、下野守、相模守、治部卿、民部卿、美濃守、中務卿、參議等に歴任し、天長六年十二月、年七十にて薨じた。

正五位下安倍朝臣鷹野 武藏守 大同三年七月見

從五位下猪名麻呂の子。治部少輔下總介、少納言、右近衛少將、武藏守等に歴任し、大同三年七月、内藏頭を兼ね、從四位下に至り、同四年閏二月に卒した。

從五位下磯野王

武藏守

大同四年三月十一日任

大同三年、圖書頭となり、翌年三月、武藏守を兼ね、弘仁元年九月に至り、伊豆權守に轉じた。

正四位下吉備朝臣泉

武藏守

弘仁元年七月十六日任

右大臣從二位眞備の子。近衛將監大學員外助左衛士督大學頭造東大寺長官等を経て、延暦元年、伊豫守に任ぜられたが、罪を得て任を解かれ、佐渡權守に左降された。その後罪を赦され、南海道觀察使右京大夫、參議、式部卿左大辨、刑部卿等に歴任し、弘仁元年七月、武藏守に任ぜられた。その後正四位上に進み、弘仁五年閏七月、年七十二にて卒した。

從五位上大中臣朝臣智治麿 武藏守

弘仁元年九月十五日任

右少辨神祇大副、丹波守、右衛士佐等を経て、弘仁元年九月、武藏守となり、その後治部大輔、備中守等に轉じた。

從五位上大伴宿禰和武多麿 武藏權介

弘仁元年九月十日任

左近衛少將常陸權介等を経て、弘仁元年九月十日、武藏權介に任ぜられたが、五日を経て、同月十五日、日向權守に轉じた。

正五位下坂上大宿禰鷹養 武藏守

弘仁四年正月十日任

弘仁二年四月、征夷副將軍となつて、將軍文室朝臣綿麻呂等と共に蝦夷を征し、同四年正月、武藏守に任ぜられた。その後從四位下に進む。

從五位下藤原朝臣賀祐麿 武藏介

弘仁二年五月十四日任

弘仁元年十一月、從五位下に叙せられ、右京亮を経て、弘仁二年五月、武藏介となり、その後中務少輔侍從を兼ねた。

從五位下文室朝臣秋津 武藏介

弘仁九年八月十九日任

大納言正二位智努王の孫、從四位下勳三等大原王の第四子。弘仁七年、從五位下に叙せられ、右馬助、左近將監、甲斐守等を経て、同九年八月、武藏介に任ぜられた。尋で左近衛中將、參議、右大辨となり、天長九年正月に至つて武藏守を兼ねた。後諸官を経て、正四位下に進んだが、承和九年七月、伴健岑等の謀反に連坐して、出雲員外守に降され、翌年三月、配處に卒した。年五十七。

從四位上伴宿禰國道 武藏守

天長二年正月七日任
同三年二月三日任

天長二年正月、右大辨、勘解由長官にして、陸奥出羽按察使と武藏守を兼ねた。翌年正月、兼相模守に轉じたが、尋で二月、再び武藏守を兼ねることとなり、同五年十一月に卒した。年六十一。

從四位上藤原朝臣綱繼 武藏守

天長三年正月廿一日任

參議正三位勳二等式部卿兼太宰帥宇合の孫。參議從三位勳二等太宰帥藏下麻呂の五男。延暦廿二年、從五位下に叙せられてより、内外の諸官を経て、天長三年正月、右京大夫、左兵衛督に任ぜられ、武藏守を兼ねた。尋で二月、兼相模守に轉じ、更に兵部卿となり、後正三位に進み、承和十四年七月に至り、年八十五にて薨じた。

正四位上石川朝臣河主 武藏守

天長七年十二月見、尋卒

從四位上文室朝臣秋津 武藏守 天長九年正月廿一日任

從五位下當宗宿禰家主 武藏守 天長十年五月見

從七位上大丘秋主 武藏少目 天長十年五月見

從四位下道野王 武藏守 承和三年任

太宰帥二品賀陽親王の第一子。天長九年、從四位下に叙し、承和三年、武藏守に任ぜられた。その後從四位上に進み、齊衡二年三月卒した。

紀三津 武藏權大掾 承和三年閏五月見

外從五位下出雲朝臣全嗣 武藏介 承和六年正月十一日任

承和五年正月、外從五位下に叙せられ、承和六年正月、武藏介となり、その後造酒正豐前介等に任ぜられた。

從四位下百濟王慶仲 武藏守

承和四年十月、正五位下に叙せられ、同六年正月、從四位下に進み、民部大輔に任ぜられ、同八年四月に卒した。武藏守となつた年月は不明であるが、恐らく承和六年の頃と思はれる。

從四位下正道王 武藏守 承和七年正月三十日任

中務卿三品恒世親王の子。承和四年八月、無位より從四位下に叙せられ、同六年閏正月侍從となり、翌年正月、武藏守に任ぜられたが、同八年六月、年廿にして卒した。

正三位源朝臣信^{マコト} 武藏守 承和八年七月廿八日任

嵯峨天皇の皇子。弘仁五年五月、源朝臣の姓を賜はり、臣籍に降つた。侍從、治部卿、播磨守等を経て、參議兼左兵衛督正三位に進み、承和八年七月、武藏守を兼ねた。時に年三十二。その後顯官に歴任して左大臣正二位に至り、貞觀十二年閏十二月に薨じた。年五十九。

從四位下田口朝臣佐波主 武藏守 承和九年八月十一日任

嵯峨太皇太后の外戚。承和二年正月、從四位下に進み、同七年六月、右京大夫となり、同九年八月、武藏守を兼ねた。その後正四位下神祇伯に至り、同十四年閏三月に卒した。從三位を贈らる。

從五位下林朝臣常繼 武藏介 承和十年正月十二日任

正五位下佐伯宿禰利世 武藏守 承和十二年正月十日任

承和七年正月、從五位上に任ぜられ、尋いで左近衛少將となり、同十年正月、越後守を兼ねた。同十二年正月に至り、正五位下に進み、武藏守に任ぜられた。

從五位上丹墀真人門成 武藏權守 承和十二年六月八日任
同 十三年二月十一日爲正

從五位下内藏助兼右衛士佐豐長の子。天長三年、從五位下に叙せられてより、丹波介治部少輔備前介河内守刑部大輔宮内大輔等に歴任し、承和十二年六月、武藏權守に任ぜられ、尋いで翌年二月、武藏守に轉じた。當時武藏國は所部曠遠、盜賊阡に充つる状態であつたが、門成の來るや、風俗肅正し、奸猾は手を斂めたといふ。その後仁壽三年正月、正五位下に進み、尋いで三月、大和

守に任ぜられたが、幾もなく病に卒した。

從五位下橘朝臣本繼

武藏介

承和十三年正月十三日任

承和元年正月、從五位下に叙せられ、その後參河守となり、同十三年正月、武藏介に任ぜられた。その後嘉祥二年正月、武藏守となつた。

從五位下紀朝臣興我業

武藏權介

嘉祥元年二月十四日任
同 二年二月廿七日爲介

承和十五年正月、從五位下に叙せられ、同年二月、武藏權介となり、嘉祥二年二月に至つて武藏介に任ぜられた。その後陸奥權介に轉じた。

從五位下橘朝臣本繼

武藏守

嘉祥二年正月十三日任

從五位上丹墀真人石雄

武藏守

嘉祥三年正月十五日任

伯耆守、駿河介、彈正少弼等に歴任し、嘉祥三年正月、武藏守に任ぜられた。

從五位下橘朝臣岑範

武藏介

仁壽二年正月十五日任

承和十二年正月、從五位下に叙せられ、尋いで中務少輔となり、仁壽二年正月、武藏介に任ぜられた。その後圖書頭を経て從五位上に進み、神祇大副、若狹守等に歴任した。

從五位上文室朝臣笠科

武藏守

齊衡元年正月十六日任

承和三年正月、從五位下に叙せられてより、土佐守、勘解由次官、中務少輔、宮内大輔等を経て、齊衡元年正月十六日、武藏守に任ぜられ、その後刑部大輔、丹波守等に歴任した。

從五位下伴宿禰三宗

武藏權介

齊衡元年正月十六日任

正六位上眞意の子。仁壽元年正月、從五位下に叙し、鎮守將軍に任ぜられ、下野權介を兼ねたが、齊衡元年正月に至り、武藏權介に轉じた。三宗は膽略著聞にして、邊要の鎮撫宜しきを得、その年八月卒するに及び、陸奥國より馳驛上奏した程であつた。時に年五十九。

從五位下藤原朝臣大瀧

武藏介

齊衡三年正月十二日任

從四位下今川の孫。正六位上清名の長男。始め文章生となり、齊衡三年正月、從五位下に叙せられ、武藏介に任ぜられた。その後刑部少輔、大學頭、宮内少輔等に歴任し、天安二年、陸奥權介に任ぜられたが、任に赴かざるに卒した。年五十六。

伴宿禰春世

武藏介

齊衡三年八月廿八日任

仁壽元年十一月、從五位下に叙せられ、治部少輔、大藏少輔等を経て、齊衡三年八月、武藏介となつた。

從五位上良峯朝臣長松

武藏守

天安二年正月十六日任

大納言、贈從二位安世の子。承和の初、遣唐使准判官として唐に使し、歸路惡風に遭つて南海賊地に漂ひ、僅かに還るを得た。承和七年十二月、從五位下に叙せられ、侍從、丹波守、縫殿頭等を経て、從五位上に進み、宮内大輔、諸陵頭となり、天安二年正月、武藏守に任ぜられた。その後、大和河内山城等の國守となり、元慶三年十一月に卒した。年六十六。

從四位下房世王

武藏權守

天安二年二月五日任

承和十三年正月、無位より從四位下に叙せられ、治部大輔、宮内大輔、中務大輔等に歴任し、天安二年二月、武藏權守に任ぜられた。然るに翌月、越中權守に轉じ、その後、越前權守に移り、從四位上に進んだが、貞觀五年八月、上表して平朝臣の姓を賜はつた。

從五位上大和真人吉直 武藏權守 天安二年二月五日任

承和十一年正月、從五位下に叙せられてより、肥後守、兵部少輔、木工頭、越前介等に歴任し、天安二年二月、武藏權守に任ぜられた。尋で同月廿八日、常陸權守に轉じ、その後、安藝守となつた。

從五位下佐伯宿禰子房 武藏權守 貞觀元年十二月廿一日任
同 三年二月十六日爲介

仁壽三年正月、從五位下に叙せられ、貞觀元年十二月、武藏權守となり、同三年二月、武藏介に任ぜられた。その後、信濃權守に轉じ、從五位上に進み、仁和二年二月、備後權守となつた。

從五位上平朝臣春香 武藏介 貞觀二年正月十六日任
同 三年二月十六日爲權守

承和七年正月、外從五位下に、同十五年正月、從五位上に叙せられ、次侍從を経て、貞觀二年正月、武藏介に任ぜられ、翌年二月、武藏權守に轉じた。

從五位上平朝臣春香 武藏權守 貞觀三年二月十六日任

從五位下佐伯宿禰子房 武藏介 貞觀三年二月十六日任

從五位下丹墀真人今繼 武藏權守 貞觀三年十一月十一日任

仁壽元年十一月、從五位下に叙せられ、貞觀三年十一月、武藏權守となつた。

從五位下藤原朝臣忠雄 武藏守 貞觀四年正月十三日任

天安元年正月、從五位下に叙せられ、因幡介となり、貞觀四年正月、武藏守に任ぜられた。

從五位下坂上大宿禰瀧守 武藏介 貞觀四年正月十三日任

從四位下鷹養の孫、正六位上氏勝の子。天安元年正月、從五位下に叙せられ、左馬助、伯耆介、駿河介、山城介等に歴任し、貞觀四年正月、武藏介に任ぜられた。同年二月、右兵衛權守に轉じ、その後、阿波介、太宰大貳、左近衛權少將等を経て、從四位下行大和守に至り、元慶五年十一月に卒した。年五十七。

從五位下安倍朝臣比高 武藏介 貞觀四年四月七日任

貞觀四年正月、從五位下に叙せられ、同年四月、武藏介となつた。同六年正月、出羽權守に轉じ、翌年正月、出羽守に任ぜられ、その後、陸奥鎮守將軍となつた。

從五位上平朝臣有世 武藏權守 貞觀六年正月十六日任

齊衡元年正月、從五位下に叙せられ、天安二年九月、左馬助となり、貞觀五年、從五位上に進み、刑部大輔に任ぜられ、翌年正月、武藏權守に轉じた。

小野朝臣春風 武藏介 貞觀六年正月任

春風はその後、元慶二年六月、從五位下にて陸奥鎮守將軍に任ぜられ、征夷の軍功をたてた。後、從五位上に進み、大膳大夫、攝津權守等に任じた。

正七位下大丘造塵繼 武藏權大掾 貞觀六年八月見

從五位上橘朝臣春成 武藏守 貞觀九年正月十二日任

承和十三年正月、從五位下に叙せられてより、能登守、齋院長官、雅樂頭、下總介、越中權守等に歴任し、貞觀九年正月、武藏守に任ぜられたが、尋いで二月、大膳大夫に轉じた。

從五位下 藤原朝臣 安棟 武藏守 貞觀九年二月十一日任

貞觀元年十一月、從五位下に叙せられ、彈正少弼、參河守、筑前守等を経て、同九年二月、武藏守に任ぜられた。

紀朝臣 有明 武藏介 貞觀十年正月任

橘朝臣 休蔭 武藏介 貞觀十一年正月見

從五位下 藤原朝臣 柄範 武藏權介 貞觀十二年正月廿五日任

貞觀八年正月、左衛門大尉にて從五位下に叙せられ、同十二年正月、武藏權介に任ぜられた。

藤原朝臣 房守 武藏介 貞觀十四年九月見

屋代直行 武藏權史生 貞觀十四年五月見

從五位上 紀朝臣 安雄 武藏守 元慶元年任

助教、從五位下種繼の子。もと刈田首を姓としたが、安雄に至つて姓紀朝臣を賜はつた。得業生より身を立て、後從四位下に叙せられ、助教となり、格式の撰定に與つた。その後勘解由次官兼下野介に遷り、從五位上に進み、元慶元年、武藏守に任ぜられた。政簡惠を貴び、吏民これに安んじたといふ。秩滿歸京の後、鑄錢長官兼周防守となり、仁和二年五月に卒した。年六十五。

從五位下 布勢朝臣 冬雄 武藏介 元慶二年正月十一日任

貞觀六年正月、從五位下に叙せられ、駿河介等を経て、武藏權介となつたが、元慶二年正月、武藏介に任ぜられた。

從五位下 下毛野朝臣 倫旨トモムネ 武藏權介 元慶二年正月十一日任

從五位上 弘道王 武藏權守 元慶四年二月見

從五位下守玄、蕃頭、刑部大輔等を経て、元慶元年十一月、從五位上に進み、同五年前後、武藏權守に任ぜられてゐた。仁和三年六月、内膳正となる。

從五位下 藤原 統行 武藏介 元慶四年五月十三日任

元慶二年二月、出羽權介に任ぜられ、任地に在つて屢々征戰に従事したが、同四年五月、武藏介に轉じた。

正六位上 藤原朝臣 直行 武藏權大掾 元慶七年正月見

元慶七年正月、武藏權大掾に在任中、從五位下に叙せられ、その後、仁和三年二月、伊勢介となり、同年五月、侍從に任ぜられた。

從四位上 源朝臣 行有 武藏權守 元慶八年二月見

文德天皇の皇子。母は布勢氏。貞觀三年四月、姓源朝臣を賜はり、同十七年、從四位上に叙せられた。それより美作守、左京大夫、治部卿等に歴任し、元慶七八年の頃、兼武藏守となつた。仁和

元年正月、太宰大貳に轉じ、同三年六月に至つて卒した。年三十四。
外從五位下新田部宿禰安河 武藏介 元慶八年三月九日任

元慶七年正月、園池正にて外從五位下に叙せられ、翌年三月、武藏介に任ぜられた。

從五位上藤原朝臣貞幹 武藏守 仁和元年正月十六日任

元慶三年十一月、從五位下に叙せられ、同八年十一月、從五位上に進み、仁和元年正月、武藏守に任ぜられた。

從四位上源朝臣長淵 武藏權守 仁和元年二月二十日任

元慶七年正月、無位より從四位上に叙せられ、仁和元年二月、武藏權守に任ぜられた。

從五位下山口朝臣連松 武藏介 仁和二年六月十三日任

元慶八年十一月、從五位下に叙せられ、仁和二年正月、下野介となり、同年六月、武藏介に轉じた。

從四位上棟貞王 武藏權守 仁和三年五月十三日任

齊衡三年五月、無位より從四位下に叙せられ、下野守、越中守等を経て、從四位上に進み、中務大輔兼因幡守神祇伯等に歴任し、仁和三年五月、武藏權守に任ぜられた。

寛平以後は國史撰修の事絶え、國司の任免についても徵すべきものが少い。加之國司の弊政漸く甚しく、地方の政治紊亂し、莊園漸く多く、國衙愈衰へ、國司の任に赴くもの少く、一國の政治は殆んど目代在應の手に歸し、遂に武家政治を馴致するに至つた。今左に大日本史國郡司表に記す所を抄記して、寛平以後武藏國司としてその名に見えるものを示さう。

守藤原邦基	延喜六年八月任	權守源滿仲	村上帝時
少掾高向利春	延喜十年九月任 十一 年爲介	權守藤原斯生	安和二年三月見
守藤原高風	延喜十七年四月任	介藤原正忠	天元三年任
守高向利春	延喜十八年二月任	權大掾車持正有	天元四年秋任
守藤原利仁	延喜十八年任	權守菅原幹正	正曆四年五月見
守藤原善方	承平六年見 延長七年 十月卒(尊卑分脈)	權大掾播美相奉	長徳二年任
守藤原維幾	承平六年任	權少掾佐伯得信	長徳二年任
權守興世王	天慶元年二月見	守菅原修成	長徳元年依勅移北野 天神於關東(風土記稿)
介源經基	天慶元年二月見	守藤原寧親	長保元年十月見 寛弘二年卒(尊卑分脈)
守百濟貞連	天慶二年五月任	守平行義	寛弘元年七月見
權介小野諸興	天慶二年六月見	權大目雀部安光	寛弘四年任
守藤原秀郷	天慶三年三月任	守源賴貞	寛仁元年十月見 醍醐天皇第七皇子有朋親 王之孫(尊卑分脈)
守平公雅	天慶五年任		

大掾平助久	保安元年任	大掾平成清	治承二年正月任
守藤原通基	大治二年正月見十二 月因幡守	目秦經里	治承二年正月任
守藤原公信	大治二年十二月任長	介平資遠	治承三年正月任
權守橘盛賢	承元年正月重任	權守三善盛俊	治承三年二月見
權守橘章友	大治四年二月任	掾秦末弘	治承四年正月任
守藤原信輔	大治四年十月任	守平知度	治承四年九月見
權守惟定貞光	保延元年四月見		
少掾藤原盛長	保延三年正月任		
守藤原季行 <small>(風土記稿ハ秀行トス)</small>	康治元年正月任		
介大江成重	康治元年七月十二月任久 安六年七月土佐守		
少掾中原清兼	久安二年正月任		
守藤原信賴	久安三年正月任		
介橘盛光	久安六年七月任久壽 二年正月重任保元二 年八月罷		
守藤原 <small>(名闕)</small>	仁平三年三月任		
守平知盛	平治元年五月見		
	永曆元年二月任仁安 元年十二月罷		

守平知重	仁安元年十二月任	大掾紀眞安	安元二年正月任
介中原盛實	仁安二年四月任	掾中原時正	安元二年正月任
介賀茂尙憲	承安元年正月任	介藤原則宗	治承二年正月任尋罷
右の外新篇武藏國風土記稿任國沿革表尊卑分脈武藏七黨系圖その他に見えるものは次の通りである。			

守藤原經邦	承和七年卒	(尊卑分脈)
守藤原清身	延喜六年四月卒	(同)
權介源潤	寬平七年卒	(同)
介藤原惟岳 <small>(後守)</small>		(同)
守源仕	延喜年中	(同)
守源添		(同)
守藤原敏有 <small>(敦有)</small>	源滿仲之外祖父滿仲長德三年卒	(同)

權守平貞盛(後守) (風土記稿)
 守源經基 (尊卑分脈)
 守平繁盛 (風土記稿)
 守藤原基忠 (成田系圖)
 介藤原善時 (愚管抄)
 守橋州相 (風土記稿)
 守藤原惟風 (同)
 介藤原惟友(後守) (尊卑分脈)
 掾(後介)源滿仲 (風土記稿)
 守賴任(姓闕) (尊卑分脈)
 介藤原忠正 (風土記稿)
 權守平將恒 (尊卑分脈)
 守源滿政 (同)
 守藤原邦任 (同)
 權椽源滿季(後守) (同)
 平貞盛之弟
 藤原伊尹之孫
 安和二年見
 圓融院朝
 藤原國經五代之孫國經延喜八年卒
 左大臣恒佐之曾孫恒佐天慶元年卒
 長德三年卒
 藤原利仁四代之孫
 平良文之孫
 源滿仲之弟
 藤原恒佐之曾孫
 源滿政之弟

守平正慶 (同)
 守源良任 (同)
 守源致春 (風土記稿)
 守藤原兼宗 (尊卑分脈)
 守源賴平 (同)
 守藤原惟任 (同)
 守源宗雅 (同)
 權守源賴季 (同)
 權守藤原仲宗 (風土記稿)
 守大江盛俊 (大江系圖)
 守藤原爲能 (尊卑分脈)
 守有道惟行 (風土記稿)
 守源長資 (尊卑分脈)
 守藤原惟經 (風土記稿)
 守私市幹成 (熊谷系圖)
 平貞盛之孫
 大納言清蔭之曾孫清蔭天曆四年卒
 後朱雀院時
 右大將道綱之子道綱寬仁四年卒
 源滿仲之子
 藤原惟憲之甥惟憲長元六年卒
 源賴資之舅賴資治曆二年卒
 源滿季之甥
 藤原忠輔之曾孫忠輔長和二年卒
 大江音人七代之孫音人元慶元年卒
 中納言兼輔八代之孫兼輔承平三年卒
 延久元年七月卒
 源賴資之子賴資治曆二年卒
 藤原惟憲之孫惟憲長元六年卒
 河原太郎高直七世之祖高直元曆元年討死

守藤原爲人 爲人之子周防守義友康和二年卒 (尊卑分脈)

守有道家行 (七黨系圖)

守源賴義 (尊卑分脈)

守定雅(姓闕) 大藏卿長房之舅長房康和元年出家 (同)

守私市宗道 私市幹成之子 (熊谷系圖)

守藤原公綱 藤原公基之弟公基承保二年卒 (風土記稿)

介源成貞 源滿季五代之孫 (尊卑分脈)

守藤原賴保 嘉保之頃 (風土記稿)

守藤原隆資 康和元年十一月卒 (尊卑分脈)

守源成實 承德二年任 (同)

權守菅原是綱 嘉承三年二月卒 (同)

權守藤原親經 藤原親信之曾孫親信美福門院御乳父 (同)

守藤原尋勝 藤原親信之曾孫 (同)

權守藤原通能 伊勢守時經之曾孫時經承保三年卒 (同)

守藤原信說 藤原信賴之弟 (同)

守平有盛 (風土記稿)

權守源忠基 源基齊之子基齊承安元年被誅 (尊卑分脈)

四 武藏國府及び國分寺

國府 位置

國司が赴任して國務を執る政廳を國府といふ。和名抄に、武藏國多磨郡に在り
と見え、その他の古書にも同じやうに書いてある。前にもいつたやうにもと武藏
南部の地に置かれた屯倉を管する屯倉司の廳の在つた地を撰定して、こゝに國府
を定めたものであらう。その地は今の府中町である。この國府の地は、武藏國の
南部に僻在し、始め東山道に屬しその官道が北方上野國から通じてゐた武藏國と
しては、甚だ不便な位置にあつたと云はなければならぬ。これは早くから武藏
南部の地に朝廷直轄の屯倉が置かれ、その地に既に大化以前地方官としての國司
が赴任してゐた爲に、交通上の不便を忍んで、その地に國府を置いたのであらう。

多磨郡には、通例國府と伴つて存在すべき筈の國分の兩寺もあり、又總社たる六
所宮も鎮座されてゐる。六所宮は明治十八年縣社から官幣小社に昇格し、大國魂
神社と改稱して現在に及んでゐる。

國分兩寺 六所宮

國分寺
起原

國司は、國府に在つて部内を管しその治平を保つに佛の加護を待つた。こゝに於いて國府に僧を置き、佛を崇び、經を講ぜしめた。これを國師といふ。國師は大寶二年二月、諸國に置かれ、自ら國府吏員の如きものとなつた。國府に於いて經を講ぜしめたのは、天武天皇の五年が初見である。その十一月使を四方の國に遣はし、金光明經仁王經を説かめしられたが、これ等の經は、その講説讀誦の功德によつて、諸天來つて國家を守り、その太平を致すといふのである。持統天皇八年五月には、金光明經一百部を諸國に送置し、必ず毎年正月上玄の日を取つてこれを讀ましめ、その布施は、當國の官物を以てこれに充てた。斯くの如きは皆、後に國分寺の創始を見るよすがとなつたのである。聖武天皇は殊に篤く佛敎を信じ給ひ、或は七道諸國に神佛崇祭の詔を發し、或は諸國に經卷を頒ち、或は國毎に佛像を造らせ、或は七重塔を建てしめ給ふ等、篤く意を佛敎の興隆に用ひ給ひ、遂に天平十三年三月に至り、國分兩寺創設の詔を發せられた。僧寺はこれを金光明四天王護國之寺といひ、尼寺はこれを法華滅罪之寺といふ。僧寺には僧を、尼寺には尼を置き、各水田を給し、又別に國別正税を割いて國分寺料稻を置き、以てその存在を永久ならしめんとした。國分兩寺の位置は、天平十三年の詔によれば、都邑に遠からず、又近から

武藏國分
寺の規模

ず、兼ねて國華として人目に觸れ易き好位置を擇んだものである。故に諸國の國分寺は、多くは國府の附近にある。

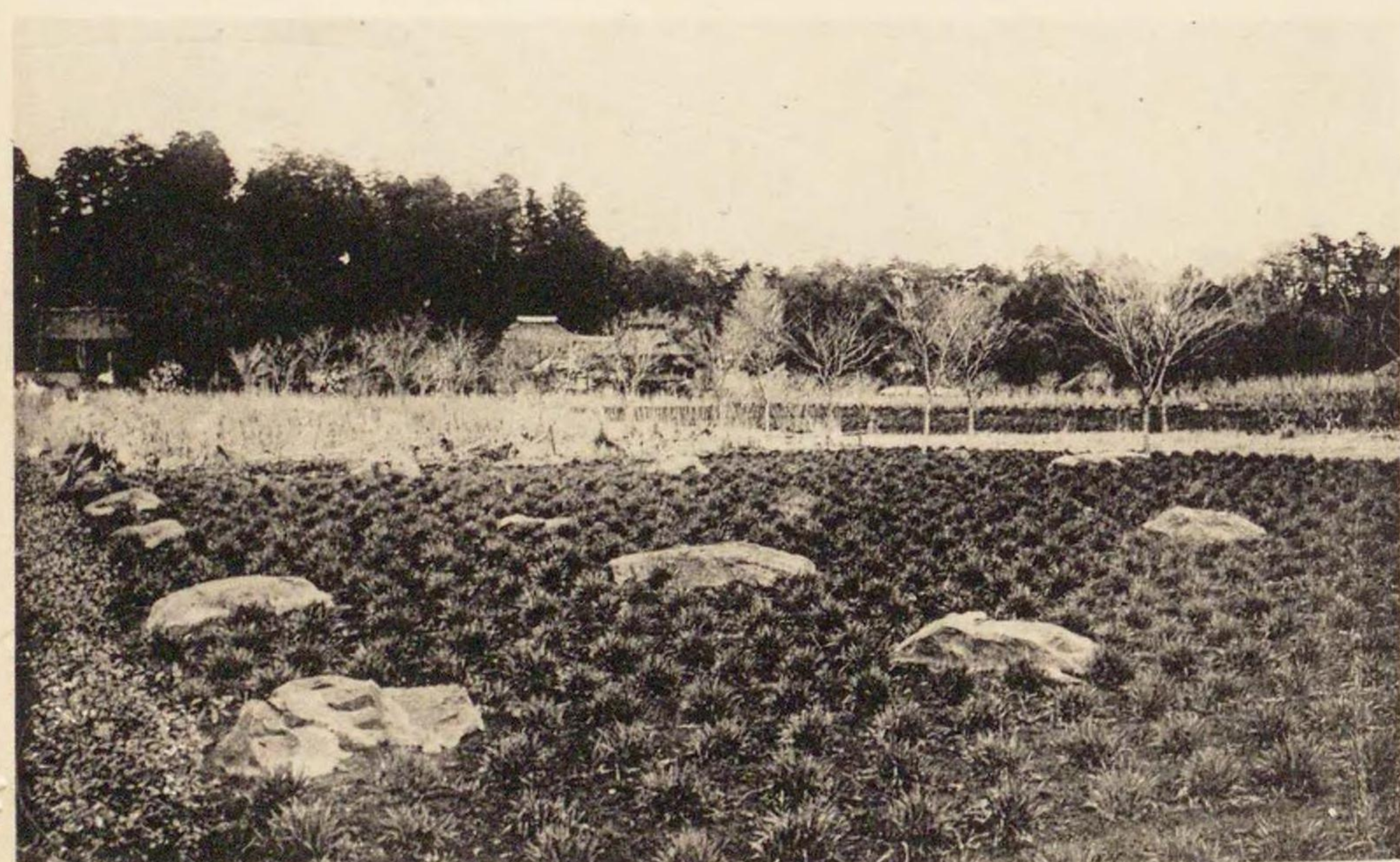
武藏の國分寺は、北多摩郡國分寺村大字國分寺がその舊址である。國分寺は今醫王山最勝院と號し、府中町を去る北方二十町許り、土地高燥、清水湧出し、郷邑に接近せず、しかも交通の便よき好適の地である。延喜式によれば、武藏國の正税、公廩各四十萬束に對し、國分寺料は五萬束となつてゐる。これを諸國の國分寺料に比するに、多額の部に屬し、武藏の國分寺の規模の壯大であつたことが推測される。武藏國分寺の七重塔は、承和二年神火の爲に焼失して、暫くこれを缺いてゐたが、承和十二年に至り、前男衾郡大領外從八位上壬生吉志福正なるものが、聖朝の奉爲にこれが建造を請願して許された。平安朝時代に於いても、國分寺の存在意義は國家鎮護にあつて、貞觀年中、武藏國分寺に五大菩薩像を安置し、以て陸奥の蝦夷の叛亂を鎮め、吏民の怖意を安んぜしめんとしたことがある。國分寺の伽藍は平安朝時代より鎌倉時代にかけて屢々修理されたいが、詳細のことは不明である。元弘三年新田義貞が鎌倉に攻入る途中、國分寺は戰塵の巷となり、宏大なる伽藍は兵燹にかゝつて烏有に歸したといふ。亂後建武二年、新田義貞が助力して堂塔を

再建したと傳へてゐるが詳かでない。現在國分寺址は東西凡そ六町半、南北五町の地に亘り、その中に巨大なる礎石を残し、以て往時の宏大なる規模を思はしめる。礎石は比較的よく保存され、大塔金堂講堂南大門僧房等の位置を明かにすることが出来る。これ等堂塔の廢址には廢瓦を多く残してゐるが、その中に武藏國內の郡名郷名人名を型押し、或は篋書きにて銘記したものが、今までに數多く發見されてゐる。その中郡名は二字或は一字のみを記し、今までの所では、武藏二十一郡中、新座郡を除く外二十郡の瓦銘が發見されてゐる。これ等の瓦銘は國分寺造營に貢獻せる郡郷或は個人の名を刻したものであらう。武藏二十一郡中二十郡の瓦銘が發見されたことによつて、國分寺の造營は、國內全部の出資が加はつてゐたものであることを察し得よう。武藏の國分尼寺の遺址は未だ詳かでない。

五 武藏に於ける交通状態

さて東海道は、奈良朝末葉以來、駿河から相模に入り、武藏を経て下總に通じてゐたが、それ以前には武藏から下總に通ずる道は未だ開けてゐなかつた。それは前にも述べたやうに、太古武藏の界にあつた東京灣の灣入の跡が、未だ沼澤の多い卑

古代の東
海道と武
藏



武藏國分寺址
及び同遺物
北多摩郡國分寺村
國分寺に在る。下
圖は現在の國分寺
藥師堂と金堂址の
礎石、上圖は遺址
から發見された古
瓦等である。

武藏は東
山道に屬
す

武藏東海
道の所屬
となる

武藏の驛

濕の地であつた爲に、武藏から下總に至る道路を通ずることが出来なかつたからである。従つて武藏國は、東海道から除外されて東山道に屬し、信濃・上野・武藏・下野の順になつてゐた。故に東山道の官使は、上野から下野へ直行せず、態々上野國邑樂郡から道を枉げて、五箇驛を経て、武藏國南部の多磨の國府に來、更に後戻りして下野國に達するといふ不便極まる迂廻路を通つてゐたのであつた。その後奈良朝時代の後半に至つて、始めて武藏から下總に通ずる陸路が開通し、これによつて東海道は相模から陸路下總に出づることゝなつた。然るに武藏國は依然東山道に屬してゐた爲に、乘瀝・豊島の二驛は、東海・東山兩路の官使を承けて使命頗る繁多を極むることゝなつたので、神護景雲二年三月に至り、右兩驛を中路に准じて驛馬十匹を置くことゝなつたが、遂に寶龜二年に至り、斯様に武藏國が東海・東山兩道の官使の往來を引受けて非常に困難するといふことと、一方東山道の官使が上野から下野へ眞直に行けるのに、態々武藏のしかも多磨の國府まで大廻りして、更に下野へ後戻りするの不便極まるといふことの二つの理由によつて、武藏國を東山道から離して東海道に移すことゝなつた。

大寶令成るに及んで、驛路の制は大いに整ひ、地方の交通も亦頗る便利となつた。

即ち驛路は大路中路小路の三等に分けられ、東海道は中路になつてゐる。この驛路には三十里、この一里は今の六町に當る、毎に一驛を設けて驛馬を置き、以て急用ある官使の乗用に充てた。又沿道の郡には傳馬を置き、急用にあらざる官使の乗用に供したのであつた。

奈良朝に於ける武藏の驛の文獻に徴し得るものは、前説の乘瀝・豊島の二驛に過ぎない。平安朝に於ける武藏の驛は、延喜式の兵部省式に、店屋・小高・大井・豊島の四驛を擧げ、驛馬を店屋・小高・大井及び豊島の四驛に各十匹、傳馬を都筑・橋樹・荏原及び豊島の四郡に各五匹づゝ配置してゐる。先づ傳馬配置の郡名によつて、東海道の通じてゐた方向の大體の見當はつくが、驛の所在地を推定することによつて一層確め得られる。足柄を越えて相模國に入り來つた東海道の驛路は、相模國の中央を西南より東北に貫通し、坂本・小總・箕輪・濱田の四驛を経て武藏國に達するのであるが、相模國の最終の驛濱田は、今の愛甲郡厚木町附近に比定されてゐる。驛路はここより武藏國都筑郡に入り、先づ店屋驛まぢやに至る。店屋の故地は、今の南多摩郡町田町本町田に比定されてゐる。ここはもと都筑郡の地であつて、大體の位置を失はないであらう。驛路は店屋から支道を北方に分岐して、程なく多磨郡にある武

藏國府に達し、本道は東北に進み、小高・大井・豊島の諸驛を経て、下總國に通じてゐたことゝ思はれる。尤も店屋驛の驛馬は、他の三驛と同じく十匹となつてゐて、分岐驛としては不足のやうであるが、恐らく國府に遠くなかつたので、補充に便利であつたからであらう。本道に於ける店屋驛の次の小高驛は、驛路通には都筑郡大柵村であらうと云ひ、日本地理志料には橋樹郡の小田中村の地に比定してゐる。大柵の地は、距離上店屋驛と大井驛との殆んど中間に位するが、驛の場所としては、多摩川に沿へる小田中の地が適當であると思はれる。尙橋樹郡に傳馬が置かれてあることより察すれば、小高を小田中の地に比定するのが適當と考へられる。次の大井驛は、今の荏原郡大井町である。その次の豊島驛は、驛路通に現在の北豊島郡王子町豊島の豊島川南岸の地に比定されてゐるのが當つてゐるであらう。驛路はここから東して、住田河・太日河を渡つて下總の茜津驛に通ずるのである。

以上は延喜式に載録されてゐる武藏の驛であるが、前に擧げたやうに、この外奈良朝の末には豊島驛と共に山海兩路を承けてゐた乘瀝驛があつたが、それは武藏國府と豊島驛とを連ぬる驛路の中間に位してゐたと考へられる。驛路通はこれをアマヌマとよみ、現在の杉並町天沼をこの驛の故地に比定してゐる。この乘瀝

驛が延喜式に載録されてゐないのは、寶龜二年武藏國が東海道に移屬された後に廢されたからであらう。

交通の狀

太古人文未だ進まず、人烟稀なる時代に於いては、荒野山林うち續き、その間を通ずる道路も甚だ不完全なものであつたことは略想像することが出来る。武藏の當時もこれに異らなかつた。平安朝後期に、下總から武藏を通過して京都に歸つた菅原孝標の女は、今の東京市附近を通過した時の狀況を、更級日記に「今は武藏の國になりぬ。殊にをかしき所も見えず、濱も砂子白くなどもなく、小泥こひぢのやうにて、紫生ふと聞く野も、芦荻のみ高く生ひて、馬に乗りて弓持ちたるすゑ見えぬまで高く生ひ茂りて、中を分けて行くに云々」と記してゐる。平安朝に於ける官道の狀況が、右の如くであつたとすれば、その以前及びその他の道路の有様も想像されよう。殊に入間驛を中心として、南北に擴がつてゐた武藏野は、江戸時代の初まで開發されることなく、草木藜々、十里無人の荒野であつた。武藏野の有様を詠じた和歌には、

武藏野はけふはな燒きそ若草の

つまも籠れり我も籠れり (伊勢物語)

武藏野や行けども秋のはてぞなき

いかなる風の末に吹くらむ (新古今集)

行くすゑは空もひとつの武藏野に

草の原より出づる月かけ (新古今集)

あふ人にとへどかはらぬ同じ名の

幾日になりぬ武藏野の原 (續古今集)

をはじめ、鎌倉開府以後のもので、草より出で、草に入る荒野であつたことを詠んでゐるのである。

武藏國が東山道に屬してゐた間は、官道は上野國より武藏の北部に入り、武藏野を貫通して多磨の國府に達してゐたのである。當時に於ける交通が如何に困難であつたか、察し得られよう。東海道に屬してから後も、武藏野を通行する公私旅人の苦難は依然たるものであつたらしい。天長十年に、武藏國司から中央政府になされた報告にも、管内曠遠にして行路難多く、公私行旅、飢病者衆し云々と述べてゐる。この實狀を默視し得なかつた武藏介從五位下當宗宿禰家主をはじめ、少目從七位上大丘秋主等六人は、各自の收得を割いて、同年多磨入間兩郡の界に悲田所を置き、屋五宇を建て、食を備へて、武藏野を通行する公私の旅行者を救濟したの

であつた。この悲田所は、當時官使の爲に驛の供設があつた外、一般旅行者の宿泊すべき旅館が皆無の際に於ける、慈善救濟的設備を有したものの、嚆矢と見るべきものである。

六 國司制の崩壞過程

國司時代の兵制
蝦夷討伐の兵を坂東より出す
兵士を廢して健兒となす

光仁天皇の御代寶龜十一年三月、令の兵制を改め、詔して三關邊要を除く外、國の大小に従つて兵士の數を定め、殷富で弓馬に堪へ得る者を選んで、交代に武藝を習はせ、羸弱の徒は勤めて農に歸せしめる方針を採つたが、從來概ね坂東八國から徵集されてゐた蝦夷討伐の兵士については、桓武天皇の延暦二年六月坂東八國に勅して、有位者の子で全く官職に就かないもの、郡司の子弟浪人などの中で、兵士として適當なものを國の大小によつて各五百乃至一千人を選び、武藝を習ひ、戎裝を整へさせるやうにした。ついで延暦十一年、要地以外の兵士が廢せられてからは、郡司の子弟を取つて健兒こんでいと爲し、國々の兵庫・鈴藏及び國府等を守らせることとした。健兒は國ごとに定數があつて、武藏國は百五十人であつたが、彼等の力だけでは到底一國の治安を維持することは出来なかつた。

群盜の蜂起
國郡司の帶仗

令制では、國郡司で帶仗を許されたものは、僅に太宰府管内の諸國と三關國の國郡司に過ぎなかつたが、地方の紀綱が弛廢するに及んで、國郡司に帶仗させる範圍を擴張し、延喜式には、武藏をはじめ、坂東諸國、陸奥、出羽及びその他邊要の諸國の國郡司にもこれを許してゐる。これはもとより地方官一身の安全を圖る爲であつて、部内の治安警察の目的を達するには、隨時人民を徵集し、或は浪人を集めて、事に當らしめる場合もあつたが、彼等は軍事に慣れず、又規律もない爲に、その威力は十分でなかつた。それで武藏國に於いては、他の國々と同様、特別に郡毎に檢非違使を置いて、群盜の警備に當らせたこともあつたが、その効はこれ亦多く見るべきものがなかつた。そこで國司は實力に富んだ部内の地方豪族を物色して、檢非違使又は押領使・追捕使に任じ、警察權の一部をこれに委せることにした。これ等の職は、その名稱を異にしてはゐるが、同じく部内の治安警察に任ずるもので、彼等は平素多數の家の子郎等を擁し、これを率ゐてその職務を執行してゐたのである。家の子郎黨は即ち彼等の私兵であつて、その主人に従つて公務に當るもので、直接官に屬して官の給與を受けるものではなかつた。

群盜の蜂起

貞觀三年の頃、武藏國には、凶猾の徒輩が黨を成して人民を惱まし、群盜は山に滿

ちて、國府在廳の檢非違使だけでは取締ることが出來ず、同年十一月、郡ごとに檢非違使一人を置いた程であつたが、その後、群盜の蜂起するもの多く、寛平七年頃には、武藏の外、信濃・上野・甲斐等にもその害が及んでゐて、朝廷では群盜鎮定の御祈の爲に諸社に奉幣せられた程であつた。又扶桑略記によれば、延喜十九年五月、武藏國から、前權介源任が官物を運び取り、官舎を焼亡し、國府を襲撃し、守高向利春を攻めようとすることを訴へ出たことがある。これに依つても前任の國司が如何に亂暴を極めてゐたか、窺はれる。

元來東國地方の住民には、多量の蝦夷の血を混じ、殊に關東地方の諸國は、屢々征夷の軍を奥羽に送り、征戰武事の經驗を積んだ爲に、自ら勇武の氣風を馴致してゐた。

聖武天皇の御代に、東國人を以て中衛府の兵隊を組織し、太刀を授けて御身の近き護りと爲し給ふたが、その兵士は東舍人アヅマノトネリと呼ばれ、天皇がこの中衛府を孝謙天皇に授けられた時の詔中に、「この東人は、常に曰く、額に箭は立つとも、背には立たじと云ひて、君を一つ心を以て護るものぞ云々」と見えてゐる。進むを知つて退くを知らざる武勇は實に東國人の誇であつた。

起 武士の興
東國人の
武勇

それで奈良朝平安朝を通じて、鎮兵として征夷に従つた者は、概ね坂東八國から簡點せられ、又九州の海岸を守る防人さきもりにも、東國人を送り出したのであつた。平安朝に於いても亦東人は武勇勝れたものとして認められ、今昔物語に、東人が美作の猿神を退治した物語が見え、或は又、花山院の御前を乗り打ちして捕へられ、その馬術と沈勇とを現はした東人の物語も見えてゐる。後に兼好法師はその著徒然草に、「東人あづまびとこそ言ひつる事は頼まるれ、都の人は言承ことうけのみよくて實なし」と云つてゐる。されば、坂東武士が興起して幾多武勇の士を出したのも決して偶然ではない。

それに、前述の如く、武藏には早くから馬牧が發達し、貞觀年間既に牧の主當一人が置かれてゐたが、延喜式にはこの主當が別當と改められてゐる。又同式に依れば、武藏は信濃・上野・甲斐と同じく、特に左馬寮の牧が置かれ、各牧からは毎年一定数の馬を同寮に貢上する規定になつてゐる。元來牧は馬を飼ふ爲の廣漠な原野であつたが、時代の進むにつれ、次第に開墾されて、遂にその多くは莊園に變じた。即ち牧の中に澤山の人を養ひ、何十個村といふ多數の村が出來ても、朝廷の方には、牧の名目になつてゐるので、年々一定の馬を貢上すれば、税務が濟み、その別當は部下を養ひ、多分の收入を得て、勢力を有してゐた。武藏の横山黨の如きは、八王子附近

牧と武士

の牧から發達した武士階級である。別當某と稱するものの中に、武藏の牧から起つた武士に關係のある者が多かつたであらうと思はれる。牧に關係ある者が、早くから勢力を振つてゐたことは、既に前記貞觀十三年の太政官符中に見ることが出来る。即ち武藏・甲斐兩國から御馬を貢上するに當り、馬長・馬醫・書生・占部・足工・騎士等官符無くしては驛馬に乗ることが出来ない身分の低い者が、事を貢御に寄せて、恣に公乘を濫用し、しかも多く雜色を率ゐて沿道の官民を苦しめ、郡司・驛長等も、その威勢を畏れて、如何ともすることが出来なかつたと云ふ。

併し武藏に莊園が發達したのは、必ずしも牧の存在のみによつたのではない。奈良朝以來の社寺・權門領は云ふに及ばず、新に開墾された土地は殆んど莊園となつたのであつて、そこに巢喰つたのが即ち土着の武士階級であつた。これ等の武士は所謂莊司であつて、國郡司に對し社寺・權門等の威勢を藉つて反抗する者も少くなかつた。そして家の子郎等を養ひ、牧馬や武具を蓄へて、遂に兵馬の實力を握るやうになつたのである。

莊園の發達
皇室院領

武藏國に於ける莊園の中、その主なるものは、皇室御領と國司の子孫の私墾田とである。類聚國史には、淳和天皇の天長六年十二月に、武藏の空閑地二百五十町を

勅使開田

西院の勅旨田と爲し、翌七年二月には、同じく空閑地二百二十町を勅旨田として開發を行ひ、その料として正税一萬束を充てられたことが見えてゐる。西院と云ふのは、淳和天皇讓位後の京都四條の御所のことである。續日本後紀には、仁明天皇承和元年二月、冷泉院の爲に武藏國の荒廢田百二十三町を、同八年二月、嵯峨院の爲に武藏國田五百七町を充て奉つたことが見えてゐる。吾妻鏡に見える後白河院の太田庄や、八條院領の下河邊庄、又は日吉神社領河肥庄等もその起原はこの頃のことかと思はれる。

以上は何れも現在の東京府下の土地と關係はないが、武藏國の莊園の先驅として度外視することの出来ないものである。

葛西御厨

今の東京府下の地で、特に興味ある莊園は、葛西御厨である。同御厨は、千住・向島及び龜井戸等、南葛飾郡の大部分を占めて、伊勢大神宮の莊園であつた。當時大神宮の莊園は、特にこれを御厨と呼んでゐたのである。このことに就いては、同莊園の寄進者葛西清重の事蹟を述べる時に、更めてその由來を記すこととする。

國司の子孫

莊園の發達に伴ひ、武藏の國司には、後世の有力なる武人の祖先となつた者が少くなかつた。天慶の亂に將門を追討した藤原秀郷の子孫が、足立郡に留まつて矢

古宇氏と稱へ、或は又丹墀今繼有道維能、小野義孝等の子孫が一黨をなして國內に雄視してゐたのは、その好例である。

天慶の亂
と豪族の
活躍
天慶の亂

關東に於ける武士が、その實力を發揮し、且つその勢力を確立する機會となつたものは、平將門の天慶の亂であつた。これは已に承平五年頃から兆してゐたのであるが、當時武藏國に於いては、權守興世王及び介源經基と、足立郡司武藏武芝との間に争が起つてゐた。それは興世王及び經基が、新に國司に任じて後、足立郡に入部せんとしたが、武芝はこれまで正任の太守が到着しない以前に入部を行つた例はないといつて、これを拒んだのに端を發し、遂に興世王及び經基は入部を強行し、郡司の家屋をはじめ附近の民家を襲ひ、恣に資財雜物を掠奪した。武芝はその返還賠償を興世王等に迫つたが、興世王等はこれに應ぜず、頻りに戰備を整へた。當時將門の勢力は、常總から相武の間に及んでゐたが、將門は、その威望を以て、興世王と武芝との間に調停を試みようとし、私兵を率ゐて武藏に入り、先づ武芝と會し、更に武芝と共に國府に至り、興世王とも面會して和解をすゝめ、酒宴を開いて交歡するに至つた。然るに武芝の後陣のものが、何かの間違ひで經基の營所を圍んだところ、經基は、これを以て、興世王と將門とが相謀つて武芝に自分を殺させようとし

たものと疑ひ、京都に上つて、興世王及び將門の謀叛を朝廷に奏上した。太政大臣忠平は、經基の告言に基き、祭主大中臣奥生に命じて坂東兵革のことを祈らせ、使を將門に遣はし、經基の密告の實否を訊ねさせた。將門はこの意外に驚き、常陸・下總・下野・武藏・上野五箇國の解文を取り、謀叛の奏上の無實であることを辯明した。かゝる間に、常陸國の住人藤原玄明が國司に反抗して下總に遁れ、將門に援を乞うたことに端を發して、將門は常陸守藤原維幾と相戦ひ、府中を焼き、維幾を捕へて印鑰を奪つた。天慶二年五月、百濟貞連が武藏守として下向したが、權守興世王は貞連と和解せず、去つて下總に移り、遂に將門と親しみ、且つ將門に説いて、「一國を討つといへども、その罪輕からず、同じくは坂東を併せ領して形勢を窺はんと云ひ、隣近諸國の攻略を勧めた。將門は自分が皇胤であることを誇り、同じくは八州より始めて兼ねて王城を虜領せんと欲す」と云ひ、興世王の議に従ひ、先づ下野・上野兩國を侵し、尋で自ら新皇と稱し、王城の經營を議し、更に武藏・相模等の國々を巡檢し、國府の印鑰を收めた。朝廷ではこの報を得て大いに驚き、天慶三年二月、藤原忠文を征東大將軍に任じて東國に進發させたが、忠文が到着しない以前に、平國香の子貞盛が下野押領使藤原秀郷と兵を併せて將門を討ち、射てこれを斃し、また興世王は上

總國で誅せられ、尋で將門の一黨悉く討滅せられた。秀郷が武藏守に任ぜられたのはこの後のことである。

亂後の藤原氏及び源平二氏

その後地方はいよゝゝ凋衰し、國用は缺乏し、田園は荒廢した。天慶八年諸國の貢品を勘定した結果によれば、伊豆相模、武藏、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野、九國の凋弊は最も甚しかつたものと思はれる。

武藏七黨

平安朝の終から鎌倉時代にかけて、武藏の各地は殆んど大小の豪族で埋められた感がある。その中でも丹今繼、有道、維能、小野、義孝等の子孫たる横山、猪俣、野與、村山、兒玉、丹西等が所謂武藏七黨として榮えた家であつた。黨と云ふのは血族關係の團體であつて、武藏にはその黨が十ばかりあつたけれども、この七黨がその最たるものである。

武藏七黨とは、今の八王子附近に居た横山黨、その東日野郷から關戸の連光寺附近、多摩川の中流邊にゐた西黨、北多摩郡と入間郡との境近くにある村山邊にゐた村山黨、秩父郡から飯能邊にゐた丹黨、兒玉郡にゐた兒玉黨、その南猪俣邊にゐた猪俣黨、埼玉郡騎西近くの田野にゐた野與黨等である。一説には、右の中の一二を省いて、埼玉郡の田野にゐた私市黨、秩父郡から今の大里郡本畠村附近から川越、江戸、豊島、葛西地方にひろがつてゐた秩父黨を加へて七黨といつてゐるものもある。

第三章 鎌倉守護時代

一 鎌倉幕府と武藏武士

頼朝の覇業

平安朝末期の東國豪族は、それが源氏の一族であると否とにかゝはらず、多くは源家累代の恩顧を受けたもので、頼朝の覇業はこれ等諸豪族の後援によつて完成されたといふことが出来る。

治承四年八月十七日、兵を伊豆に起した頼朝は、石橋山の戦に一敗地に塗れ、安房に渡り、上總より下總に出で、武藏に入った。この時豊島清光、葛西清重、足立遠元をはじめとし、畠山重忠、江戸重長等、武藏武士の面々、風を望んで頼朝の麾下に馳せ參じ、遂に頼朝は源氏と舊縁深い鎌倉の地に幕府を開くことゝなつた。

文治元年十一月、鎌倉幕府は守護を全國に配置したのであるが、國衙領は從來の如く國司を任命した。今大日本史國郡司表新編武藏風土記稿、その他に見える武藏國司の名を挙げよう。

鎌倉時代の武藏國司

守足利義兼

建久六年三月見

(國郡司表)

介清原經光

建久七年正月見

(國郡司表)

少掾大江爲範

正治元年三月任

(同)

守平賀朝雅

正治二年見元久二年閏七月爲北條義時所殺

(同)

權介中原(名闕)

建仁三年十月見

(同)

權守安倍資重

元久二年正月任

(同)

權介藤原家宣

承元元年正月任

(同)

守北條時房

承元元年正月任建保五年十二月爲相模守

(同)

介源家長

承元二年四月任

(同)

守大江親廣

建保六年十二月見

(同)

守足利義氏

承久元年七月見

(同)

守北條泰時

承久元年十一月任曆仁元年四月辭

(同)

大掾橘保季

嘉祿元年一月任

(同)

介平有親

安貞二年二月任

(同)

權守資敏(姓闕)

安貞二年六月見

(同)

權守磯部末友

寬喜三年六月見

(同)

守大佛朝直

曆仁元年四月任寬元元年七月爲遠江守四年四月還任康元元年七月辭

(同)

守北條經時

寬元元年七月任四年四月剃髮

(同)

權介藤原光兼

寬元三年正月任

(同)

權守北條時廣

實治元年三月任正嘉二年正月爲越前守

(同)

權介資緒王

康元元年正月任

(同)

守北條長時

康元元年七月任弘長二年二月復任文永元年七月剃髮

(同)

權介藤原家長

文應元年三月任

(同)

權介藤原公行

文永三年二月任

(同)

守大佛信時

文永四年六月任十年七月辭

(同)

權介藤原基長

文永七年正月任

(同)

守鹽田義政

文永十年七月任建治三年四月辭

(同)

守北條宗政

建治三年六月任弘安四年八月剃髮

(同)

權介菅原在兼

弘安二年正月任

(同)

守北條時村

弘安五年八月任嘉元二年六月辭

(同)

介藤原公綱

嘉元二年三月任

(同)

守赤橋久時	嘉元二年六月任 德治二年二月辭	(國郡司表)
權介藤原公修	德治元年三月任	(同)
守赤橋熙時	德治二年二月任 應長元年十月爲相模守	(同)
權大目御春慶重	應長元年三月任	(同)
守金澤貞顯	正和元年一月任	(同)
大掾中原吉近	正和元年一月任	(同)
權守藤原光冬	正和元年一月任	(同)
守平貞頼	正和二年八月見	(同)
權介菅原在登	正和五年一月任	(同)
守赤橋守時	元應元年一月任 嘉曆元年八月爲相模守	(同)
少目春野行道	元亨元年正月任	(同)
權大掾藤原忠茂	元亨三年春任	(同)
權介菅原在淳	正中元年正月任 嘉曆三年一月罷	(同)
守金澤貞將	嘉曆二年一月任 元弘三年五月戰死	(同)
介源顯家	嘉曆二年三月任	(同)

武藏は將
軍の領國

權介菅原公時	嘉曆三年三月任	(同)
權守藤原說盛		(尊卑分脈)
月代二郎兵衛尉雅忠	貞應二年六月十二日任	(風土記稿)
總檢校職河越重員	嘉祿二年四月十日任	(同)
留守代岩原經直	寛喜三年四月任	(同)
在應日奉實直	寛喜三年一月任	(同)
在應日奉廣持	寛喜三年一月任	(同)
在應物部宗光	寛喜三年一月任	(同)
守物部宗光	寛喜三年一月任	(同)
守平時久	正應永仁の頃	(同)
守藤原行員	嘉元の頃	(同)
守平惟貞	嘉曆三年四月卒	(同)

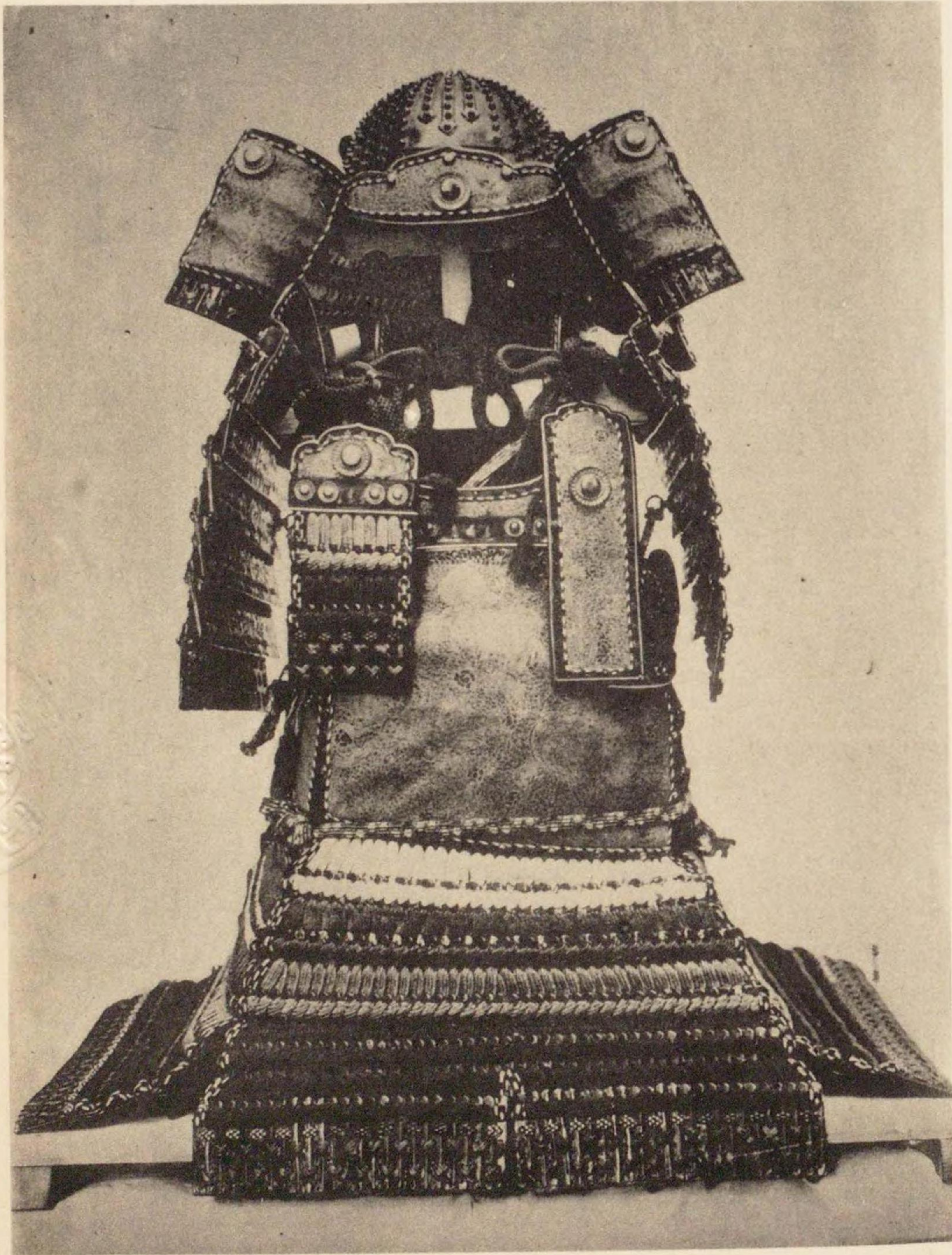
以上を通覽して氣づくことは、この時代に於ける武藏國司に、武將が多く任ぜられてゐることである。これは武藏が頼朝以來將軍の領國であり、その家司ともいふべき寵臣老將を武藏守に任じ、殊に北條氏が執權となつて以來、守はその一族の

専有となつたからである。これを以てみても、この國の武士が、如何に鎌倉幕府と密接な關係を有してゐたか、推されるであらう。即ち當時に於ける鎌倉武士の中心は武藏・相模二國であり、幕府の尤も信賴してゐたものに、武藏武士があつたといへる。されば、のち楠木正成が笠置山の行在所で、後醍醐天皇に拜謁し、力を以てしては六十餘州の兵を集めても武藏・相模兩國の武士に對して勝つことは六ヶしといふと奏上したことが、太平記に見えてゐる。

さて、武藏國の有力な諸氏が、頼朝舉兵の際、その麾下に馳せ參じたため、頼朝も武藏國には特に好感を持ち、治承四年十一月、土肥次郎實平を武藏國に遣はし、國內の寺社に亂入して狼藉する者を停止させ、尋いで武藏國の住人に對し、本知行地主職を従前の通りに執行すべきことを下知した。又頼朝が鶴ヶ岡八幡宮營作の際、鎌倉の中に然るべき工匠がないために、武藏國の淺草大工を召寄せたことは注意すべきことで、淺草寺が既に當時から盛であつたことが知られるのみならず、武藏國の武士が源氏に對して特に忠節を竭したことも想像される。

範頼・義經に從つて一の谷の合戦に大功を立てたのは熊谷直實父子、平山武者所兵衛・畠山重忠をはじめ、武藏武士が多く、文治五年頼朝の奥州征伐にも、武藏武士が

武藏武士の活躍



御嶽神社
赤威大鎧

西多摩郡三田村御嶽山上にある神社御嶽神社所藏の寶物で、國寶である。當社は歴代武將の崇敬厚くこの鎧は建久二年畠山重忠の奉納したものと云はれてゐる。



多く従軍してゐる。

その後北條氏執權の世となつても、武藏國は引つゞいて幕府と關係が深かつた。殊に承元元年、北條義時は武藏野の開發を地頭等に下知し、又仁治二年十二月、時の執權泰時は栢間左衛門尉・多賀谷兵衛尉・恒富兵衛尉等を奉行として、多摩川の水を武藏野に通じ、水田を開かしたること等、特筆すべき事柄である。尙これより先承久合戦に際し、泰時が北條時房と共に大兵を率ゐて西上したとき、その軍中に豊島・足立・江戸・河越等の武士が加はつてをり、吾妻鏡によれば、宇治川の戦に戦死し或は負傷した武士の中に武藏國の住人と思はるゝものが七、八十名にも上つてゐる。その後元弘元年同二年、近畿に攻め上つた幕軍の中に、多くの武藏武士が加はつてゐたことも太平記によつて明かである。

分倍河原
の戦

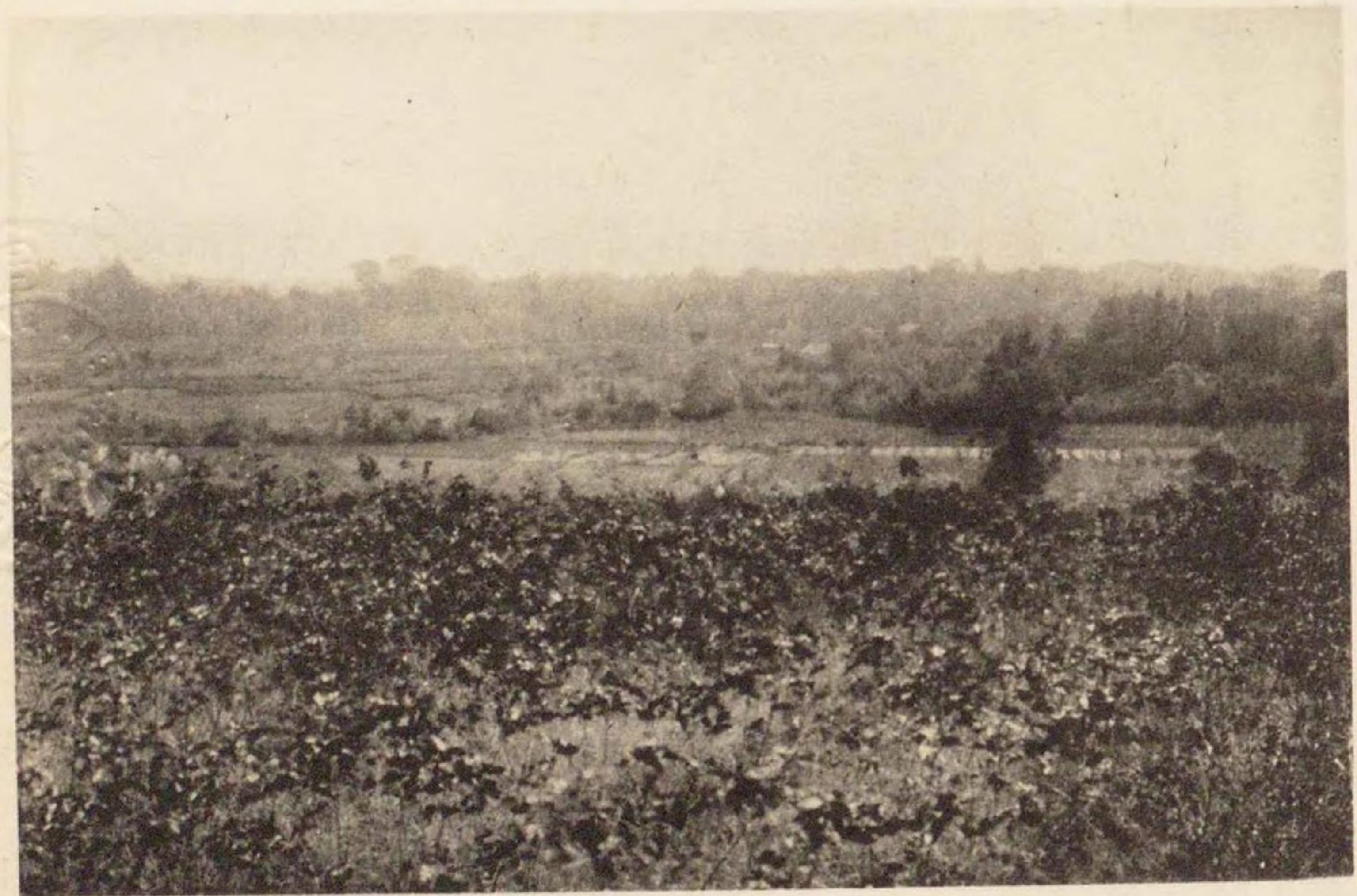
元弘三年五月、新田義貞は上野に義兵を擧げ、同十四日始めて入間川に鎌倉方の軍勢と鋒を交へ、十五日敵を追つて分倍河原に押寄せ、北條高時の弟四郎左近太夫入道慧性の大軍と會戦した。この時義貞の軍は戦ひに利なく、飽間齋藤三郎盛貞・同孫七家行等は府中で戦死した。當時の激戦を偲ばせるものとして、今尙北多摩郡東村山村野口の徳藏寺に元弘戦死者供養塔婆板碑が残されてゐる。

分倍河原の會戰に敗れ一旦堀兼に引返した義貞は、再び軍を整へて攻勢に轉じ、多摩川を渡つて、小野路本町田を経て、同十八日相模國村岡に進み、潰走する敵を追つて二十二日遂に鎌倉を陥れた。その間義貞の軍には上野下野上總常陸武藏沿道の兵期せずして集り、その數實に三十萬七千餘騎に及んだと云はれてゐる。太平記はこの事に就いて、四方八百里に餘れる武藏野に人馬共に充ち満ちて身を峙るに處なく、打圍みたる勢なれば、天に飛鳥も翔ることを得ず、地を走る獸も隠れんとするに處なし、草の原より出る月の馬鞍の上にほのめきて、冑の袖に傾けり、尾花が末を分る風は旗の影をひらめかし、幌の手靜むることぞなき」と述べてゐる。

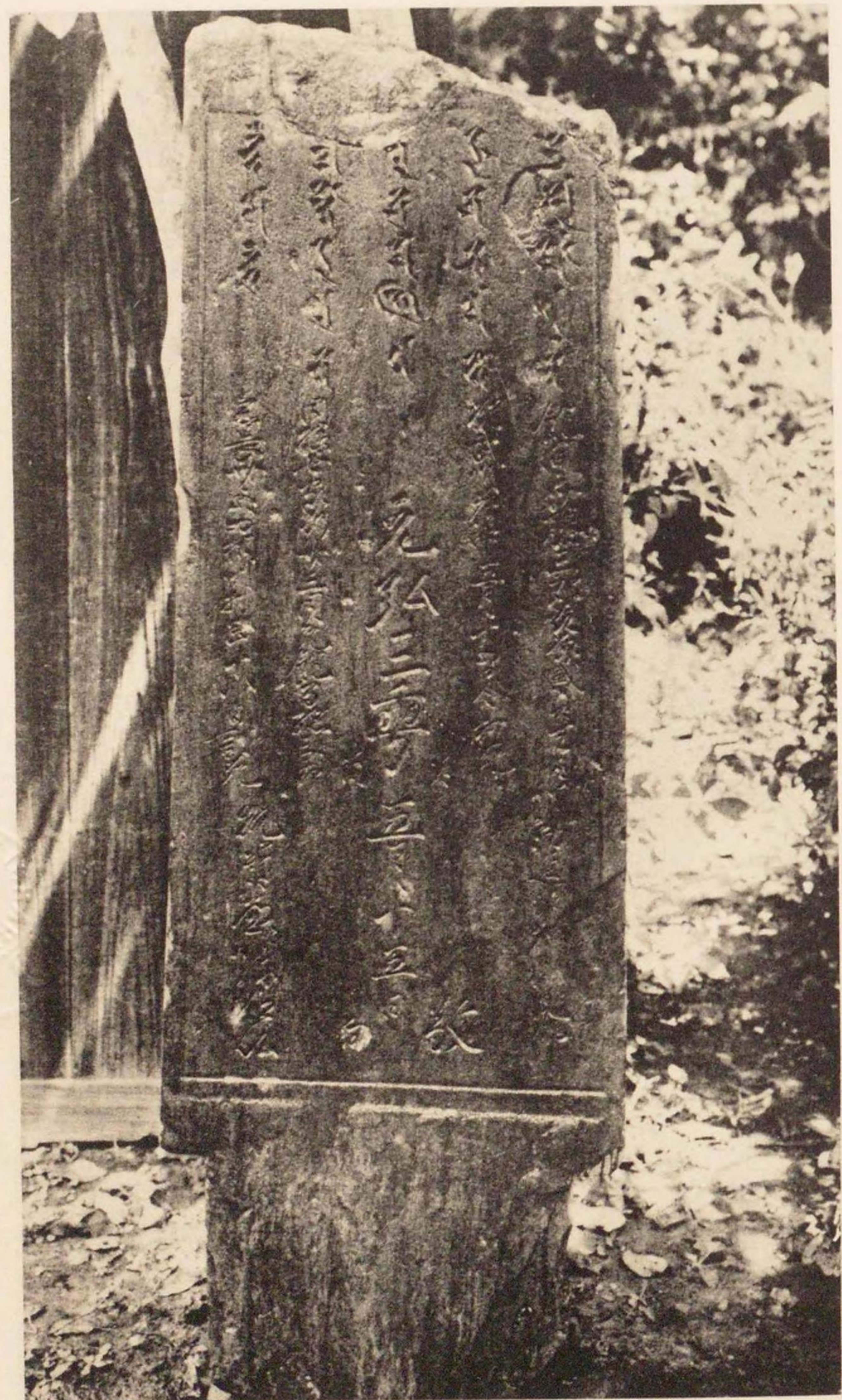
二 武藏諸豪族の盛衰

この時代に於いて武藏國に榮えてゐた諸豪族の中、現在の東京府の地域に關係あるものに江戸氏豊島氏瀧野川氏葛西氏村山黨由井氏等がある。

江戸氏は、吾妻鏡治承四年八月二十六日の條に、江戸太郎重長が武藏國の住人畠山次郎重忠に與黨した趣を記してあるのが初見である。諸家系圖纂によれば、江戸太郎重長は平良文の後裔で、重長の父重繼初めて江戸の名を用ひ、江戸四郎又は江戸重繼



分倍河原古戰場
久米川古戰場
分倍河原古戰場(上圖)は北多摩郡府中町分梅の地に當る。昔は鎌倉から關東に通ずる要衝に當つてゐたため屢々戰亂の巷となつた。久米川古戰場(下圖)は北多摩郡東村山村久米川に在る。往古は鎌倉から上州へ行く本道に當り、これも度々戰亂のあつた所である。



元弘供養塔

國寶元弘戦死者供養塔婆は普通の青石塔婆(所謂板碑)で、上部は脱落し、現在總長四尺六寸、幅一尺五寸、脚部は稍狭く幅一尺一寸五分ある。碑面の文字は全部陰刻で、飽間齋藤三郎盛貞。同孫七家行及び飽間孫三郎憲長の討死の事が記されてゐる。



江戸貫首と稱へたと云ふ。恐らく源頼朝が兵を起す二、三十年乃至三、四十年前から江戸にゐたものと思はれる。

江戸重長

重繼江戸の地に居を定め、土地の豪族關長耀入道道閑の女を娶つて一男を儲けた。これが江戸太郎重長である。道閑は今の谷中天王寺の開山で、下谷上野から田端一帯の地を領有してゐた一豪族であつた。江戸氏が僅か二代で豊島氏にまさる威望を贏ち得たのも、かゝる背景があつたからであらう。

治承四年源頼朝兵を擧ぐるに當つて、書を豊島氏に送り援を求めた。豊島權守清光はその子葛西三郎清重と共に率先してこれに應じたが、江戸重長は應じなかつた。こゝに於いて頼朝は重長を憎み、清重をして彼を殺させようとしたが、清重は同族の誼みから切に宥免を乞ひ、頼朝の許を得て大いに重長を諭したので、のち重長は畠山重忠と共に頼朝に従屬することになつた。この時頼朝は清重の勞を多とし、重長の土地を割いてこれを清重に與へようとしたが、清重はこれを辭退し、重長をしてよく祖先の地を保たしめた。

治承五年十月重長は一族と共に墨田川に舟筏を作り、頼朝を奉じて瀧野川板橋邊に陣を布いて兵を集めた。その兵數は三萬を越えたと云ふ。かくして頼朝は

よく鎌倉に入ることが出来たのである。頼朝は重長の功勞に報ゆる爲に武藏國在廳官人并に諸郡司等總べてに沙汰する職權を重長に與へ、また畠山重忠の滅亡後はその遺地をも領有させることにした。義經記には重長を以て八ヶ國の大福長者とあり、畠山系圖によれば重長は、江戸・木田見・丸子・小日向・柴崎・飯倉・澁谷・高田等即ち今の淺草・下谷・神田・日本橋・京橋・小石川・牛込・四谷・赤坂・麴町・麻布・芝の諸區を領有してゐたことになる。

足利尊氏
武藏を領す

江戸堯寛

元弘三年武藏國は足利尊氏の所領となり、江戸氏等その下に屬し、正平七年閏二月新田義興・義宗・義治等と人見原・小手差原に戦ひ、同十三年十月には江戸堯寛・竹澤良衡等と謀つて新田義興を矢口の渡に殺した。堯寛は重長五世の孫であつて、當時稻毛十二郷を領有してゐたと云ふ。

尤も江戸氏が、重繼以來、いつの時代まで江戸の地にゐたかと云ふことは明かでないが、古簡雜纂には、正平二年三月二十四日、江戸重村著到狀に「墨田馳參」とあり、その頃尙江戸の地にゐたことが推測される。猶鎌倉管窺武鑑には「江戸家領は本と豊島半郡なりしを、太田道灌喜多見の地と、買得して彼此交換せるならん」と云ふ記事があり、江戸氏喜多見への移轉は長祿元年太田道灌の江戸築城直前のことと、思

元弘三年武藏國は足利尊氏の所領となり、江戸氏等その下に屬し、正平七年閏二月新田義興・義宗・義治等と人見原・小手差原に戦ひ、同十三年十月には江戸堯寛・竹澤良衡等と謀つて新田義興を矢口の渡に殺した。堯寛は重長五世の孫であつて、當時稻毛十二郷を領有してゐたと云ふ。

尤も江戸氏が、重繼以來、いつの時代まで江戸の地にゐたかと云ふことは明かでないが、古簡雜纂には、正平二年三月二十四日、江戸重村著到狀に「墨田馳參」とあり、その頃尚江戸の地にゐたことが推測される。猶鎌倉管窺武鑑には「江戸家領は本と豊島半郡なりしを、太田道灌喜多見の地と買得して彼此交換せるならん」と云ふ記事があり、江戸氏喜多見への移轉は長祿元年太田道灌の江戸築城直前のことと思

江戸次郎重通与同族太郎政重相
論重代鑑強并文書等事

右於祖父重益跡者以重通父太郎次郎行重為嫡子永仁六年三月十七日配分年爰行重跡又為未分之間及嫡庶論處重通可為家替之条去年十月五日所被裁許也而重代鑑強及文書等政重依為當腹柳留之由重通申之蒙就本主素意帶持之旨雖稱之於行重跡者為未分之上證據不分明且重通嫡子之条先日成敗訖然則柳留跡鑑強文書等者可渡重通也者依鎌倉御下知如件

正和三年五月十一日

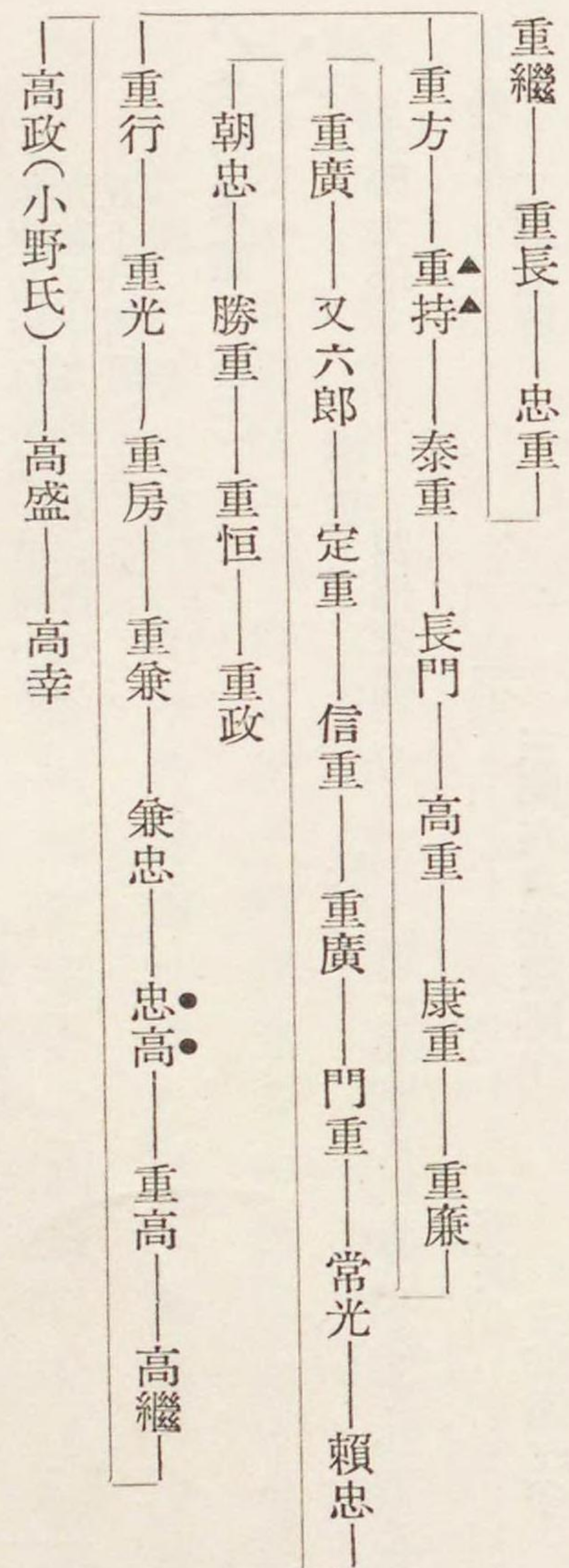
相模守平朝臣

鎌倉幕府 下知狀

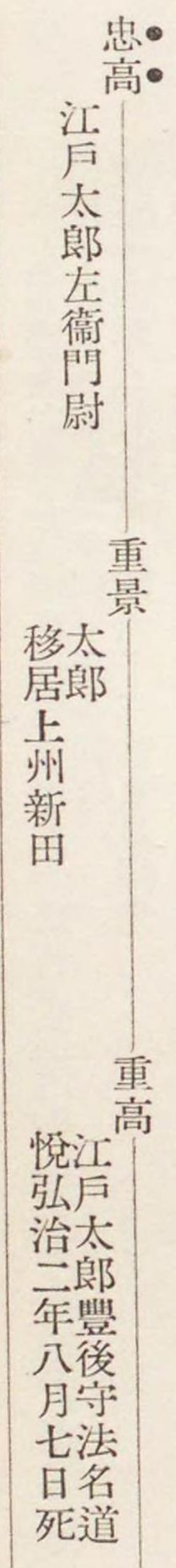
帝室博物館の所藏に係り、縦一尺五分、横一尺五寸五分。正和三年江戸次郎重通と同族太郎政重の兩人が家重代の鎧・旗・文書等の所有權を争つた際に於ける鎌倉幕府の下知狀で、署名の相模守平朝臣は北條熙時であらう。

はれ、系圖纂要にも重廣の條下に「太郎右京亮駿河守住武州多磨郡北見とあつて前者の説と符合する。しかしその一族は猶江戸附近に住居してゐたものと見え、小田原衆所領役帳には、江戸小三郎の所領として、江戸千束之内近葉分同局澤六郷原分三田坂間分を擧げ、寛政重修諸家譜には、江戸小三郎廣重の孫頼忠が天正十八年小田原陣のとき江戸に住してゐたと記されてゐる。

江戸氏の系圖 (一)



江戸氏の系圖 (二)



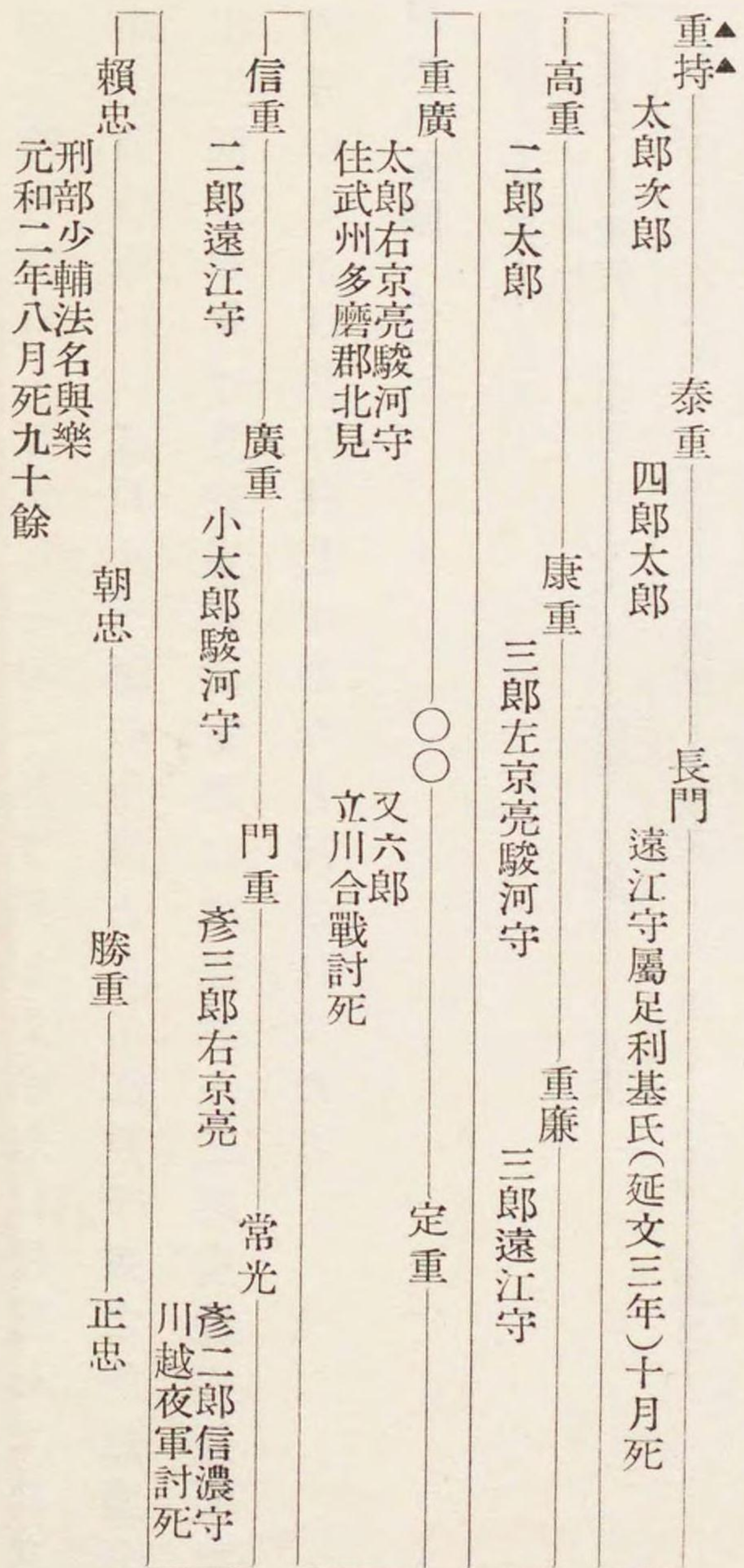
高繼 江戸太郎豊後守法名道仙長尾内執事食上野新田郡内小林館林土橋川俣郷丹波川村下野足利郡上鹽多利下鹽多利等天正十四年八月廿七日死六十三號氷月禪光

高政 左馬介 東照公被召出改江戸稱小野元和元年九月二十三日死五十八雪嚴宗玄

高盛 小野左馬助

高幸 高重 高朝 高明

江戸氏の系圖 (三)



豊島氏

豊島氏は、平安朝の末から鎌倉時代にかけて、所謂豊島郡に於ける豪族であつて、

江戸・葛西兩氏と同じく平氏秩父の支族である。平良文の孫將常が武藏權守に任ぜられてから、その子孫は武藏國の諸方に居を占め、或は豊島に據つて豊島氏と稱へ、或は葛西によつて葛西氏と稱へ、又江戸によつて江戸氏を稱へたのである。

寛政重修諸家譜によれば豊島氏は、今の呈譜に、豊島次郎常家より十六代の孫勘解由左衛門泰經にいたるまで、武藏國豊島足立多摩兒玉新座の五郡を領し、豊島郡豊島城に住す。文明九年太田道灌がために滅さる。その男勘解由左衛門泰保、その子を市兵衛經忠と云ふとあり、前後約三百年間、今の東京府の一角に雄視してゐたのである。

武藏權守平將常に二人の子があつた。長子は秩父太郎武基で、秩父氏の祖である。武基の弟武常は今の府下王子町清光寺の傍にをり、豊島次郎と稱へ、その後累世此所に居館を構へた。今の豊島館址はこれである。武常の子近義は豊島太郎と稱へ、今の府下瀧野川町に平塚城を築いて此所にをり、源義家に屬してゐた。今の平塚明神には義家・義光・義綱の影像、及び嘗て近義が、義家から拜領したと傳へられる鎧が残されてゐる。

豊島氏で先づ史上に現はれてゐるのは常家の孫清光である。王子神社は清光

豊島清光

が熊野權現を勸請したものといはれ、又今の六阿彌陀もその女に殉じた侍女の冥福の爲に、出生の地に建てたものと傳へられてゐる。治承四年源頼朝は、兵を擧げるに當り、先づ書を豊島氏に送つて援を求めた。清光は其の子三郎清重と共に率先してこれに應じたのである。

清重は頼朝の奥州追討後奥州總奉行に任ぜられ、清光の庶子朝經は、土佐守護職を興へられたが、清光の晩年は次に述べるやうに非常に不幸であつた。

清光には、はじめ四男一女があつた。長子清康は馬から落ちて荒川に溺死し、朝經は、弟重元と共に叡山の僧徒と戦つて討死し、晩年の一女子は足立少輔に嫁したが、間もなく或る事情の爲に、荒川に身を投じて死んだ。豊島家を繼いだのは朝經の子有經で、有經の兄朝綱は父朝經と共に討死してゐる。

清光の死後豊島氏の事跡はよくわかつてゐないが、正應二年二月、豊島又太郎時元が法を犯して、豊島庄犬食名の地を沒收されたと云ふ。この庄の所在地は不明であるが、多分今の南足立郡江北村の領家あたりかと云はれてゐる。又江北村には宮城と云ふところがあるが、こゝは豊島氏の一族宮城氏が住居してゐた所だと傳へられ、清光の一女が嫁したと云ふ足立少輔はこの宮城氏であつたと云ふ傳説

もある。

はじめ豊島氏は荒川を隔て、今の北足立郡のあたりまで領有してゐたが、次第に衰微し、江戸氏が畠山重忠の死後、その領地全部を併せてからは江戸氏の一支族のやうに思はれるやうになつた。

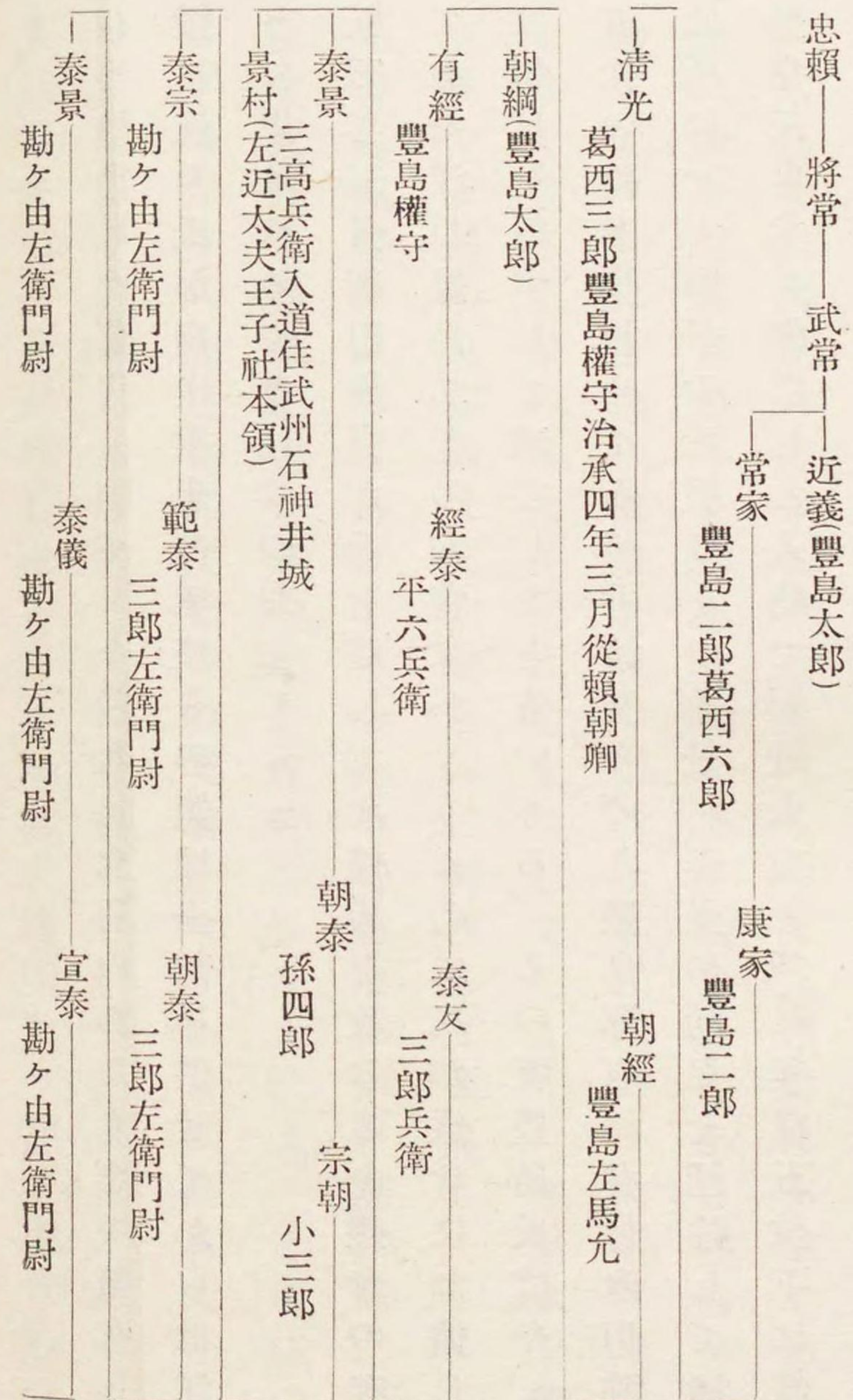
元弘三年五月新田義貞が兵を起して北條氏を攻むるや、鎌倉の存亡はその途に當つてゐた江戸・豊島二氏の向背にかゝり、この二氏が鎌倉に加擔しなかつた爲に、鎌倉は旬日を経ずして滅亡したといへる。この頃豊島氏はやゝ勢力を挽回し、清光五代の孫泰景、初めて石神井城を今の北豊島郡石神井村氷川神社の近傍に築いて此所にをり、泰景の死後は、その弟景村、泰景の幼兒を輔佐して同城にゐた。景村は豊島氏中尤も傑出した人物で、左近大夫と稱し、後從五位下に敍せられた。

後村上天皇の正平四年、足利尊氏はその子基氏を關東管領として鎌倉に置き、武藏國はその執事上杉氏の管下と爲り、豊島氏はその臣となつた。後上杉氏は山内・扇谷の二家に別れて紛擾に紛擾を重ねた。當時豊島氏は山内家の重臣長尾氏に仕へてゐたが、たまたま長尾景春繼承のことについて不平を抱き、上杉氏を今の埼玉縣兒玉郡北泉村五十子の陣に強襲し、山内顯定、同憲房、扇谷定正等を走らせた。

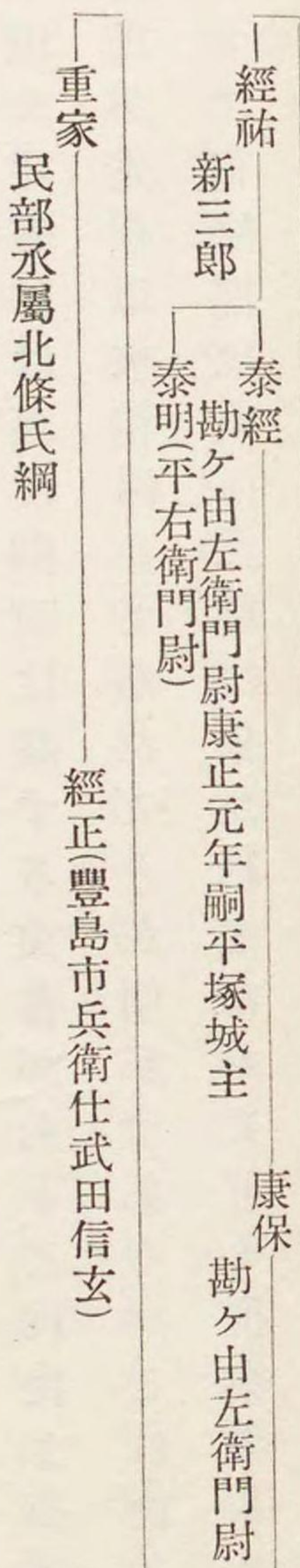
豊島氏の滅亡

この事變は扇谷家の重臣太田道灌の留守中の出来事である。道灌はこの事變を聞き、文明六年三月、豊島氏の平塚城を攻めて城に火を放ち、更に翌年四月には悉くその一族を討つた。かくて豊島宮城、板橋瀧野川志村等の一族は皆討死し、平塚、石神井、練馬、志村、板橋等の城はみな陥つて、豊島氏はこゝに全く滅亡したのである。

豊島氏系圖



瀧野川氏



瀧野川氏は豊島氏の一族で、今の瀧野川町金剛寺邊に城砦を築いてゐたと云ふ。新編武藏風土記稿には、豊島氏の系圖に宮城八郎重仲の次男瀧野川大夫五郎信久、信久の子瀧野川次郎信川、信川の子同五郎久吉、久吉の子同五郎久道、久道の子同長門守豊明と見ゆ。これ等皆當所に住して、在名を氏に唱へしならんとある。

板橋氏

瀧野川長門守豊明の弟は、板橋次郎豊清と云ひ、始めて板橋の地に住し、板橋を以て氏としたと云ふ。大永四年正月江戸城の上杉朝興、北條氏綱の攻撃に遭ひ、敗走して板橋に來た時、板橋某、その弟市太夫以下が討死したと云ふ記事が小田原記に出てゐるが、板橋某、その弟市太夫と云ふのは豊清と同族のものであらう。現在板橋町乘蓮寺に板橋信濃守忠康の墓があり、この邊が板橋氏の居城であつたものと思はれる。新編武藏風土記稿には板橋氏について、舊家市右衛門、板橋氏なり。家を閱るに大祖村岡良文に出づ。良文が子孫に豊島因幡守康家と稱するものあ

り。承久二年武州豊島郡豊島村を領す。豊島清光葛西清重は皆同族なりと云ふ。康家が子孫因幡守親盛、板橋の御東山と云ふ所に在城して氏を板橋と改む。是れ板橋氏の祖なり。其の子將監親棟に二子あり。長を太郎行常と云ふ。後加賀守と改む。次を親恒と云ふ。その子民部某は召出されて子孫旗下の士に列す。次男正重は當地に土着して子孫今の市左衛門に至る。又行常が子に大隅守正高と云ふものあり、常州笠間に移り、其子兵左衛門正吉領主丹波守康永に仕ふと述べてゐる。

葛西氏

葛飾郡が東西に別れたのは何時頃のことか不明であるが、千葉大系圖には治安三年の春、武藏の介藤原真枝が勅宣に反いたので、葛西氏の祖將常これを討ち、その功として駿河益頭郡、武藏豊島郡、上總埴生郡、下總葛西郡を賜はり、大いに武威を輝かしたと見えてゐる。又伊勢御巫家所藏の鎬矢記並びに外宮の禰宜檜垣氏所傳の檜垣文書等には葛西御厨に關する文書があり、これによつてみれば、葛西の地は葛西氏が先祖以來相傳してゐたことが明かである。これによつて、恐らく治安以前すでに葛飾郡は東西二郡に分たれてゐたことも推察することが出来る。而してこの葛西の地は、葛西氏領有後間もなく伊勢大神宮の神領となつて、葛西御厨と

葛西御厨

稱せられることゝなつた。永萬元年三月の檜垣文書に、この葛西御厨は、葛西三郎清重の先祖によつて伊勢大神宮に寄進されたもので、嚴重に一圓神領たるものなりと見えてゐるが、その先祖の名は不明である。しかし千葉大系圖に、將常の子武常が初めて葛西次郎と稱へてゐるところから見れば、或は武常を指してゐるのかも知れない。

檜垣文書によると、葛西御厨は上葛西と下葛西との二つに分れ、郷の數は合計三十三とあるばかりで、一々の郷名は全く不明である。しかし永萬元年から二百三十二年後、應永五年の作成に係る下總國葛西御厨注文と云ふ文書の中には明かに地名を擧げ、且つ田數までも載せてあり、その地名によつて御厨の地域を考へると、現在の東京府下南葛飾郡全域と一致する。

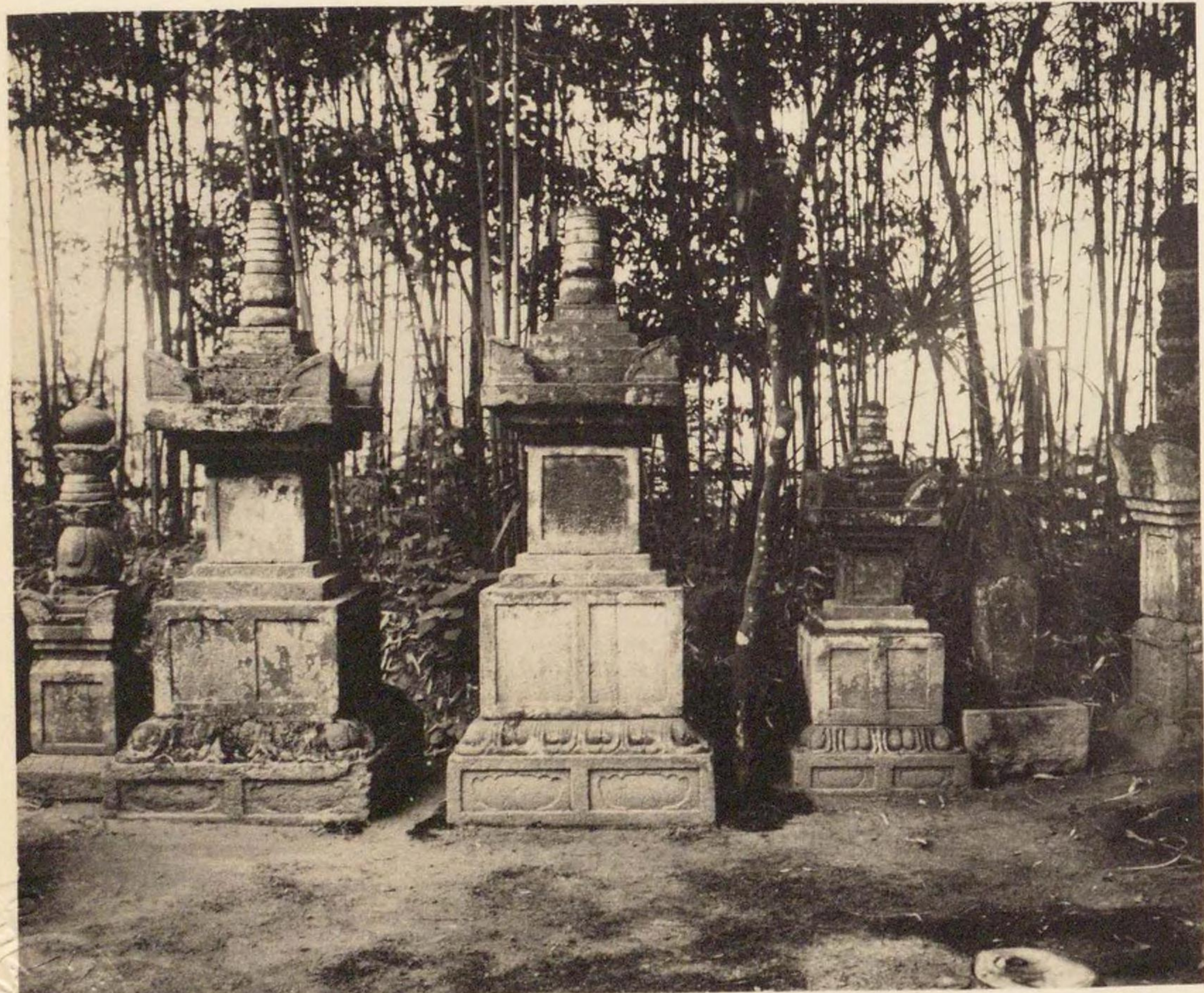
葛西清重

大日本史には、清重の傳に、清重の先、世々武藏に居る。父祖皆豊島と稱す。而して清重葛西と稱す。葛西は下總に在り、蓋し清重其の地を兼有し、因て之を氏とすと書いてあるが、その典據は詳でない。併し清重が葛西氏にあつて重要な人物であることはいふまでもないのである。清重は、初め源賴朝に安房から招かれた時、同族江戸重長が大庭氏に屬してゐたために、憚つて赴かなかつたが、賴朝が武藏に

入るに及び、父と共にこれに投降した。その後彼は範頼に従つて平氏を西海に討ち、又頼朝の奥州征伐にも従つて功を立て、承久の役には耆宿の故を以て軍に従はず、大江廣元等と共に専ら帷幄に參し、軍士調發などのことに當つた。

沙石集に、故葛西の壹岐の前司(清重)といひしは、秩父のすえにて、弓箭の道えたりし人也。輪田の左衛門(和田義盛)世をみだりし時、葛西の兵衛(清重)といひて、あらにて、鬼こゝめのやうなりし輪田が一門をかけちらしたりし武士也。心もたけくなさけも有ける人也。故鎌倉の右大將(源頼朝)の御時、武藏の江戸(江戸太郎重長)子細ありて、彼江戸をめして、葛西にたびけるを、葛西の兵衛申けるは、御恩を蒙り候は親しき者共をもかへりみんためなり。身一つはとててもかくても候ぬべし。江所(重長)は親しく候。僻事候はば、めして他人にこそたび候はめと申に、いかで給らざるべき。もし給はらずは、汝が所領も召取るべしと、しかり給けれども、御勘當蒙るほどのことは、運のきはまりにてこそ候はめ、力をよばず、さればとて給はるまじき所領をば、争でか給ふべきと申ければ、江所もえとり給はずとあるのを見ても、清重の風格を偲ぶことが出来る。

源頼朝股肱の臣として終身忠節を盡した清重の居城に就いては二説ある。一



葛西氏墓

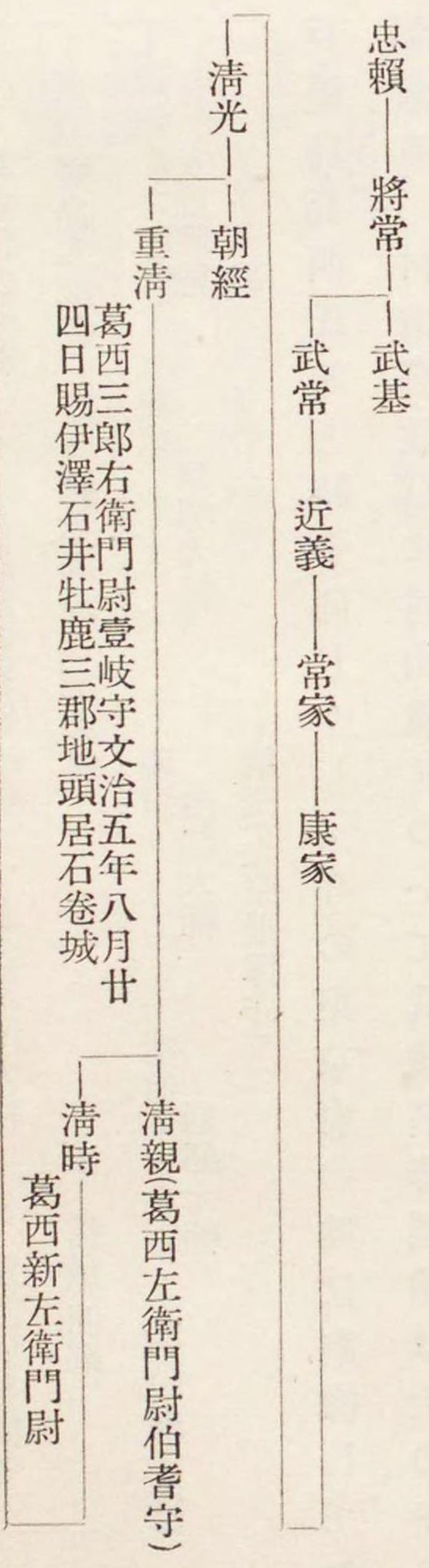
南葛飾郡南綾瀬町普賢寺にある。文字は消滅してゐるが、葛西氏の墓と稱せられてゐる。



説は今の本田村澁江西光寺の邊であると云ひ、一説は今の龜青村青戸古城址と云ふのである。この點について葛西志は次のやうに述べてゐる。

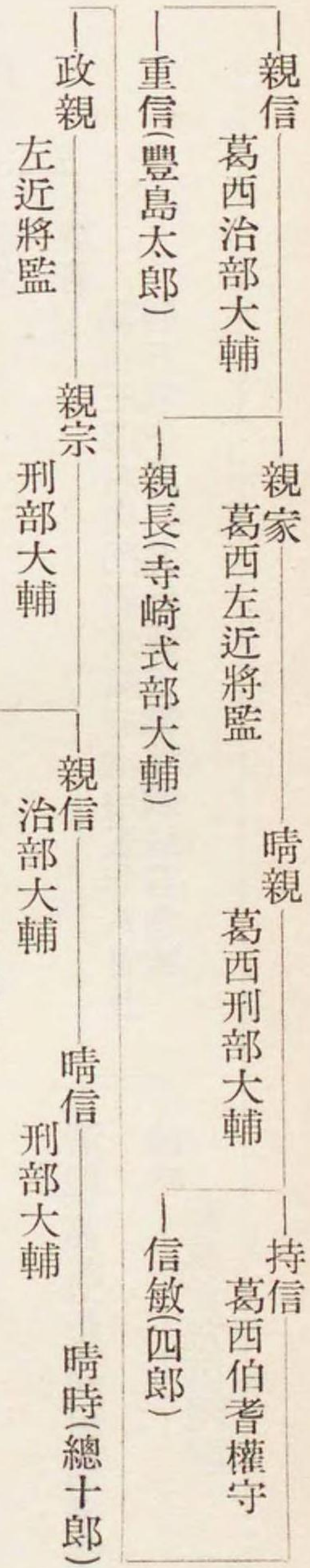
或は西葛西領澁江村西光寺の邊、清重が宅地の跡なりといへど、今その地につきて搜窺するに四邊みな平行の田畑にして、いさゝか要害の處にあらず。思ふにかの村を清重が住居と云は、全く清重塚あるゆへの説なるべし。よつて按ずるに、かの塚より東北の方二十町餘を隔て、青戸古城址と云處あり。その地は東方中川に邊して便ある處なれば、是等もし清重が住せし地なるにや。今里人は青砥藤綱が居城地なれば、後年村をも青戸と名付しとのみ傳へたれど、恐くは藤綱が此地へ居城なせしも、それよりさき陣屋など構へたる要害の舊地によりしにあらずや。

葛西氏系圖



第二 開府以前の沿革概要

第三章 鎌倉守護時代



村山黨

江戸・豊島・葛西氏等と時を同じくして今の東京府の地に割據してゐた豪族に村山黨がある。村山郷並びに村山黨について武藏名勝圖繪は次のやうに説明してゐる。

村山と號する郷名は古き事にて治承養和の前より唱へし郷名なり。右大將頼朝卿義兵を掲給ひし頃も、村山黨御味方に參り、治平の始に恩賞せられし事古記に載せり。村山と號する所は大抵狭山の麓の山附、東は野口久米川邊より、西は宮根ヶ崎迄を村山とは唱へ、其地を領せし人々を村山黨とは號したるなり。夫より三四百年を経て山口氏の人入間郡に住し、子孫城居せしより又中古は山口が所領の地なるにや。村山郷山口領と稱し、亦は村山の號も唱へず只山口領と號する地も在しなりと。往古山口氏の人も村山氏より出て入間郡山口に住せしより地名を以て氏となせり。又云村山より出たる人々多く入間郡に住すれ共惣號を村山黨とは申也。今も村山といふ地はなけれ共、十里も十五里もはなれたる所にて此の邊をさして村山と呼べり。

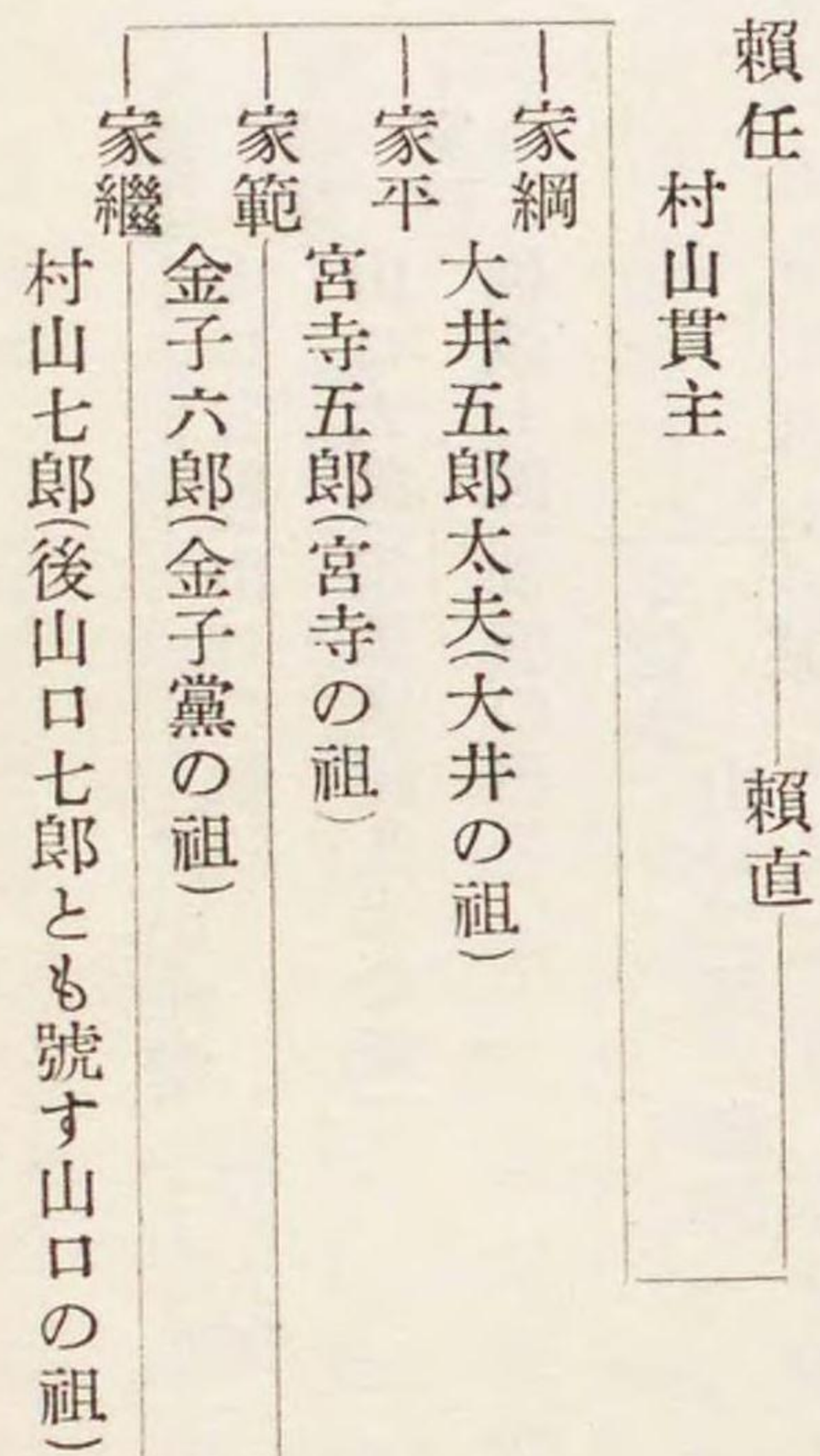
村山黨之祖は村山頼任といふ人始めて此地に住居してより子孫村山を以て氏とす。此の人は、桓武平氏上總介忠頼より四代の孫なり。村山頼任の孫より數家に分流す。此村山氏住居の地邸跡不詳。東鑑治承五年五月十六日村山七郎頼直本知行今更不可有相違之由、被仰出云云。

又村山支流について武藏名勝圖繪は次のやうに述べてゐる。

村山七郎頼直より分流し多磨郡住居の人々は少く各入間郡に住す。是を村山黨と稱して頼朝卿關東に旗を揚げられしより御味方に屬せし事東鑑或は盛長私記等其外盛衰記諸書に記せり、又元弘建武以來も武藏七黨の内にて村山黨と稱す。

村山七郎の子孫は村山(多磨)大井・宮寺・金子・山口・須黒・久米・仙波・廣屋・荒波・多難波多(以上入間郡)等の姓を稱して、代々小田原北條家に仕へ、戰國時代に及んでゐる。

村上黨並びに山口氏の略系



季繼 山口二郎(山口の祖) 季信 山口太郎
 家俊 山口六郎(須黒廣屋久米の祖)
 家信 仙波七郎(仙波の祖)

信景 山口二郎兵衛尉
 某 荒波多三郎(荒波多の祖)
 某 大井太郎(大井の祖)

高範 難波多小太郎(難波多の祖) 某 難波多太郎 難波多彈正
 家忠 金子十郎(金子の祖) 家高 時家
 近範 金子與一(子孫金子氏を稱す) 大藏允 太郎 範景 太五郎

横山黨

村山黨の一族が今の北多摩郡の一角に割據してゐた頃、今の南多摩郡には横山黨の一族が雄視してゐた。横山黨の大祖は參議小野篁で、篁八代の孫小野隆義武藏國の國守として當地に下向し、以後代々横山の地に住み、横山氏を稱へたと云ふ。横山と云ふのは元多磨の横山と云ひ、多磨川の南側に沿つた丘陵を指して云つたものゝやうである。當時横山庄と云はれたのは、小佛峠から今の由木、關戸を経て、

横山庄

神奈川縣橋樹郡に至る一帯の土地であつた。萬葉集に「赤駒を山野にはなしとりかねて多麻の餘許夜麻かちゆかやらむ」等とあるのを見れば、餘程昔から横山の稱があつたものと思はれる。横山黨のことについて武藏名勝圖繪は次のやうに述べてゐる。

上古の事はしらす、およそ千載近き頃よりも横山黨といふの祖たる人此地に居を構へて、地名に因て横山を以て氏とはせり。此横山氏は武藏國七黨の内にて東鑑等其外鎌倉の事を記したる諸書にも由井郷などいふ事は載せざれども武藏國横山庄といふ事所々に出たり。東鑑云建曆三年五月和田合戦の時横山右馬允時兼が所領なる横山庄を没收せられて、此地を大膳大夫大江廣元に宛行れ給ふ事在てより横山庄に横山氏の所領は此時よりたへ果たり。又云古き謡曲に横山と題號せし謡あり。足利室町家の時分は世に行れし謡曲なれども、業とする家にあらずれば知る人も稀也。是も横山氏の人數代の所領を失ひし事を述懐し、一族の衰へたるを諷諭するうたひなり。今は此曲すたれたりとぞ。

なほ吾妻鏡及び系圖略等によつて横山黨歴世の興廢を見るに、小野篁八代の孫小野隆義武藏の國守として下向し、その子武藏權守小野義孝はじめて横山庄横山に住み、横山太夫と稱へ、義孝の子資孝は武藏國にあつた官馬御牧の別當に任ぜられ、横山別當野三資孝と稱した。その子次郎太夫經兼は、康平五年安倍頼時が陸奥

横山時廣

に反した時、源頼義に従つて下向し、大いに軍功を立てたと云ふ。經兼の子は野新大夫隆兼、隆兼の子は散位權守時重、時重の子は權守時廣である。時廣は頼朝に従つて奥州に下向し、泰衡追討の合戦に軍功を立てた。かくの如く横山黨は源氏に對して累代忠節をつくしてゐるので、頼朝の如きは横山氏に對して「源家代々の功臣」と云つてゐる。

横山時兼

時廣の子は右馬允時兼である。時兼は建暦三年五月和田合戦の時、和田方隨一の與黨であつた。時兼の伯母は義盛の妻である。彼は一族を率ゐて鎌倉に赴き、義盛の爲に戦つた。しかも彼の一族古郡左衛門尉保忠は和田合戦の張本人であつたと云ふ。この戦は和田方に利なく、義盛をはじめ横山黨の人々も多く討死した。吾妻鏡には討死の日記に横山の人々三十人とあり、横山氏こゝに亡び、その所領もまた没收せられて了つた。

横山黨系圖

横山黨系圖

經兼
横山

隆義

義孝

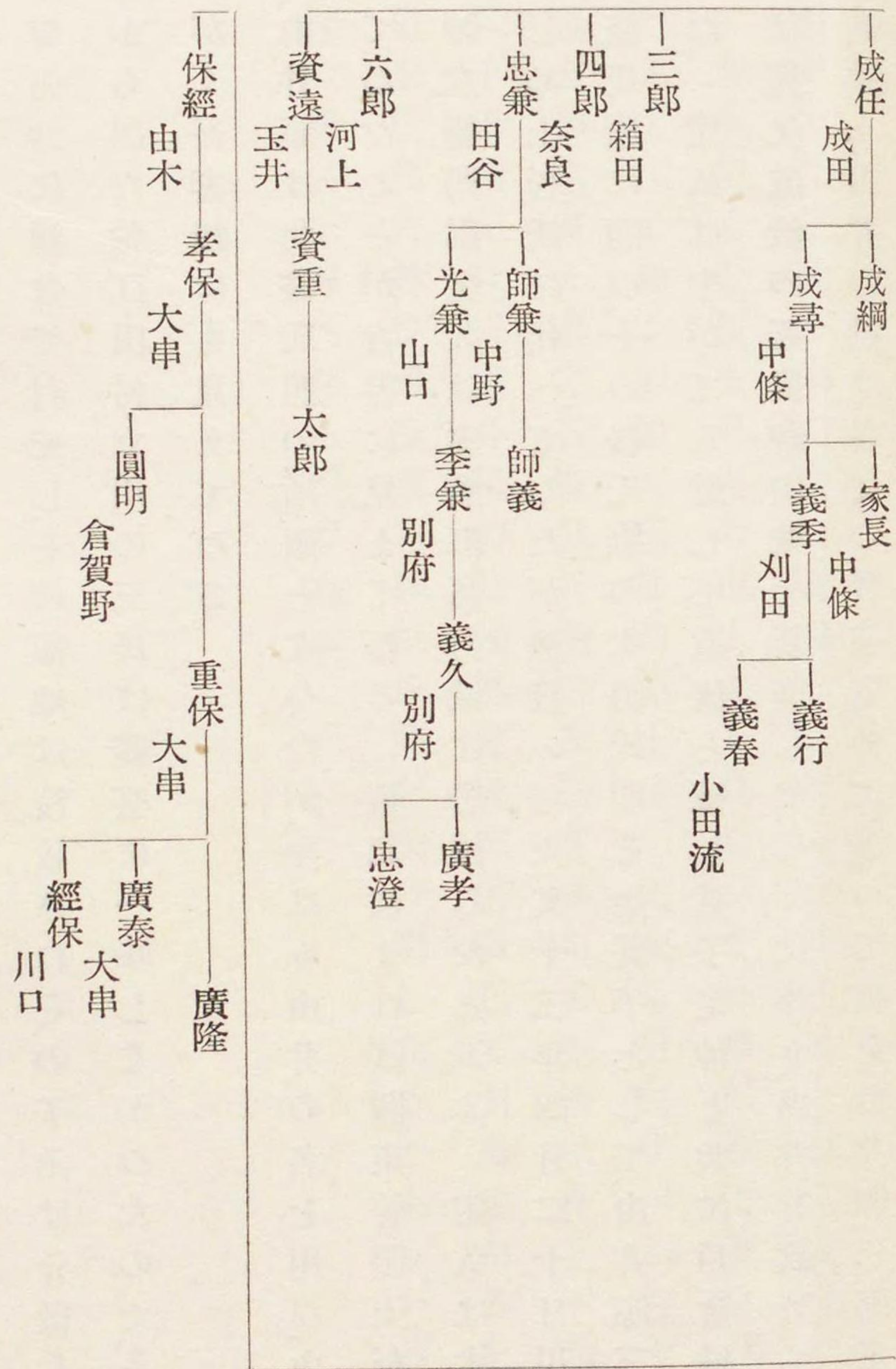
資孝



横山氏墓
八王子市本町妙薬寺にある。



由井氏



武藏七黨の一なる西の黨の一族に由井氏と稱へられた一族があつた。由井氏は高魂尊の後胤、西の内太夫日の宗忠の弟由井別當宗弘から起つたといはれてゐる。宗弘は弘仁の頃の人で、左右馬寮に屬する由比牧の別當であつたらしく、由井別當宗弘と稱し、後に朝廷の警衛として京に留まり、子孫も亦京にゐた。今の西多

摩郡由井村に住み、由井氏を稱へた家は恐らく宗弘の庶流で、初めは由比と書いてゐたらしい。由井氏と同じく牧より起つた武士には横山庄の横山氏、秩父庄の秩父氏、長井庄の齋藤氏、畠山庄の畠山氏などがある。

由井宗弘から六代の孫由井太郎(名闕)は、建暦三年五月和田義盛に味方して横山時兼等と共に鎌倉で討死し、その領地は沒收されその子弟は分散した。しかし由井氏から出た狛江・田村・立川の三氏は義盛に一味しなかつたので、その子孫のことはながく吾妻鏡にも見えてゐる。

後、由井領は北條氏照の所領となつたが、やはり由井の名を用ひ、由井郷の何村と稱してゐたことが古書に見えてゐる。舊記によれば、關東管領上杉家譜代の大名大石源左衛門尉定久は多磨郡高月城に住居したと云ふ。定久は木曾義仲の末流で、はじめ上杉氏に仕へてゐたが、後叛いて天文十三年四月二十日川越夜軍の時から北條氏康に隨ひ、その後氏康の次男氏明を婿養子として、由井源三郎氏明と名乗らせた。定久はやがて入道して道俊と號し、實子定仲と共に戸倉城へ移住した。氏明は養父道俊の死後瀧山城を新築してこゝに移り、由井を改めて北條陸奥守氏照と名乗り、由井の姓は養父の實子定仲に譲つて彼を由井源三郎定仲と名乗らせ

たと云ふ。

武田記には三増合戦の條に「陸奥守氏照の家の子に大石遠江守といふ大剛の兵真先に進み働くを、信玄三増の山上より見給ひて勝頼が陣に向ひ、白き陣羽織を着し倫をはなれて働く形勢天晴なる勇士也。あたらし男討すべからず。相川甚五兵衛・伊藤玄蕃允・原大隅守・石坂勘兵衛四人急ぎ馳向て生捕來れと下知し給ふ云々」とあり、又小田原記に「三増合戦の時陸奥守氏照苦戦して引揚兼たるを、由井源三郎と云ふ勇士氏照に替つて猛威を振ひ氏照を援け出したり」とあり、いづれも由井源三郎定仲の勇名を傳へたものである。

第四章 關東管領時代

一 足利氏の關東經營

北條氏に代つて關東の地を經略したのは足利氏である。皇家中興の時、尊氏は武藏・常陸・下總三國の國守に任ぜられ、直義をして征夷大將軍、成良親王を奉じて鎌倉にをり、關東を鎮せしめた。

足利氏の
關東經略

時行の鎌
倉奪回

建武二年七月、北條高時の遺子時行、兵を信濃に起して武藏に入り、鎌倉に迫つた。直義は兵を出して女影原・小手指原府中に陣を布いてこれを防がしめたが、戦に利なく、自ら今の南多摩郡町田町出の澤に出で、戦ひしもまた敗れ、一族のうち戦死したものが少くなかつた。そこで直義は遂に鎌倉を棄て、成良親王を奉じて西に走り、一時鎌倉は時行の手に歸した。時に尊氏は京都にあり、この敗報を得て大いに驚き、勅許を待たずして自ら兵を率ゐて東下し、時行の軍と箱根・相模川の地に戦ひ、大いにこれを破り、長驅鎌倉に入った。そして先づ地を鶴岡八幡宮に献上し、ついで從軍の將士に恩賞を行ひ、武藏・下總・相模・上總に於ける新田氏の所領を沒收した。朝廷では、尊氏を京都に召還しやうとしたが、尊氏これに應ぜず、遂に反旗を翻

尊氏の鎌
倉入り



武藏常陸下總三國の國守に任ぜられ、直義をして征夷大將軍成良親王を奉じて鎌倉にをり、關東を鎮せしめた。

建武二年七月、北條高時の遺子時行、兵を信濃に起して武藏に入り、鎌倉に迫つた。直義は兵を出して女影原、小手指、原府中に陣を布いてこれを防がしめたが、戦に利なく、自ら今の南多摩郡町田町出の澤に出で、戦ひしもまた敗れ、一族のうち戦死したものが少くなかつた。そこで直義は遂に鎌倉を棄て、成良親王を奉じて西に走り、一時鎌倉は時行の手に歸した。時に尊氏は京都にあり、この敗報を得て大いに驚き、勅許を待たずして自ら兵を率ゐて東下し、時行の軍と箱根相模川の地に戦ひ、大いにこれを破り、長驅鎌倉に入つた。そして先づ地を鶴岡八幡宮に獻上し、ついで從軍の將士に恩賞を行ひ、武藏下總相模上總に於ける新田氏の所領を沒收した。朝廷では、尊氏を京都に召還しやうとしたが、尊氏これに應ぜず、遂に反旗を翻

當寺領尾張國藤木庄富田庄
園分海島五村越前國山本寺
京藤支那武藏國以方御内前
上総國味蘇南庄内龜山
御下総國古河有深内毛
成車毛赤村上野國赤村
海厨内北玉村御出羽國北
庄河以庄五ヶ所
吉田縣三書
地治様奉書
皇去月八日
友宗
并關東安堵許可令御行給らむ
如件
建武二年七月十日
直義
謹上 圓覺寺長老

足利直義 安堵狀

鎌倉圓覺寺の所藏に係り、縦一尺一寸五分、横一尺八寸。建武四年七月十日直義が圓覺寺長老に與へた持領安堵の書狀で、古文書に「江戸郷」の名の出て来るのは本書が初めてである。

北畠顯家の鎌倉入り

覇業完成

關東管領時代

新田氏の武藏攻畧

して、鎌倉將軍の舊邸に府を開き、政務を行ひ、自ら征夷大將軍關東管領と稱した。

建武二年陸奥國守北畠顯家は尊氏を討たんとし、兵を率ゐて、武藏を過ぎ鎌倉に入つたが、既に尊氏及び尊氏に味方してゐた多くの關東諸豪族は、西上した後であつた。延元元年正月尊氏は京都で大敗し、西國に走つたが、九州の精銳を率ゐて再び大舉東上し、官軍を兵庫湊川に破るに及んで、後醍醐天皇は叡山に行幸遊ばされ、更に吉野に行幸あつて行宮を營み給ふことになり、尊氏は京都に幕府を開き北朝の天皇を擁立することになつたが、關東の大部分は足利氏の領土で、江戸葛西三浦三氏をはじめ、武藏七黨の輩は何れもまた彼に歸屬した。

正平四年(貞和五年)尊氏の第二子基氏は鎌倉管領に任ぜられたが、年僅かに十歳に過ぎなかつたので、尊氏はその輔佐として上杉憲顯高師冬を執事に任じた。

正平七年(文和元年)新田義宗等が、上野武藏を攻略して鎌倉に迫つた時、尊氏は自ら將としてこれを武藏野に邀へ討つたが却つて利を失ひ、基氏も亦鎌倉に防いで敗れた。しかし程なく鎌倉は足利氏の手へ歸し、武藏もまたその管轄となつた。

その後正平十三年(延文三年)新田義興等が、再舉して越後から武藏に侵入して來たが、基氏はこれを多摩川矢口渡に誘殺した。この時江戸堯寛等は基氏に味方し、與

成氏の逃亡

たれたのは、實に憲實の功と云はねばならぬ。

持氏の滅亡後、鎌倉は暫くその主を失ひ、實際の政はこれを上杉氏が行つてゐた。寶徳元年上杉清方等幕府に乞ひ、京都から持氏の子永壽王丸(成氏)を迎へて鎌倉の主としたが、成氏長ずるに及んで、父持氏と上杉氏との關係を知り、上杉氏を快しとせず、享徳三年十二月遂に執事憲忠を殺した。憲忠は憲實の子である。こゝに於いて、上杉氏の宰臣長尾景仲は、上杉房定と圖り、憲忠の弟房顯を立て、主とし、自ら越後・信濃・上野・武藏の兵を集めると同時に、事を京都に報じた。この時成氏は鎌倉を發して兵を北に進め、分倍河原・立川原に於いて長尾氏の兵と戦ひ、進んで下總の古河城に籠つて上杉氏の兵に備へた。

鎌倉廢墟となる

一方今川範忠等は幕府の命を受けて東下し、成氏の不在に乗じて鎌倉に亂入し、火を市中に放つて、公方御所をはじめ、神社佛閣將士の邸宅等を悉く焼いてしまつた。こゝに於いて、基氏以來五代百十三年の間、關東の中心であつた鎌倉も遂に廢墟となつた。時に康正元年六月、關東八州の風雲はいよゝゝ急を告げ、群雄相食む戰國時代を展開するに至つたのである。

古河堀越
兩公方

古河公方
と扇ヶ谷
上杉氏

成氏は下總の古河城に據つて古河公方と稱し、上杉氏は關東の西南部に割據し

てこれに對抗したが、上杉氏の庶流扇谷家に特朝を出し、太田資清・資長等の名宰これを補佐するに及んで頓に盛になり、犬懸家に代つて、山内家と共に兩上杉と云はれるやうになつた。長祿元年四月、太田資長初めて江戸城を築いてこゝにをり、父資清は岩付城に、その主持朝は河越城にあつて、互に相連絡し、武藏國を横斷して下總の成氏に備へた。

堀越公方

太田資長の江戸築城と時を同じくして、幕府はその一族澁川義鏡を關東に下し、上杉氏と力を合せて成氏を討たせた。併し義鏡は東國の將士に對して威望足らず、幕府に請ひ長祿二年義政の弟政知を左馬頭に任じ、關東管領として伊豆の堀越に迎へることとした。かくして關東の地は古河堀越兩公方の勢力下に置かれたのである。

兩公方の
抗争

古河公方成氏と、堀越公方をいたゞく兩上杉氏との抗争は、長祿より文明に至る二十數年に亘つて武藏野の地でも繰返されたが、結局上杉氏は、太田資長等の獻替によつて、成氏に味方してゐた千葉孝胤、及び上杉氏に叛して成氏と合してゐた長尾景春等を降し、遂に成氏をして上杉氏に和を乞ふの餘儀無きに至らしめ、文明十七年一先づ關東の擾亂は收まつた。

太田資長
と江戸
起資長の
厭

長尾景春が世嗣のことについて不平を抱き、これを主家山内家に訴へて聽き入れられず、遂に太田資長の不在中、豊島氏等を率ゐて、上杉氏を五十子の陣に攻め、山内顯定・同憲・房・扇谷定正等を敗走させたこと及び資長がその後豊島氏を攻めてその居城に放火し、文明七年四月豊島氏の一族豊島宮城・板橋瀧野川・志村等を討ち、平塚・石神井・練馬・志村・板橋の諸城を陥れたことは既に述べた所であるが、豊島氏の滅亡後、資長の勢力は、江戸を中心として益々盛になり、主家扇谷家を凌ぐ有様となつた。資長は源三位頼政十世の孫で、備中守資清入道道眞の子である。入道して道灌といひ、武勇剛毅當時關東に並ぶものがなかつた。

江戸築城

長祿元年四月八日道灌は江戸城を築いて此所に移つた。當時の江戸城には子城・中城・外城の設があり、壘垣を繞らし、塹壕を鑿ち、城門を開き、橋梁を架け、城の中央に居館を設け、その後、閣側に直舎を置く等實に堂々たるものであつた。又城中には成樓・保障・倉庫・厩舎・臺榭・弓場なども完備してゐた。道灌はその居館を靜勝軒と名づけ、東を泊船亭と云ひ、西を含雪齋と呼んでゐた。當時含雪齋の軒には富嶽かゝり、泊船亭の下には滄海萬頃の波打寄せ、實に關東一の景勝であつたと云ふ。

道灌と文
學

道灌江戸城に在ること三十年、東征西戰頗る多忙の身でありながら、心を文學に

傾け、この方面に於いて後世に傳へられてゐることが少くない。文明六年六月十七日、心敬僧都を招いて、城中で和歌の會を開いた。これが有名な江戸歌合せである。彼は當時の高僧文人に依嘱して靜勝軒の記及び江亭記を作らせ、又城内に天満宮・山王權現堂・荒神宮を建て、前相國寺の僧萬里、鎌倉建長寺の宗猷、軒玉、隱易、安軒、竺雲等をして靜勝軒の銘及び詩を作らせる等、今に残つてゐる文獻も少くない。

文明十八年七月二十六日、道灌は相模糟屋の館でその主定正の爲に暗殺された。時に年五十五。かくてその城地は扇谷家に收められた。これについて、相州兵亂記は次のやうに述べてゐる。

道灌暗殺
さる

上杉家の出頭人評定の輩ども、太田入道扇谷の執事として萬づ心に任たる事を猜み、境に著ては吹毛の咎を争て、讒言しける事度々なり。然れども扇谷殿道灌無ては誰か天下の亂を靜むる者可有と、なにことなく被思ければ、少々の咎をば耳にも不聞入、只佞人讒者の世を亂へきをぞ悲み玉ふ間、道灌の出頭も彌めづらかなり。かゝる處に道灌江戸川越の城を構へ、其普請に心を勞め、無隙かりしかば、久く出仕もせざりければ、かの讒臣共よき隙なりと悦び、道灌父子山内殿を對治すべき爲に要害を構へ候條無疑と申上げる間、山ノ内より此事を扇谷へ如何と談合ある。定政大きに驚き、事まことなれば、是一家不和の基ひ、國土亂逆の端たるべしと度々專使を被下しかば、道灌父子、嗟堅子不足與、謀近年當家に無才庸愚の者ども、政務を争ひ、讒言眞を

左金吾源大夫江亭記

新、弗、過、躡、避、無、地、碎、磨、君、靴、鐮、折、以、聊、且、緊、記、其、景、
象、之、曼、し、而、云、尔、焉、文、明、丙、申、秋、之、杪、也、湘、山、真、推、得、云、

江亭記 古寫本

鎌倉荏柄天神社の所藏に係り、豎八寸三分、横一尺五寸五分。もと書冊であつたのを更めて一軸としたもので、題名も奥書もなく何人の書寫か不明であるが、恐らく徳川初期のものであらう。ここに影寫したのはその最後の一文である。

文明十八年七月二十六日、道灌は相模糟屋の館でその主定正の爲に暗殺された。時に年五十五。かくてその城地は扇谷家に收められた。これについて、相州兵亂記は次のやうに述べてゐる。

上杉家の出頭人評定の輩ども、太田入道扇谷の執事として萬づ心に任たる事を猜み、境に著ては吹毛の咎を争て、讒言しける事度々なり。然れども扇谷殿道灌無ては誰か天下の亂を靜むる者可有と、なにことなく被思ければ、少々の咎をば耳にも不聞入、只佞人讒者の世を亂へきをぞ悲み玉ふ間、道灌の出頭も彌めづらかなり。かゝる處に道灌江戸川越の城を構へ、其普請に心を勞め、無隙かりしかば、久く出仕もせざりければ、かの讒臣共よき隙なりと悦び、道灌父子山内殿を對治すべき爲に要害を構へ候條無疑と申上ける間、山ノ内より此事を扇谷へ如何と談合ある。定政大きに驚き、事まことなれば、是一家不和の基ひ、國土亂逆の端たるべしと、度々專使を被下しかば、道灌父子、嗟堅子不足與謀、近年當家に無才庸愚の者ども政務を争ひ、讒言眞を

左金吾源大夫江亭記


閑左形勝之雄、以武爲冠武者大圃也。其山水奇傑而兼要峯者、江戸其武之冠乎。距相府蓮幙可百里焉。綠蕪白沙並海以北、玉簪之山羅帶之水、跋海志劾而不覺日之得晚也。翠壁丹崖屹然以高峙、珎卉佳木蔚然而中秀迺。左金吾公源大夫之所築新城也。擬拳以躋焉、俯以臨焉。四面斗絕直下百丈、東南佳山水歷々以在杖屨之下。南顧則品川之流滂々深々、以深碧人家鮮尾乎北南而白塔紅樓、鶴立鸞飛以翼然乎其中。東武之一都會有揚一益二之亞稱也。東望則平川縹緲

兮長堤緩迴水石現偉兮佳氣鬱蒸謂之淺草濱白花木士勝化之場巨殿空坊輪奐以掩映乎數十里羸補渚妙境神人所幻云其後則滄洲茫乎百川与海會吳楚東南圻乾坤日夜落即而手其前則谷岩出沒而原野莽蒼天塹之元多句一夫當關則百萬不可近也乃知亦地面勢實一方金湯之最而無所与二也昔周室中微有諸侯患仲山甫城于東方國人安以集也宣丰大興焉公柶於斯外扼敵之喉襟内據武府之腹背東以賴之公之功可謂与仲山甫類行者城上置間燕之室扁曰靜勝々蓋兵家之機密乎當其西蒼蒼而有富士峯之雪天削芙蓉以玉立三万餘丈其窓曰含雪也侏南極則積水涵天沙甯會吐洪潮以出縮

于曉夕群山隔岸雲鬟梳洗濃翠而隱見于陰晴自然無軸之畫也息渚鷗汀漁家民屋枕藉以雜處沙戸木森人打地清旅船之可泊也青龍赤雀舳艫相銜蘭棹桂檣舸舳舳如織而歎乃之聲無斷也江情湖思寔樂笑哉締小亭曰泊舫也摘字於浣花詩其襟宇滌洒措意於睡雅之城弗語而可以知而已於是湘中僧高以詩鳴其道者或慕翫公之逸韻或歎豔其山水之美以寄詩言志金蓮琳琅其音玲瓏而成章余亦寓錚々於餘韻魚目入珠燕石盤璞非志也公之求之嚴也重以紙尾書而見命余朴而野者文何之有邪然昔賈弗過舫避無地碎磨銳錐朽以聊且緊記其景象之曼し而云尔焉文明丙申秋之杪也湘山莫推得云

江亭記古寫本

鎌倉荏柄天神社の所藏に係り、竪八寸三分、横一尺五寸五分。もと書冊であつたのを更めて一軸としたもので、題名も奥書もなく何人の書寫か不明であるが、恐らく徳川初期のものであらう。ここに影寫したものはその最後の一文である。



為南無法華經持
善教一枝其量類
贈行一箱也
到
神
卯月十日
實生寺
印

太田道灌書狀
もと神奈川県久岐郡堀之内村寶生寺の所藏、横濱市元町増徳院の保管に係るものである。

亂すなれば、讒者の糺明もあるべからず、只忠功の下に死を賜て、衰老の屍を曝さんこと、何の傷かあるべきとて、兎角の陳謝に及ばず、依之讒者しきりなりければ、文明十八年七月二十六日扇谷殿定政、相州糟谷へ御馬を被立、道灌を對治し玉ふ。山内殿顯定も鉢形の城より加勢として高見原まで旗を出されたり。去程に道灌入道打て出たりしを鎧にて突落し、首とらんとしければ、道灌其鎧の柄にとり付て、

かゝる時さこそ命の惜からめ

かねてなき身と思ひ知らずば

唯忠のみ有て咎なかりつる道灌、一朝に讒言せられて百年の命を失ふ、彼左納言右大史朝に受恩夕賜死と、白居易か書しも理かな。昔晉の石季倫か、緑珠が讒故に亡されて、金谷の花と散果しもかくやと云ぬ人もなし。

又太田安房守資武狀(帝國大學史料編纂所本)は太田道灌殺害當時の事情を次のやうに述べてゐる。

道灌は文明十八年丙午七月二十六日五十五歳にて遠行の由、慥被爲聞之段被仰越、拙者右申進候も、其通御座候。扱又死去の正説は、風呂屋にて、風呂之小口迄被出候時、曾我兵庫と申者大刀付、被切倒ながら、當方滅亡と、最期之一言、其時代には都鄙以無隱由、親度々物語仕候。彼曾我兵庫は、道灌重恩を爲蒙者にて御座候へとも、官領より之貴命無據故歟、右之仕合に候。道灌如一言扇谷御家も無時刻相果、河越も屬北條之手に申。此物かたり少々詞も難述長き事にて御座候間、存通は不被申候事。

太田道灌の墓は、今神奈川縣中郡高部屋村洞昌院にある。寛永系圖には、相州粕屋定正が館に入て卒す、上糟谷洞昌院に茶毘す」とあり、尙僧萬里が、道灌の二七日の忌辰に當つて、その靈を祭つた祭文の寫が今も洞昌院に藏せられてゐる。次はその一節である。

洞昌院殿心圓道灌大居士、二七日之祭文、維時文明龍集丙午秋之孟念有六大田二千石公心圓道灌、入相陽糟屋之府第、俄係白刃之厄

蓋し萬里は、知己道灌の爲に萬斛の金を以てその文を綴つたことであらう。相模繪風土記稿には、太田道灌の墓について次の記述がある。

太田道灌墓。五輪塔、高三尺五寸許、傍に古松二株、一は圍一丈六尺、一は一丈あり。按ずるに、石塔の様當時の物にあらず、後世建し物と見ゆ。下村淺間社別當大慈寺にも、道灌の墳墓あれど、當院に埋葬せしこと、其證あり。

鎌倉管領九代後記によれば、定正の道灌誅戮は、山内上杉顯定の苦肉の策によるものゝやうである。兎にも角にも道灌の死によつて、扇谷家はその翼をもがれ、山内家は目前の邪魔物を除き得たわけであるが、道灌の死後、その部下の將士は江戸、河越の城を去つて、上杉顯定の下に走り、道灌の子源六郎資康は甲州にのがれ、顯定の下知によつて兵を集めたと云ふ。相州兵亂記に、關東八州の大名小名道灌有し

程こそ扇谷殿へ心を寄しに、いつしか扇谷の柱石摧ぬ、何に寄てか扇谷殿へ參るへきとて、皆山内殿へ馳參る。とあり、如何に道灌の存在が扇谷家の興廢に對して重大であつたかが窺はれる。

道灌の死後、兩上杉氏は互に干戈を交へて相下らず、關東の地はたゞ腥風の吹きすさぶのみであつた。永正元年九月二十九日、山内顯定は扇谷定正の子朝良を今の北多摩郡立川のほとりで破り、進んで河越城を圍み、朝良をしてやむなく和を乞はしめるに至つた。こゝに於いて朝良は顯定の子朝興を扇谷家の養子に迎へ、自ら江戸城に隱退した。

その後扇谷家が引き續いて江戸城にゐたことは、永正六年宗長・宗祇の兩人が東遊の折、朝良入道江戸城に招いて連歌の會を催し、又大永四年朝興が、江戸城に據つて北條氏と戦つた事實によつても推すことが出来る。

文明十八年から永正元年まで扇谷家の城代として江戸城にゐたのは曾我氏である。新編武藏風土記稿は、今の北足立郡上尾町栢座にある曾我殿屋鋪を、右の曾我氏に縁あるものとして次のやうに述べてゐる。

曾我殿屋鋪 村の北にありて小高き丘なり。曾我十郎。同五郎の住し所と云。纔に一段ば

江戸城の
曾我氏の